

澁川六藏源則休謹誌  
猪飼豊次郎源久一

誠齋雜記丁未雜記五

撞方

一、時の鐘をつくに江戸すて鐘聲三ツなり、上方にては只一ツかり、是にても儉を知るべし。  
一、浪花の旅館に有りし時は、釣鐘町の鐘の聲と、北野寒山寺の鐘の聲を聞けり、長崎にては櫻町の鐘一つにても事足りぬ、これにて其地の狭き事を見るべし

金曾木

日本人は一晝夜を十二時とす。日の出るより日の入までを六時とし、又日の入より日の出るまでを六時とする也。是れに因つて時長短不同あり。晝長ければ晝の時より長し。夜長ければ夜の時晝の時より長く、互に相反す。略中さて又時を數へ初むるハ夜半よて、其の時鐘を九ツ撞く也。其の撞方は何時も先づ三ツ撞きて後に時の數を撞くかり、是は時を撞かんとするの知らせかり。時の數は夜半は九つ、其の次は八つ、其の次は七つ、其の次は六つよて即ち日の出也。夫れより五つ四つと數へ、晝の正午を又九つとし、夫れより八つ七つとかぞへ、日の入る時ハ六つとし、夜に入りて又五つ四つよて終りて、其の次夜半の九つを次日のせじめとする也。其の鐘を撞くまは初度ひとつ撞き、それより一分半時分の半也、一分は半時を六十に割りたる也。過ぎて第二を撞く間かく第三を撞く也。此の三つハ時の數の外なり。其の第三より又一分半過ぎて時の數を撞く事、其の間各々十五秒時分秒の秒也、一秒ハ一分を六十に割りたるなり。許り、但其の間少しづゝ早く撞きて、其の時を撞き終る也。

遭厄日本紀事ハ

和洋時制交用

幕末外交關係漸ク繁忙トナルヤ、彼我時刻ノ稱相違セルヲ以テ、一時西洋時刻ノ法ヲ以テ彼我會見時刻ヲ

表示セシ時代アリ。

戊〇文久二年四月七日、向方より、

町奉行衆

明八日、對馬守御宅に、佛國ミニストル、西洋第八字參上いたし旨、昨六日及御達い處、西洋第一字時御宅に參上いたし旨申立い間、此段御達におよびい。

四月七日

觸留三十

而シテ一日ヲ十二時ニ分テル以上ノ法ハ、明治五年十一月九日、太陰曆ヲ廢止シ、太陽曆ヲ頒行シ、舊曆ニ依ル明治五年十二月三日を以て、六年一月一日ト定メ、晝夜ヲ二十四時間ニ改ムルニ至ル迄繼續セラレタリキ。

太陰曆ヲ太陽曆ニ改ラル、事

今般太陰曆ヲ廢シ、太陽曆御頒行相成いニ付、來ル十二月三日ヲ以テ、明治六年一月一日ト被定い事

略中

一、時刻之儀、是迄晝夜長短ニ隨ヒ、十二時ニ相分ちい處、今後改テ時辰儀時刻晝夜平分二十四時ニ定メ、子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時ニ分チ、午前幾時ト稱シ、午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時ニ分チ、午後幾時ト稱い事。

一、時鐘之儀、來ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事、

但是迄、時辰儀時刻ヲ、何字ト唱來い處、以後何時ト可稱事。

産業篇第三 關都時代

太陽曆ニ依ル時制改革



時刻表

午前			午後		
十二時	八時	四時	九時	五時	一時
午刻	辰刻	寅刻	戌半刻	申半刻	午半刻
	九時	五時	十時	六時	二時
	辰半刻	寅半刻	亥刻	酉刻	未刻
	十時	六時	十一時	七時	三時
	巳刻	卯刻	亥半刻	酉半刻	未半刻
	十一時	七時	十二時	八時	四時
	巳半刻	卯半刻	子刻	戌刻	申刻

右之通被定事。

憲法類編二十一

報時太鼓廢止

報時の太鼓を廢止す

明治五年四月十日。皇城の御太鼓櫓に於て打來りし太鼓を廢止せられたり。此太鼓は幕府の時よりありしものにて、其の形大にして、胸内に黄金の棒入れあるよしを傳へ、其美音格別なりし。

新撰東京名所圖會

午砲沿革

午砲

正午時號砲を打つことの始まりしは、明治四年九月九日の事にして、爾來今日に至るまで、曾て一日たりとも之を廢したることなく、轟然たる一聲、午前と午後との間を打ち分けて、市民依て以て正確なる時刻を知り、従つて規律正しく其事業に就くことを得るに至れり。今左に午砲の沿革と其發砲の規定等を記るさむに、

明治四年、初めて東京に午砲を置かむことを、兵部省より太政官に伺出でたる書面は左の如し。諸務に程算を初め、羽檄通信の約、召徴請來の期よりして凡そ日用の課業を立る事、多くは時刻を以て結要致し儀に有之儀處、眞時正午は胸憶手記する事甚だ難し、故に定期之が爲めに先後誤膠を生じ易し、或は各所持する時計を以て比較すると雖も、延縮互ひに異なり、是れ其の正に據り信を取る所無之よりの儀にして、抑も時期の軍務に關係するや容易ならず、依て舊本丸中に於て晝十二時大砲一發づゝ、毎日時號砲執行致し、且つ諸官員より府下遠近の人民に至るまで、普く時刻の正當を知り易くし、以て各所持する時計も、正信を取る所有之儀致し度此段御伺也。

斯て同年九月二日太政官の達しにて、同月九日より晝十二時大砲一發づゝ、毎日時號砲として、舊本丸に於て大砲を打發することとなり、南部屋敷即ち今の霞ヶ關に在營せる、野戰砲兵第一大隊（今の野戰砲兵第三大隊）に於て之を司り、二週間交替にて、曹長一名に兵卒二名を附し、正時之が打方に従事せしめたり。其方法曹長は先づ出師櫻田某より、時計二個を受取り、舊本丸に出張して正午時を待ち、茲にて更に櫻田より兵卒をして持來らしむる壹個の時計を受取り、先に受取りたる貳個と見合せ、短針長針相合すると同時に發砲するの定めなりしが、當時は未だ其技に達せず、加ふるに不完全なる方法を以てしたるなれば、今日は昨日よりも三分早く、明日は反つて五分後るといふが如く、極めて不正確の産業篇第三 朝都時代



號砲たるを免れざりし、但し火薬雷管等は、特に本丸天主臺の下の穴中に貯藏し置きたりといふ。午砲の設けありしより未だ幾ばくならずして、砲音日毎に微弱となり、同じく市内にありながら、少しく遠方の者には聞えざる様になり行きたるより、明治六年六月十八日兵部省より兵庫司へ左の如き注意ありたり。

正午砲近來微響にして不都合なるに付自今裝藥方注意すべき事。

即ち午砲は、兵部省内兵庫司の管轄に屬したりしが、明治八年二月廿四日、更めて東京鎮臺の直轄となりぬ。

當時午砲を放つべき時計は、各便宜推測する所に任せたりしが、右にては往々誤謬の多きより、十九年七月九日、自後内務省地理局に於て推定の正午時を比鑑とせしむるに依り、地理局觀測課に出頭し、時辰儀を調査して、號砲を打發すべき旨達せられたり。

以上記す如く、漸次改善進歩して、今や午砲は一分たりとも遲速なきに至りたるが、茲に目下午砲打方の順序を記さんに、號砲は衛戍に屬するものにて、其責任最も重し、先づ野戰砲兵聯隊長は、聯隊週番士官（大尉）を號砲指令となし、其下に各大隊の中尉若くは少尉一名及特務曹長とを隷屬せしめて、之を助手となすなり。是等號砲係は最も名譽ある職務にして、何れも火工學校を卒業し、最も其技術に鍊達したる者より選拔せらるゝものとす。扱毎日正午前一定の時を見計ひて、週番士官は其手に保管する所の、市ヶ谷火薬庫の鍵を曹長に渡し、發砲用火薬を取出し、且つ午砲を打發すべき旨を命じ、曹長は直ちに騎馬にて同火薬庫に至り、倉庫を開きて三發分の火薬雷管を取出し、其儘天文臺に駈付けて、一

個の時計を受取り、夫より御本丸なる號砲臺に赴むくなり。是より先き曹長の下に屬する二名の兵卒は午前十時頃曹長の命によつて天文臺に至り、二個の時計を受取りて號砲臺に至り、火薬庫より駈付くべき曹長を待合せ、同十一時其命によりて、再び天文臺に赴き、更に一個の時計を受取り來れば、曹長は茲に吾受取り來れる時計と他の三個の時計とを對照し、最も正確なる時間を計りつゝある間に、二名の兵卒は形の如く、大砲に裝置し終り、イザ正午となるや、曹長の「打て！」の號砲ともろとも、轟然として打發するなり。

明治二十年十一月廿四日、皇居御造營中主馬寮を號砲臺の近傍に移されて以來、打發の都度馬匹驚騒の憂ありしを以て、同臺は從前の位置を距る南方約百七十米突の處に移され、以て今日に至りぬ。又翌二十一年一月一日始めて午前零時に一發を打ち、舊年と新年との分界を報するの例を作りしが、陰夜の發砲は市民に迷惑を掛くることありとの主意にて、間もなく之を廢止したり。

——新撰東京名所圖會東京總設幹内閣之部

爾來午砲ハ、陸軍省ノ所管ノ下ニ繼續セラレシガ、大正十一年九月以來、陸軍コレヲ廢スルヤ、東京市其後ヲ承ケテ本市所管トシテ繼續シタリ。然ルニ日々皇居ニ近接シテ強大ナル號音ヲ發スル事、眞ニ恐懼ニ耐ヘザルヨリ、昭和四年五月一日ヨリ加農砲ニ依ル午報ヲ廢シテ、是ニ換ユルニ近代的さいれんヲ以テスルニ至ル。

時報

(I) 號笛所 (サイレン)

産業篇第三 帝都時代

サイレン  
代ハ  
午砲



本市<sup>○東京市</sup>を中心とする日々の正午標準時を全市民に報じて、正確な時間の觀念の指導に資し、或は時に諸警報を發して非常災害の襲來を報知する等の目的を以て、全市域に互り、丸之内號笛所十七個所の號笛所を本市が經營してゐる。

(イ) 時報の歴史

初め此の時報は、宮城内の舊本丸に二十四斤加農砲を取付て、陸軍省の所管の下に、これを用ひて、日々に發空砲を撃つては時を知らせたもので、「午砲」と呼ばれて永らく市民に親しまれて來たものだつたが、大正十一年九月以來、陸軍が之を廢したので、市が後を引継ぎ、本市の所管とした。しかも、日々皇居の御側近くで、強大な號音を發する事は眞に恐懼に堪へないので、昭和四年五月一日から「加農砲」の施設を廢止して、近代的な「サイレン」に代へたものである。當初は芝區の愛宕山公園外二ヶ所計三ヶ所に設置したが、其の後麴町區丸の内ビルディングに「丸の内號笛所」を増設し、次いで、昭和九年東京市聯合防護團から、品川區の大崎號笛所外十二ヶ所の寄贈を受け、續いて昭和十一年同團から、京橋號笛所、外十六ヶ所の寄附があつたので、茲に多年本市が待望してゐた大東京市の時報網、警報網の實現を得たわけである。

時報は府下三鷹村の東京天文臺に於て、太陽子午線觀測に依つて算出した「本郷標準時」を日々有線で芝公園の東京市教育局内の時報室に信號するので、この信號に依つて、此處の係員が備付けの標準時計と時差を對照換算して、正午一分前中央操縱盤のスイッチを入れ卅秒間吹鳴する。全サイレンが一齊に鳴るのである。元は一分間であつたが、昭和十一年十一月一日からその吹鳴時を三十秒間とし、鳴り終

つた時を正午とする様にした。

(ロ) 號笛所の利用

本施設は左の如き事に利用した。

時報、宮中の御慶事の報知、帝都防空演習の空中警報、時の記念日記念式開催時刻の報知(毎年六月十日午後七時)震災記念日の吹鳴(九月一日午前十一時五十八分)等。

——東京市の教育<sup>東京市教育局刊。</sup>

〔附記三〕 信州松本ノ山、銀鉛産出

元和元年乙卯<sup>○紀元二二七五年。○七月十日、慶長二十年ヲ改元。</sup>閏六月。

一今日信州松本ノ山ニ於テ銀及ビ鉛出ルノ由注進アリ、依テ人ヲ遣シ掘セシムベキ旨、松平右衛門大夫、伊丹喜之助奉ル。<sup>下露。卷五。</sup>

——日本財政經濟史料<sup>卷二。</sup>

〔附記四〕 落合小平次道次、江戸及び駿河國田中間四十五里ヲ十二時ヲ以テ連絡ス。

同<sup>○元和二年丙辰(紀元二二七六年)</sup>正月二十一日

大御所<sup>○徳川家康。</sup>駿州田中ニ御放鷹アリ、此夜俄ニ御違例、是ヲ公<sup>○徳川秀忠。</sup>ニ告ケ給ハンカ爲メ、落合小平次道次御使トシテ江戸ニ馳セ赴ク、行程僅ニ十二時<sup>○二十四時間。</sup>ニシテ江戸ニ至リ、大御所ノ御不豫ヲ台聽ニ達ス。公、其遠來ノ速ナル事ヲ褒セラレ、黄金呉服ヲ道次ニ賜ハル。

——東武實錄<sup>○元和實記同。</sup>

廿一日<sup>○元和二年丙辰(紀元二二七六年)</sup>駿府にては、大御所<sup>○徳川家康。</sup>田中へ放鷹し給ふ。宰相頼宣卿、少將頼房朝臣も陪從せ産業篇第三 關都時代

〔附記三〕 信州松本ノ山銀鉛産出

〔附記四〕 江戸及駿河國田中間急使所用時間



らる。あかるに俄に御心地例ならずなやみ給へばとて、醫官片山與安宗哲御藥を奉る。落合小平治道次は御狩場より、この事告奉るため四十五里の行程を十二時が間に江城に參着し面謁し奉る。よつてその速なるを褒せられ、金時服をかげ給ふ。

——台徳院殿御實紀一〇卷四十

〔附記五〕

家康ノ遺物頒賜并金銀數萬兩久能山へ收藏、

〔附記五〕  
他家康ノ遺物頒賜其

この月元和二年丙辰（紀元二二七六年）四月。大御所徳川家康御遺物とて井伊掃部頭直孝は銀一萬兩たまはる。藤堂和泉守高虎は四聖坊肩付たまはり、又成瀬隼人正正成、大坂軍中用ひ給ひし則重の御わきざしを御所秀忠より給ふ。津田平七郎正重も御遺命により、法事へ參り初見の禮をとる。鷹師蜂屋五郎兵衛正成、御遺物とて金時服并に青磁の鉢を給ふ。醫官吉田意安宗皓に紫銅獅子香爐、螺鈿沈箱、時服三、金五枚給ひ、休暇をたまはり上洛す。朽木信濃守元綱は入道して牧齋と改め、山口駿河守直友も髪そりすて、惠論とあらたむ。津田小平次秀政も落髮して、興庵と改めて京に退隱す。春田猪之助直次は八歳なりしが、剃髮して江戸に參りしかば、見參ゆりて束髪を命ぜらる。高井助兵衛貞重は遠江宰相の御かたにつけらる。久能山の神廟本地堂、神樂堂御供所、樓門、鳥居等は宰相頼宣卿より構造せらる。駿府寶庫の御寶物は、尾張遠江水戸三公達并にその御生母及び阿茶局にわかちたまふ。其餘金銀數萬兩久能の御庫に收められ、金二千兩づゝ三公達の御生母に下さる。阿茶の局清雲院は江戸へ參り、御茶局には竹橋の内にて宅地下され、中野村にて厨料三百石給ひ、清雲院にも同所にて五百石給ふ。——台徳院殿御實紀二卷四十

是年元和二年丙辰（紀元二二七六年）。大神君徳川家康薨御ノ後駿州府城ニ在ル所ノ御財寶及ヒ諸器ヲ以テ參議義直參議頼宣少

將頼房三人ノ公達ニ分ケ賜ル。此中金銀數萬兩ハ駿州久能山ノ倉庫ニ納メラル。本多上野介正純台命ヲ奉テ江戸ヨリ駿州ニ赴キ之ヲ沙汰ス。——東武實錄〇元和實

下田海關并  
下田奉行始

五月八日丁丑〇元和二年丙辰（紀元二二七六年）。伊豆國下田ニ海關ヲ設ケ、始メテ下田奉行ヲ置

キ、諸國廻船ノ江戸ニ出入スルモノヲ査檢セシム。〇柳營補任。吏徵附錄。柳營年表秘錄。東職記。常憲院殿御實紀。有徳院殿御實紀。國字分

下田海關并  
置伊豆下田  
奉行

下田海關并下田奉行始置

伊豆下田奉行

元和二辰五月八日御使番今村彦兵衛初而被仰付、享保六丑六月二日御役所相州浦賀に移り下田奉行相止、浦賀奉行ト號。天保十三寅十二月廿四日、再下田奉行被仰付千石高御役料千俵宛被下、浦賀奉行次席。

——柳營補任

浦賀奉行

始伊豆下田御番所、有故ニ下田奉行ト號、享保六丑二月朔日相州浦賀ニ移ル、依之浦賀奉行ト號。元祿九子四月二日蔭山數馬、山口勘兵衛二人役ニ成。同十五年十一月廿八日一人役ニ被仰付數馬寄合ニ入、一人役成ル。寛文四辰三月朔日與力五騎同心五拾人出來、文政二卯正月廿五日筑紫佐渡守新規被仰付内藤外記ト二人役ニ成ル。弘化四未七月廿八日浦賀奉行座順之儀向後長崎奉行之次席諸大夫場被仰付小夏、嘉永六丑十一月十四日向後場所高二千石高御役知是迄之通り。

産業篇第三 關都時代



元和二辰二月八日御目付方兼帶  
 寬永四卯年御目付方長崎奉行兼帶  
 承應二巳二月十九日卒  
 寬文八申七月廿日卒  
 寬文八申八月七日川口御番方  
 延寶六年七月日卒  
 延寶六年八月十二日寄合方  
 天和三亥七月十四日卒  
 天和三亥七月廿三日寄合方  
 元祿三年八月廿八日卒  
 元祿三年八月廿七日小十人頭方  
 同九子四月二日二人役成二付寄合  
 元祿九子四月十一日御使番方  
 同十五年十一月廿八日一人役成二付寄合  
 同日 小十人頭方  
 同十五年十一月廿八日一人役成二付同斷  
 寶永三戌九月廿八日寄合方元御船手  
 同四亥十一月廿五日卒  
 寶永五子正月十一日御小性組方  
 正德元卯正月十一日御先手  
 正德元卯正月十一日御書院番方  
 同三巳正月廿八日駿府町奉行  
 正德三巳三月廿八日御小性組方  
 同五未十月廿八日佐渡奉行  
 正德五未十月廿八日御小性組方  
 享保四亥五月十一日辭  
 享保五子二月廿一日寄合方元山田奉行佐渡奉行次席浦賀湊江御番替  
 同九辰八月三日辭  
 享保九辰八月廿九日御使番方  
 同十八丑九月廿四日西丸御留守居  
 享保十八丑九月廿四日御使番方  
 寬保四子二月四日辭

(二人役)

下田奉行

五四八

今村彦兵衛長重  
 今村傳四郎成正  
 石野八兵衛照氏  
 今村傳四郎  
 今村彦兵衛信正  
 服部久左衛門治貞  
 高林彌市郎之利  
 蔭山數馬廣賴  
 山口勘兵衛直之  
 岡田左太郎記吉  
 酒井與九郎春重  
 深津八郎右衛門國正  
 北條新左衛門和氏  
 板橋五太夫盛勝  
 浦賀奉行唱之始  
 堀隱岐守喬利  
 妻木平四郎隆隆  
 一色宮内

寬保四子二月十五日御目付方  
 寶曆四戌八月十五日西丸御留守居  
 寶曆四戌八月十五日御使番方  
 同七丑九月六日大坂町奉行  
 寶曆七丑九月六日御使番方  
 明和四亥九月朔日御持頭  
 安永三午正月廿六日小普請奉行  
 安永三午二月八日小普請支配方  
 同四未十二月三日辭  
 安永四未十二月九日御持頭方  
 天明元丑六月朔日一橋殿家老  
 天明元丑六月十五日寄合方  
 同七未八月十二日辭  
 天明七未八月廿六日御目付方  
 同八申九月十日町奉行  
 天明八申九月廿八日御徒頭方  
 寬政九巳六月十七日堺奉行  
 寬政九巳七月十九日御先手方  
 同十年七月廿日佐渡奉行  
 寬政十年七月廿日小普請組支配方  
 同十二年十一月廿日西丸御小性組番頭  
 寬政十二年十一月廿日新番頭方  
 享和三亥二月十七日仙洞附  
 享和三亥三月八日小普請組支配方  
 文化二丑三月八日日光奉行  
 文化二丑三月廿七日新番頭方  
 同三寅五月十七日辭  
 文化三寅七月朔日火消役方  
 同四卯六月廿三日願之通御役御免  
 文化四卯六月廿四日小普請組支配方  
 同八未九月十日御小性組番頭格與勤  
 文化八未九月晦日寄合肝莫方  
 同十四二月廿四日西丸御小性組番頭

產業篇第三 霸都時代

五四九

青山齊宮直賢  
 興津内記道忠  
 久永修理温政  
 松平藤十郎篤定  
 久世平九郎民廣  
 林藤五郎篤忠  
 久世斧三郎業廣  
 初鹿野傳右衛門興信  
 仙石治左衛門寅政  
 山本伊豫守孫茂  
 秋本隼人明保  
 水野伯耆守良忠  
 仙石彌兵衛功久  
 酒井近江守賴忠  
 一柳猷吉郷直  
 岩本石見守倫正  
 佐藤美濃守顯信



文化十四二月廿四日小普請組支配方文政三辰十二月十六日格別之思召以諸大夫被<sub>二</sub>仰  
 同五未四月廿四日卒  
 文政五未五月十日小普請組支配方  
 天保二卯九月十一日卒  
 天保二卯九月十日小普請組支配方  
 同八酉十月八日御小性組番頭  
 天保八酉十一月廿四日西丸御目付方  
 同十二丑九月廿四日奈良奉行  
 天保十二丑十月八日小普請組支配方  
 同十四卯二月朔日西丸御小性組番頭  
 天保十四卯二月朔日御小性組番頭方御書院番頭格  
 同十五辰二月八日大番頭  
 天保十五辰二月八日御書院番頭次席下田奉行方席之儀是迄ノ通り  
 弘化二巳三月廿八日大目付  
 弘化二巳三月廿八日寄合肝煎方  
 同四未二月九日日光奉行  
 弘化四未二月九日日光奉行方  
 日光奉行上席勤<sub>二</sub>内二千石高之御足高被<sub>レ</sub>下同年四月朔日諸大夫被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>嘉永五子九  
 月廿日御備場之儀出精相勤<sub>二</sub>之付御勘定奉行次席勤<sub>二</sub>内年々金二百兩ツ、被<sub>レ</sub>下  
 同七寅六月四日西丸御留守居  
 嘉永七寅六月四日御書院番頭方席之儀是迄之通り  
 安政四巳二月九日御書院番頭  
 安政四巳三月十三日甲府勤番支配方  
 同五年六月五日京都町奉行  
 安政五年六月五日御先手火附盜賊改加役方文久二戌七月六日彼地在住被<sub>二</sub>仰付  
 同年十月十七日御鎗奉行  
 文久二戌十月十七日京都町奉行方  
 元治二丑正月廿九日御役御免勤仕並寄合  
 元治元子十二月廿一日御作事奉行方  
 慶長四辰五月朔日御役御免勤仕並寄合  
 同○浦賀  
 文政二卯正月廿五日中奥御小性方  
 同四巳七月十二日日光奉行

内藤 外記 伊豆守 弘正  
 内藤 十次郎 伊豆守 恒忠  
 秋田 中務 兵部 務 毅秀  
 池田 將監 方 賴  
 坪内 左京 保定  
 遠山 安藝守 高景  
 土岐 丹波守 高景  
 一柳 一太郎 方直  
 戸田 寛十郎 伊豆守 榮氏  
 土岐 豐前守 昌朝  
 小笠原 長門守 常長  
 坂井 右近 輝政  
 大久保 土佐守 董忠  
 土方 出雲守 敬勝  
 筑紫 佐渡守 明孝

文政四巳七月十二日小普請組支配方  
 同八酉三月廿八日御小性組番頭  
 文政八酉四月十二日寄合肝煎方  
 同十亥七月廿九日辭  
 文政十亥八月八日小普請組支配方  
 同十三寅三月廿八日甲府勤番支配方  
 文政十三寅三月廿八日小普請組支配方  
 天保七申正月十九日御作事奉行  
 天保七申三月八日大坂御船手方  
 同十亥三月十五日御先手  
 天保十亥三月廿四日小普請組支配方  
 同十三寅三月廿八日長崎奉行  
 天保十三寅五月十日中奥御小性方  
 同年十二月廿四日下田奉行

右跡役被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>無之遠山安藝守景高一入役被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>

天保十五辰五月廿四日羽田奉行方新規再二人役成  
 同年八月十二日於彼地卒  
 天保十五辰九月十五日御小性組番頭方御書院番頭格  
 弘化四未五月十二日御書院番題  
 弘化四未五月廿七日御先手方  
 嘉永五子閏二月十日京都町奉行  
 嘉永五子四月十五日御先手火附盜賊改加役方  
 同六丑四月廿八日長崎奉行  
 嘉永六丑四月廿八日御目付方  
 同年十二月十五日寄合方再役元西丸御留守居  
 同七寅三月廿四日下田奉行  
 嘉永七寅四月七日御小性組番頭方  
 席之儀是迄之通り同月九日内存之通持席  
 同年六月十五日思召以御書院番頭次席  
 安政三辰正月廿二日大御番頭  
 安政三辰二月八日御書院番頭方  
 席之儀是迄之通り  
 同六未八月三日外國奉行

小笠原 彈正 休  
 勝田 帶刀 壽元  
 大久保 四郎左衛門 學忠  
 渡邊 甲斐守 綱輝  
 太田 運八郎 純資  
 伊澤 美作守 義政  
 小笠原 加賀守 毅長  
 田中 一郎右衛門 行勝  
 大久保 因幡守 豐忠  
 淺野 中務少輔 長  
 水野 甲子二 篤忠  
 嘉永五子五十五 筑波守 道弘  
 井戸 鐵太 石見守 義政  
 伊澤 美作守 義政  
 松平 伊豫守 武信  
 溝口 讚岐守 清直



安政六未九月十日小普請組支配方  
万延元申十月五日卒  
万延二酉正月廿三日新番頭方  
文久二戌七月五日御小性組番頭

小笠原彌八郎肥前守備長  
渡邊肥後守綱孝

文久二戌年七月六日坂井右近將監政輝浦賀表在住被仰付ハニ付右跡役不被仰付ハ事。——柳營補任

下田奉行一人略○中 元和二年丙辰五月八日、始置二員、今村彦兵衛重長。元祿九年丙子四月十一日二人役山田勘兵衛直之、藤山數馬親廣、御役

料各三百俵、數馬御免、此後二人役。同略○元 十五年壬午十一月廿八日一人役略○中 同年○享保五年。十二月廿五日廢當職、天保十三年壬寅十

二月廿四日、再置一人小笠原加賀守。弘化元年甲辰五月廿四日、再廢當職、嘉永六年甲寅三月廿六日、再置一人、伊藤美作守。

下田奉行組與力十人 現米八十石高 引越料金拾貳兩 拜借金廿五兩 吟味懸三人 御手當金三兩 同見

習一人 御手當金三兩 同見習一人 御手當銀二枚 地方懸二人、御手當金三兩、同見習一人、御手當銀

二枚、寛文四年甲辰三月朔日始置五騎其後中絶、天保十四年癸卯月日再置、弘化元年甲辰月日再廢。

下田奉行組同心五十人 現米十石三人扶持 御手當金七兩 引越料金六兩、拜借金六兩 組頭五人、三人

扶持、同見習一人扶持、定廻役六人、御手當金五百疋 地方懸三人、御手當金二兩、廣間役書役兼帶六人、

御手當金同斷、寛文四年甲辰三月朔日始置。

下田奉行足輕十五人 四石貳斗二人扶持高 重立候者二人、御手當金三兩、天保十四年癸卯月日始置 弘

化元年甲辰月日廢。下田奉行水主頭取二十人 四石二斗二人扶持高 置廢同斷。下田奉行足留水主四十人

一人扶持 置廢同斷。——吏徵附錄職廢

元和二丙辰五八、伊豆下田奉行一人、今村彦兵衛。——柳營年表秘錄秀忠

浦賀奉行一人 集成曰、○中 寛永四年五月、正長○今村傳之之父重長卒、正長○今村傳之遊倅中所給采地與父之遺領、拜領三千六百石、而守衛豆州下田之海口也。依是則重長既奉當職○下田奉行乎、先是當職之號無所見。則始

今村氏乎。慶延略記曰、元和二年五月、今村彦兵衛補下田奉行、又曰、寛永九年十二月、今村傳四郎補之

也。承應二年六月、石野八兵衛正國補之 寛文四年二月、以柿崎外浦之御領地四十石餘○十餘與與力五

人、被屬石野氏也。代々記曰、元祿三年八月、高林彌一郎代服部久右衛門、同九年、高林氏辭職、同年

四月、山口勘兵衛代之時增一人、以蔭山數馬被補之、同十五年十一月、將復舊免蔭山氏爾來一人也。

——東職記聞一

按ズルニ、本書ハ浦賀奉行ヲ以テ、下田奉行ノ後ヲ襲ヘルモノト爲セルヲ以テ、浦賀奉行ノ條下ニ於テ、下

田奉行ノ沿革ヲモ記シタルナリ。

元祿九年四月十一日、步行頭山口勘兵衛直之、小十人頭蔭山數馬親廣は、共に下田奉行になる、この役

これより一員をまさる。——常憲院殿御實紀 三十三。

元祿十五年十一月廿八日、奈良奉行横山左衛門元知、下田奉行蔭山數馬親廣ともに病免す。これより奈良

下田おのゝ一員に定めらる。——常憲院殿御實紀 四十六。

元祿十五年十一月廿九日、驛使をもて令せらるゝは、○中 下田奉行へは、今よりのち一員にて勤め、常は

任所に住し、三四年へて參府し、四五月在府すべしとなり。——常憲院殿御實紀 四十六。

元祿十六年七月廿五日、下田奉行山口勘兵衛直之、官宅修理銀三十貫目給ふ。——常憲院殿御實紀 四十八。



享保五年二月廿一日、寄合堀隠岐守利雄伊豆の國下田奉行を命ぜらる。さきざきよりこの職の人は躑躅の間に候せしを、こたびあらためて芙蓉の間の椽に候せしめ、座班は佐渡奉行の次たるべしと命ぜらる。

——有徳院殿御實紀——

浦賀奉行

昔ハ豆州下田ニ關あり、故ニ下田奉行と號之。元和二丙辰年五月今村彦兵衛奉行たり。慶延略記 今村家傳。寛永九壬申年十二月、今村傳四郎、承應二癸巳年六月石野八兵衛正國、元祿三庚午年八月高林彌一郎、同年四月山口勘兵衛、蔭山數馬二人ニ勤。

享保五庚子年二月、下田を廢して關を浦賀ニ移され、堀隠岐守奉行となりて、役料五百俵を賜ひ、芙蓉之間の列たり。代々記。此後壹人ニ勤る事ひさし。元文三戊午年三月十五日千石以下之者ハ千石高ニ御足高被下、御役料ハ唯今ニ之通。大成令。

文政二己卯年、筑紫佐渡守勤役を以て、又兩人勤となる。弘化四丁未年八月朔日と諸大夫役となり、長崎奉行の次ニ列之。

——國字分類雜記 卷之二十 浦賀奉行。

是頃、下田廻船問屋(廻船取扱人)興起ス。

○東京諸問屋沿革誌。日本財政經濟史料。日本經濟史。

下田廻船問屋 下田奉行ノ下ニ在リテ江戸へ出入スル諸國廻船ヲ改メ、通船手形ヲ扱フモノヲ廻船問屋トス。東京諸問屋沿革誌記ス處左ノ如シ。

一、元和二丙辰年、豆州下田へ船改番所を設立す。其際廻船取扱人百拾餘名あり、之を下田番所の附屬となし、各員の内拾名宛半年輪番同所へ出張し、船舶の出入を改む。當時各廻船取扱人へ印形壹箇づつ渡さ

下田廻船問屋  
下田廻船問屋  
屋事蹟

船改番所  
廻船取扱人

通船手形  
廻船江戸入津  
下り切手  
問船一名株  
廻船歸帆  
上り切手

れ、之を出入の通船手形改稱に押印せり、偕て諸廻船貳百石以上を廻船と云ふ。江戸入津のとき、下田番所に於て、船舶の大小、船主、水夫、荷主の國所名、及び船中の物品、並に其箇數等を取調、而して下り切手と稱ふる通船證を渡し、江戸へ着港したる上の廻船取扱人を指示して入港を許す。如此くして入船毎に國柄並に物品及び石高に應じ廻船取扱人を指示し、將來の取扱を定む。故に後之を問船一度び指示せし船は入津毎に其の取扱人へ直に問ふを以て、問船と云。と稱へ、又株船とも稱ふ。而て其取扱人は荷物の出入、及び運送賃を取集め、或は荷主と船主との間にありて運搬の便を計り、各荷主より其手數料を收入す。又該船歸帆の時は荷物の箇數物品等を悉く取調、前條手續を以て上り切手と稱ふる送手形を渡して出帆せしめ、船主は之を下田番所へ出して通航す。

——東京諸問屋沿革誌○日本財政經濟史料。同。

當時東海ノ要衝トシテ下田港ガ重要地位ヲ占メタル事、右ノ記事ニ依ルモ略推測スルヲ得ベク、加之下田港並ニ下田廻船問屋ニ關スル資料ガ、江戸ノ經濟及ビ海運史上頗ル貴重ヲ加ヘタルハ、過去ノ事實ハ素ヨリ、江戸ニ於テ已ニ煙滅シタル資料ヲ是ニ因リテ傍證シ得ベキガ爲メニシテ、現在下田町役場ニ保存セラル、平井平次郎編纂ニ係ル「下田年中行事」八十七卷ノ如キ至寶ト謂フベシ。

今、同書ヲ主材トシテ記述セラレタル竹越著日本經濟史中下田港ニ關スル記事ヲ左ニ引用セン。

〔下田廻船問屋〕 下田廻船問屋は、凡て六十三人あり。其起源詳ならず。「豆州下田町由來記」及び「文久三年下田問屋の葦山代官へ出したる由緒書」に據れば、彼等の祖先は、元和元年大阪御陣に際し、今村彦兵衛、同傳四郎父子の下に足輕として、軍に従うたるものにして、凱旋の後、彦兵衛が下田奉行となり、廻船改めの爲め、番所を建つるや、彼等の祖先も又番所に屬して、改船の事に従ふ。然るに彼等は既

下田廻船問屋



に大阪陣の節、多少の功勞ありしより、今村氏幕府に乞ひて同心たらしむ。然るに右同心は、小身なるを以て、年老い、隱居の後、更に之を扶助するの要ありしを以て、是等同心にして、隱居せし者に、諸廻船の御請負問屋を營ましめ、特に苗字を許したりしが、寛永十一年將軍の上洛に際し、下田表海邊の要害を警衛せんがため、更に問屋共を隱居同心とかし、帶刀を免し、御同心衆と共に、警衛に當らしむ。爾來、日光社參、島原一揆の際等には、常に下田海邊要害警備に任じたり。更に承應二年に至り、奉行石野八兵衛の命により、同心の惣領は御奉公を勤め、二男は問屋を相續する事とかれり。其員數は初め、十五人なりしもの、後増加して六十三人を定員となすに至りしが「貿易備考」に據れば、寛永年間、既に問屋五十余名存したりと云ふ。然れども何時の頃より、六十三人と定まりしかを明にせず。享保五年、船改番所の西浦賀に移さるゝや、此等下田問屋は浦賀通勤を請うて、爾來、下田には親妻子等を止めて家株を立て、浦賀よりの送金を以て之を扶養し、浦賀に於ては、問屋詰所を設け、後下田問屋六十三人に問屋四十三人を合せ、凡て百六名（或は下田問屋六十三名の内、三分一は下田に残り三分二は浦賀に通勤し、三年交代かりしとも云ふ）にして、廻船の事は勿論、番所役人の下に船改の事務、番所の修理、難破船、海邊の警戒、注進、船艦の新造修繕等、浦方に關する殆んど一切の事務を處理し、明治維新、番所廢止後も、暫く神奈川縣廳の下に其事に當りしが、明治五年全く解散し、下田問屋は皆か下田に復歸せり。

〔下田廻船問屋は他の問屋と異なる〕 然らば、下田廻船問屋は、如何なる事務を行うたるかと云ふに、他の商港の問屋と相異なる所少からず。元來江戸、大阪に於ける廻船問屋なるものは、自ら船舶を所有し、或は他人の持船を借用し、以て貨物の回漕を營み、其運賃によつて、利を營むを業とす。菱垣廻船問屋、

樽廻船問屋、鹽廻船問屋、株廻船問屋の如き、皆然らざるかし。然るに下田の問屋に至りては、自ら一個の船舶をも有せず、或は他人の船舶をも借用せず。唯だ江戸、大阪の廻船問屋の代理店、若しくは出張店の如くして、單に廻船寄港地たる下田に在りて、回漕に關する雜務を取扱ひたるに過ぎず。○中略從つて、一般の廻漕問屋が、運賃によりて利を營むに反し、下田の問屋は、問料即ち手數料を以て、其所得としたりき。固より當時に於ても、下田に、廻船と稱する二百五十石、若しくは三百石以上の船舶かきにあらずと雖も、是等の廻船は主として、南豆の土産たる石材、炭、薪を江戸に運送するの用に供せられて、此等の廻船と玆に謂ふ廻船問屋とは、何等の關係なかりしものゝ如し。

〔下田廻船問屋の所得〕 下田の廻船問屋は、また苗字帶刀を許可せられて、且つ、其多分は隱居同心として、船改番所に隸屬し、其名は御番所附印鑑問屋六十三人を稱せられ、初めより官憲によりて、開業を命ぜられしものにして、江戸、大阪の問屋が、其權利と株とを樹立するに方りて、運上若しくは、冥加金を納めたるが如きことなかりき。此の如く下田の問屋は、半官半民の性質を有し、船改番所の事務は、一切其擔任する所かりしを以て、此問屋を経由する商船は、其繁雜かる手數を省略するに於て、少からぬ便益ありしものゝ如し。此等の廻船問屋は、問屋會所を建て、相結合し、問屋年寄ありて、一般の問屋衆を統轄し、問料、即ち廻船取扱手數料を徵收して、其生活を維持したりしが、此問料は、入津の船舶よりも徵收したるものにして、其額の増減は、下田奉行、許否の權を有したりき。延享元年以前にありては、問料は一匁八分かりしが、同年に至りて、二匁七分に増加せられ、文政三年に至りては、船改番所は已に浦賀に移されしが、三匁八分に増加せられたりき。然れども問屋の収益は、必ずしも問料のみに止まらず、

所得

御番所  
附印鑑  
問屋

問料



船宿

小宿

江戸出入  
船舶

其番所の役人たるの地位を利し、浦方事務、其他に關して、隱密の所得ありたるもの、如し。

〔船宿及び小宿〕 廻船問屋が、半官半民の商務取締機關たるに反し、純然たる商業機關たるものを船宿とす。船宿とは入津諸廻船の船頭が、上陸の際に宿泊し、且つ、貨物賣買を爲す場所にして、名は旅宿なるも、旅宿と賣買の仲次を兼業するものにして、其收益の目的は、商業の口錢にありて、恰も長崎の差宿が支那人の旅宿にして、賣買仲次を兼業したると相同じ。然るに何時の間にか、別に小宿なるものを生じ、其數四十軒に達せしが、是れ廻船に乗組む水主等が、上陸して私かに荷物を賣買する所にして此小宿もまた何れの時、何人が定むるともかく、各船、皆か一定の宿ありて、容易に轉移するを許さざるに至りたりき。今ま、左に各小宿が、引受くる各國の船名を列舉し、各國の船が如何に分類せられしかを示さんとす。此表○下田年中行年は、寛政七年、下田宿老が、幕府の普請役林、平馬二人の求めによりて、呈出したるものにして、當時、何れの船舶が、最も多く江戸の海を出入したるかを知らるに足る重要な文書なりとす。

一、攝津國

小宿 御影屋 十郎兵衛

御影浦船

神戸浦船

今津浦船

一、備前國

尻海浦船

一、讚岐國

小宿 筑前屋 治兵衛

一、伊豆國

濱村船

小宿 松崎屋 伊兵衛

松崎村船

仁科村船

三津浦船

宇久須村船

一、紀伊國

新宮船

小宿 新宮屋 三右衛門

一、讚岐國

一、豐後船

小宿 綿屋 徳兵衛

一、大坂

小堀屋船

小宿 坂野屋 源次郎

一、遠江國

相良船

横須賀船

川崎船

一、紀伊國

小宿 仙臺屋 喜右衛門

産業篇第三 朝都時代



富田船

一、攝津國

神戶船

一、奥州

仙臺船

一、讚岐國

粟島船

一、紀伊國

日高船

白井船

一、尾張國

半田船

小野浦船

常滑船

内海船

一、伊勢國

白子船

小宿 日高屋 傳兵衛

小宿 尾張屋 幸右衛門

小宿 伊勢屋 三郎兵衛

安濃津浦船

杉坂船

一、志摩國

堅子浦船

一、大坂

大津屋船

小堀屋船

日野屋船

一、和泉國

佐野船

一、相摸國

須賀船

鎌倉船

大磯船

一、播磨國

魚崎船

一、豐後國

産業篇第三 關都時代

小宿 紀伊國屋 重五郎

小宿 大工町 七郎次



家島船

一、駿河國

柳津船

一、遠江國

川崎船

一、和泉國

岡内船

湊、佐野船

一、紀伊國

宮崎船

下津浦船

若山船

一、相摸國

浦賀船

小田原船

横須賀船

長浦船

小宿 柳津屋 傳兵衛

小宿 浦賀屋 忠兵衛

一、上總國

百首船

一、安房國

館山船

一、安藝國

廣島船

一、伊豫國船

一、紀伊國

尾鷲船

富田船

一、尾張國

沼船

一、攝津國

大石船

新在家船

東明浦船

西之宮船

小宿 廣島屋 長三郎

小宿 榎柄屋 清右衛門

小宿 大石屋 與七



神戸船

一、伊豫船

一、松前船

一、松前御城下船

一、加賀船

一、伊豆國

下多賀船

一、紀伊國

日方船

關戸船

くるい船

なたる船

一、大坂

桑名屋船

邦屋船

富田屋船

一、尾張國

小宿 加渡屋 傳右衛門

小宿 加畑屋 治五平

小宿 森屋 清兵衛

名古屋船

一、攝津國

多庫船

一、遠江國

川崎船

一、阿波國

瀬戸船

一、讃岐國

三本松船

引田船

一、伊豫國船

一、伊豫國

今一色船

大湊船

一、紀伊國

大川船

一、淡路國

産業篇第三 霸都時代

小宿 阿波屋 銀兵衛

小宿 伊勢屋 五兵衛



由良船

一、阿波國

中島浦船

黒伊地船

答島船

原ヶ崎船

別宇浦船

小松島船

橘浦船

内原船

中田浦船

徳島船

尾崎船

撫養船

海底船

二、播磨國

赤徳船

小宿 阿波屋 萬太夫

西濱船

東濱船

佐越船

一、伊豫國

大島浦船

一、和泉國

堺浦船

一、伊豆國

手石村船

加納村船

石井村船

湊村船

一、三河國

高濱船

松江船

原浦船

大濱浦船

小宿 半田屋 重右衛門



平坂船

刈屋船

鷺坂船

一、尾張國

半田船

龜崎船

有脇船

師崎船

一、紀伊國

へき船

一、和泉國

貝塚船

一、伊豆國

新島船

利島船

一、播磨國

佐越船

小宿 加島屋 治右衛門

小宿 金子屋 徳右衛門

一、攝津國

兵庫船

一、大 阪

柏屋船

一、遠 江國

川崎船

一、相 摸 國

眞鶴船

田之浦船

一、伊 豆 國

須崎船

白濱船

小稻船

一、遠 江國

掛塚船

一、伊 豆 國

戸田船

小宿 橋詰屋 五郎兵衛

小宿 清水屋 彌平次

小宿 中原町 八郎兵衛

小宿 掛塚屋 徳藏

小宿 戸田屋 太郎兵衛



一、駿河國

柳津船

清水船

二、紀伊國

田方浦船

德井村船

一、駿河國

清水船

二、大 阪

江子島船

一、和泉國

湊船

一、伊豆國

三宅島船

二、大 阪

桑名屋船

柏屋船

小宿 中原町吉三郎

小宿 雜賀屋 徳右衛門

小宿 和泉屋 重右衛門

小宿 池田屋 文藏

小堀屋船

日野屋船

富田屋船

一、出雲國船

一、但馬國船

一、大 阪

柏屋船

一、薩州樣御船

一、筑前國船

一、豆州船

一、土州樣御船

一、大 阪船

一、播州船

一、江戶船

一、備前國船

一、讚州船

一、伊豫國船

小宿 田中屋 源兵衛

小宿 筑前屋 重右衛門

小宿 海部屋 八郎右衛門

小宿 土佐屋 庄右衛門



一、大阪船

一、尾州千賀志摩守様御船

尾州船

一、大阪船

一、阿州船

一、阿州船

一、豆州屋

一、大阪船

一、豆州船

一、大阪船

一、豆州船

一、江戸船

下田町廻  
船問屋名

下田町 廻船問屋

飯田 忠左衛門

鈴木 助右衛門

内田 佐兵衛

松下 金右衛門

羽根 與仁右衛門

大川 嘉右衛門

小宿 中村屋 嘉兵衛  
小宿 尾張屋 長右衛門

小宿 角屋 金右衛門

小宿 島屋 萬右衛門

小宿 松下屋 金右衛門

小宿 山本屋 與右衛門

小宿 櫻田屋 與惣右衛門

小宿 千代倉屋 庄兵衛

小宿 山田屋 又右衛門

小宿 近江屋 太郎右衛門

小宿 田畑屋 五郎右衛門

メ四十七軒○實數五十軒アリ或ハ  
後ノ書入レ有ル歟。

羽根 六郎右衛門

馬場 七右衛門

大川 文助

加藤 善右衛門

藤田 孫右衛門

鈴木 平右衛門

笹本 彦十郎

坂野 彦右衛門

田畑 彦右衛門

東野 太郎右衛門

川村 兵右衛門

山本 辨藏

内藤 庄兵衛

小川 五郎右衛門

山本 與市右衛門

馬場 佐右衛門

水谷 利兵衛

立見 平右衛門

鈴木 常右衛門

中村 吉郎右衛門

産業篇第三 覇都時代

山田 又右衛門

平井 忠右衛門

道家 八郎右衛門

中村 嘉兵衛

高橋 九郎右衛門

西野 市郎右衛門

長野 清右衛門

田坂 勘兵衛

篠田 佐吉

松本 安右衛門

川村 仲左衛門

増田 彌惣兵衛

野畑 武右衛門

臼井 文右衛門

松本 作兵衛

田村 惠右衛門

坂野 重右衛門

田畑 五郎右衛門

臼井 與左衛門

前田 所左衛門

角屋 金右衛門

小川 七郎右衛門

草川 半十郎

杉本 役右衛門

肥田 喜右衛門

植松 藤兵衛

櫻田 與惣右衛門

服部 九郎兵衛

高橋 九右衛門

早水 文右衛門

篠原 喜右衛門

渡部 嘉右衛門

田中 仁左衛門

竹村 徳右衛門



東京市史稿

五七四

福田 津右衛門

岩田 幸右衛門

長井 庄右衛門

ノ六十三軒

右之通に御座候。

寛政七卯年十二月

豆州下田町

漁船頭 與右衛門

問屋年寄 庄右衛門

年寄 重五郎

外六名

林 又太郎様

平馬 久太郎様

(島々船宿略す)

船宿株

〔船宿もまた株〕 廻船問屋は已に一種の株となりたるが如く、船宿も何時の間にか、また一種の株となり、何人も随意に開業する能はず。新たに開業せんことを望むものは、舊來の同業者の同意を得ざるべからず。而して仲間は、仲間一圓に對して、加入金を徴するにあらずんば、容易に之を承諾せざりしを以て、事實に於て新たに開業する能はざりしが、唯、稀有の例は之かきにあらず。即ち天保七年、角屋傳右衛門かるものが、舊來、得意の船を有したる故によりて、加入を承諾せられし一件にして、下田年中行事は、此事を左の如くに記録したり。

船宿仲間新加入之事

一、角屋傳右衛門儀、先年より得意之船有之船宿致來候處、今以仲間に入此度印鑑納替に付、加入致度旨頼入候に付、差加被下度旨世話役之者願出候間、可然儀に付、書加御用所え左の通御届申上候也。

但、傳右衛門方より造酒を持世話役御用所へ披露申上候事。

乍、恐以書付奉願上候

當町船宿三十五人之外、大工町傳右衛門儀此度新規船宿加入仕度一同對談仕候間、右願之通被御付被下置候様奉願上候。以上。

天保七年五月

下田町船宿仲間惣代

長三郎

重右衛門

万太夫

同町名主

與仁右衛門

浦方御用所

而して此等の廻船宿が、定得意を有するは、猶ほ小宿の定得意が、以上に規定せらるゝが如く、輕々しく轉宿するを得ざるものとす。然るに宿屋が競争して、其得意を廣めんとする結果、往々、仲間に紛争を生

産業篇第三 關都時代

五七五



すること少からず。天保二年七月十五日、元來伊勢の大湊船は、伊勢屋を宿としたるに係はらず、伊勢の大湊の植木屋六右衛門の新造船、久寶丸が下田に入るや、突然、半田屋重右衛門を宿とするに至りしかば、此に半田屋と伊勢屋との間に紛議を生じたりしに、半田屋は前年大湊船を宿泊せしめたる由緒ありと主張して屈せざりしが、町役人仲裁して、久寶丸一艘のみは半田屋へ引受け、右以外の大湊船は、半田屋よりは、今後誘引せざるべしと約束して落着したりき。

〔難破船取揚荷物分一〕 諸國の廻船が、海上に於て難に遭ふや、海水が舟を浸すを水船と稱し、沈没を免れんがため、積荷を海中に投ずるを荷打と云ふ。此等の海難に遭遇したる廻船が、下田港に入り來るや、兼て海上を警備する番船之を見て、月番船問屋をして、浦方御用所へ名主に通知せしむ。名主また之を漁船頭に通達し、通ひ漁船二艘を出し、別に、かゝる際に下田の港務に参加するの權利を有する梯崎村と、須崎村に通知するの書狀を草するや、小宿より此書狀を發送せしむ。斯くて番所の役人、名主、年寄、問屋年寄、漁船頭等相率ゐて、船中に赴き、通船切手を改めて、荷打船は、捨殘の荷物に繩張封印して、通報す。而して以上の海難に際しては、下田は其荷物より、收入を得るものとす。之を取揚荷物分一と云ふ。荷物分一に就きては、享保年中、幕府が諸國津々浦々に立てたる高札の中に、船の破損したる時、近傍の浦に於て、荷物船具等を取揚げたる場合には、浮荷物より二十分一、沈荷物より十分一を取揚げたる者に、與へしむる旨を定めたりしに、爾後、此規定の文意に就きて、疑義起りて一定せざりしが、延享五年六月、讃州三本松新五右衛門の船が、下田にて遭難するや、浦賀奉行仙石治左衛門は、始めて其疑議を決定し、水船とは、板子迄水附「世帯なし」能はざるに至れる船をいひ、其取揚荷物は分一とする事。破船

難破船  
取揚荷  
物分一

水船の場合には、水中に散亂せし荷物を取揚分一とする事。但し浮荷物と沈荷物の區別は品物によつて、決定する事。船中にある荷物たりとも、水中にある荷物の分は分一とする事。但し此場合も沈荷物、浮荷物の別は同斷なる事。乾荷よりは賃銀を受取る事とせり。此規定は、享保年中の浦高札の文面より、其意稍々明なりと雖も、其解釋には尙甚だ混雜あるを免れず。隨て難破船より來る荷主の損失極めて大なるものあるを以て、文政七年、浦賀奉行所は、水船より取揚荷物の分一を破船沈荷物と同じく二十分一とするは、苛酷なりとし、高札面は之を書替へざるも、以後三十分一請取りと改むべき旨を命じたりき。

沈荷物  
浮荷物  
新解物

〔沈荷物浮荷物の新解釋〕 然れども高札面の浮、沈荷物の解釋によりて、種々の弊あり、屢々紛議を醸せしを以て、天保十二年八月、更に分一に關する觸を出し、之が解釋を確定せしめたり。即ち其意は、浦方高札に浮荷物、沈荷物とあるは、船中の荷物にあらずして、難船の節海中に散亂し、海上に漂流し、又は海底に沈みたる荷物を言ひ、海上に浮める荷物を取揚げしものは、十分一を請取るべしとす、更に船中に有る荷物は、浮没せん程の水船より、陸揚げせる荷物、並に沈没船と雖も、淺き場所より陸揚げせし荷物は、三十分一を請取り、深海の沈船より、陸揚げせしものは、十分一を請取るべし。但し純然たる浮船より陸揚げせしものは、分一を請取るべからずとすたりき。享保の浦方高札出で、より百余年、茲に至つて漸く、其解釋確定す。蓋し、此以前に於ては、高札の文面種々曲解せられしがため、貨主が海損に依つて蒙る損害は、到底今日に於て想像し得ざるものなりき。

〔水難荷物分一の銀拂〕 元來分一は、貨物を以て與へられしが、斯の如きは種々の不便を生じたるを以て、寛政七年以後は、荷主の願によりて、代銀を以て給されたり。分一銀の一例を擧ぐれば、文化十二年

水難荷  
物分一  
銀拂



八月、尾州半田の彦三郎船、分一の際の如きは、左の如き収入を下田に與へたりき。

一、文化十二年八月尾州半田彦三郎船分一之事  
覺

尾州半田  
彦三郎船

一、酒四十五樽 江戸廻り之分

此代銀壹貫三百五十匁

此廿分一 六十七匁五分 但一樽に付三十匁

一、同三十四樽 差痛樽於當州賣拂ふ。

此代銀四百三十五匁二分 但一樽に付十三匁八分

此廿分一 二十一匁七分六厘

一、酒空樽四 右同斷

此代銀二匁 但一に付五分

此廿分一 一分

一、酢百十二樽 江戸廻り之分

此代銀五百六十匁 但一樽に付五匁

此廿分一 二十八匁

一、同三十二樽 差痛に付當州賣拂ふ。

此代銀百三十七匁六分 但一本に付四匁三分

此廿分一 六匁八分八厘

一、水油二十六樽 江戸廻り之分

此代銀二貫八十匁 但一樽に付八十匁

此廿分一 百四匁

一、水油二十一樽 差痛於當州賣拂ふ。

此代銀一貫六十匁五分 但一本に付五十匁五分

此廿分一 五十三匁二分

其他二十六種、省略す。

元銀合三十六貫九百七十九匁一分六厘

爲金六百十六兩一分と四匁一分六厘

分一銀合二貫九百一匁三分六厘

爲金四十八兩一分と六匁三分六厘

右之通私共一同立會、御定法之通、分一請取渡仕候處、双方申分無御座候。爲後日連印書付差上申候處  
仍如件。

文化亥年八月十日

荷主惣代

江戸靈岸島四日市町  
千代倉屋 治兵衛

代 佐兵衛



内藤外記様御組御封印役

道家丹次殿

同菊池答藏殿

此文書を一見せば、難破船ある場合に、下田町民の得たる収益は、頗る大なるものありしを知るべし。而して下田町は右の分一を二分して、一を下田に留め、一は須崎村と、柿崎村とに分配したりき。右の分配法は、安永二年下田町と須崎村と、分一金に關する訴訟あり、其結果として定められたるものかりしと云ふ。以て分一による得益が、屢々紛争の原因となりしを見るべし。

——日本經濟史古橋與三郎著

尙、同書、下田港ノ地位及び沿革ヲ記ス事左ノ如シ。

下田港

〔東國に於ける下田の位置〕 一國が未だ完然なる國家を爲さず、州郡各々獨立の態あり、其經濟狀態は、各地みな自給自足にして、地方經濟の域を脱せざるとき、之を促して、國民經濟に赴かしむる原因は一ならず。強固なる中央政府現出して、山岳の如き威を以て、其政令を四方に及ぼすこと其の一なり。貨幣の劃一制度によりて、東西南北を混一すること其二なり。國民の生意大に發動し、衣食住を安樂ならしめんがために、四方の貨物を求むるに至りて、有無相通するの道を開くに至ること其三なり。信長、秀吉の如き豪傑出で、鳥道獸徑の如き道路を開闢して、來往に便にすること其四なり。而して善良なる港灣ありて、四方來往の船舶を招徠するもの、最も有力なる原因なりとす。蓋し、文明は何れの國に於ても、海港

下田港ノ位置沿革

下田港ノ古代史

より開始せらるゝを常とすればなり。我國の海港が、我文明の發達を助けしこと、一々數ふるに暇なし、堺の港は三韓時代文明の門戸たり。博多は宋元交通時代の文明の門戸たり。長崎は葡萄牙、阿蘭陀時代文明の門戸たり。而して内海交通の要港としては、已に、西南の室の津を説きしが、船一たび瀬戸内海より、紀州沖に出で、北東に向ふや、伊勢、鳥羽の外、七十五里の遠江灘は、其吞天浴日の風濤を弄するあり。此間數日にして始めて、伊豆の下田の海角を望む。下田は東海に於ける唯一の海港にして、東國の地方經濟を國民經濟に向つて進ましめたる焦點は、實に此にあり。故に徳川時代に於ける、東國の海港は如何なるものなりしかを知らんと欲せば、下田の港の變遷を見るに如くはなし。

〔下田港の古代史〕 下田港は、伊豆の南端賀茂郡の東隅にありて、稻生澤川の吐口にあり。現在東西十九町五間、南北十二町十九間、面積零、二九方里、戸口千五百、人口七千七百の小都會に過ぎずと雖も、曾ては、海上の要關にして、最も繁華なる都會の一なりき。下田年中行事に「源頼朝時代には、下田は已に五十戸許の民家あり、番匠臼井主計、富士の狩場陣小屋建方に召出され、棟梁として番匠數人を引連れて參る」と云ふを見れば、已に一個の小市たりしを見るべし。また東鑑卷四、後鳥羽天皇、元暦二年三月の條に「十二日乙未爲征壽平氏兵船三十二艘日來浮于伊豆國鯉名島並妻良津被納兵糧米、仍早可解纜之由、被仰下後兼奉行之」と云ふ一節あり。鯉名は今日の手石なれば、今日の下田港と當時の下田とは、多少の推移あるものゝ如し。其後は、土肥神社に藏する足利基氏傳帳によれば、本郷氏島城主志水長門守なる名あり。本郷は當時下田と各々別に、村を爲せしものにして、氏島は即ち下田の鵜島なれば、下田は志水某の領土たりしものゝ如し。已にして、北條早雲の時に至り、朝比奈六郎知明なるもの八丈島を發見



し、功を以て下田郷を賜はりしが、此時より八丈島は、北條氏に對して、毎年絹を貢納したりき。勿論、八丈島を發見したりと云ふも、當時已に、住民ありしを以て、單に久しく忘れられたる島嶼を、北條氏の所領に加へたりしに過ぎず。爾後、朝比奈氏の後嗣絶えしを以て、北條氏康、乳母の子、清水小太郎に下田の地八百二十九貫七百文を與ふ。此くて清水氏は、北條氏と共に、秀吉のために亡ぼされ、其地は遂に徳川家康の領有する所となる。

〔徳川初世の下田〕 伊豆は上古より、造船の技術を以て名あり。古史に崇神の十四年に伊豆より、巨船を獻じたることあり。應神天皇の五年に、伊豆國に課して船を造らしめたるに、長さ十丈の巨船を作り、其輕快なること飛ぶが如し。之を名けて枯野と云ふ。枯野は蓋し狩野ならん（註狩野は下田附の地名なり）。之を用ふること二十六年にして、船朽ちて用に堪へざるを以て、之を紀念せんがため、船材を焚き鹽を煮て、之を諸國に分つと云ふ記事あり。蓋し、伊豆の地勢が海運の發達を促し、住民多く漁業に従事し、其土地溫暖にして、樟樹、楠樹以下の巨材に富みしがためなるべし。其地勢、人事已に此の如くなるに方り、源頼朝が幕府を鎌倉に開くや、下田は東西來往の要關となり、此に其基礎を定めしが、爾來、東戰西伐多く陸路によりたるを以て、下田の發達甚た遅々たりき。已にして、千五百九十年（天正十八年）家康が江戸城の主人となるや、千六百五年（慶長十）下坂小刑部元成、金山奉行となり、新式の採鑛法を行つて、伊豆の金山、俄然として巨額の黄金を産し、殆ど佐渡と其優劣を争ふに至る。已にして、大久保長安が元成に代るや、其産出益々多し。其中、賀茂郡下河津の産額最も多く、鑛夫、商人、四方より匯聚し來るを以て、幕府、爲に遊女を置くを許可せしも、其地方狹隘なるを以て、多く下田に賃房するもの多し。下田之より漸く繁榮

徳川初世ノ下田

下田漁民惡風

す。已にして、翌年幕府が諸侯に課して、江戸城を築造するや、之に用うる石材は、南伊豆より之を採收するを以て、幕府は石川大隅守、向井將監、今村傳四郎の三將をして、下田に在りて其事を監督せしむ。當時、江戸と下田との間を來往する運送船は、三千艘餘なりき。大久保長安また金山奉行を以て下田奉行を兼ね、下田に海關を設け、東西來往の船に海關税を課し、漁船よりは釣十分の一税なるものを徴せしが、下田は此頃より勃然たる勢を以て發達す。

〔下田漁民惡風〕 然れども、此時の下田は風俗粗獷、東北蠻人の遺習を脱せざるものあり。蓋し、聖武帝の時、流刑三居中、伊豆を以て遠流の地としたるを見れば、當時、伊豆の風俗が如何に上國に於て、畏れられしかを見るべし。然るに徳川時代に至りても、此風猶ほ全く脱せず、橋南谿は其東遊記に於て、伊豆の風俗を左の如くに傳へたりき。

昔伊豆の海邊は、人の心おそろしかりしが、今にては溫淳の風俗となれりとぞ。昔の物語を聞くに、正月年禮に來る者、先ず唱へて「イナサ」參らうと云ふ。あるじ答へて「寄せて御座れ、古釘で祝ひませう」と是を年始の祝言とす。是をいかなるわけと問ふに、イナサとは北海上の惡風なり。此風吹く時は此邊の者ども手に松明を持ち、或は火を燃して濱邊を往來す。沖に行きかふ船難風に苦みて、入るべき港やあるとうろつき居る時、此火の光を見て、人家やあると寄來れば、忽ち海底の岩に觸れ、打碎けて破船に及ぶ。翌朝浦々の人、破船せる荷物道具を取り掠む。さればこそ今に至りても、此邊に古き家は天井板敷なども、多くは古板もて作りたれ。

東遊記は寛政年間の著作なれば、此の記事は徳川初期頃の事を傳へしなるべし。



已にして、伊豆の金山は久しからずして、産額を減じたるがため、鑛夫商民四方に散じ、江戸城は慶長十一年、一旦落成したるを以て、之に使用せられたる官船、私船の下田に來往するものまた急に跡を斷つに至りしと雖も、寛永の中頃より、關西諸國より廻船の江戸に集まるもの漸く多く、此等の廻船は、其往復、皆下田に於て船改を受けて、通船證を與へらるゝを以て、下田の繁榮は前日に減ぜず。此時代までは伊豆は幕府の直轄地なりしが、貞享、元祿の頃より漸く、旗本の諸士及び、諸侯を伊豆に分封したるを以て、後には一村にして、領主を異にするものすらあり。已にして、千七百二十年(享保五)將軍吉宗の時、勘定奉行齋藤嘉六郎等下田を檢分したる結果、遂に下田番所を廢して、相模に移せしが、千七百五十九年(寶曆九)韭山の豪族、江川太郎左衛門英龍代官となりて、全州の幕領を支配するや、下田もまた其管轄に歸し、此江川氏は世襲して、明治維新に及びたりき。其間、英、米、露國の來つて開國を迫る頃は、下田は實に列國來往の要關にして、千八百五十四年(安政元)米國の使節ペリーが再び來りて、開國を迫りし時、幕府は假りに下田港を開き、之と共に下田奉行を置く。然れども當時の開國は耳を掩うて、鈴を竊まんとするものにして、外國人が商品を得んと欲するや幕府は之を以て、船中缺乏の品を要するを以て、一時之を與ふるものにして、貿易にあらずと號して、一時の耳目を掩ひ、下田に缺乏場を置く。缺乏場は即ち外國人に物を賣る市場に外ならず。已にして、千八百五十九年(安政六)横濱外國商人に向つて開かるゝや、下田はまた純然たる内地貿易の一港たるに至る。

下田ノ港制ノ

缺乏場

開港

廻船下  
リ切手

問船

上リ切  
手

城の大山あり。其山脚延びて、四方の海岸を壓し、妻良の七坂、子浦の八坂等の險坂、徒に來往の客を苦しむるのみ、且つ、下田の地方は土田狹少にして、耕作に適せず。其背景已に此の如くなるを以て、下田は船舶碇泊地として發達するの他なかりき。蓋し、貿易備考によれば、千六百十六年(元和二)幕府は下田に船改番所を設立し、諸國の廻船扱人、數百之に屬し、交る交る毎年十人の役員を下田に派遣して、船舶の出入を檢せしめしと云ふ。當時二百石積以上の船を廻船と號し、西南諸國より江戸に赴かんとする廻船は、先づ下田港に於て其積荷を點檢し、故障なきものには下り切手(通過許可證)を與へ、江戸の廻船扱人を指示して、江戸に入港することを許可す。而して此の下り切手を賦與せられたる廻船は、江戸に入津したる後、其指定せられたる取扱人につきて、其周旋を受け、爾後、入津すること、必ず該取扱人につきて、百事を諮問して、便宜を受くるを以て、之を問船と名け或は株船と云ふ。是れ、該取扱人に就くの慣習ありて、取扱人より云へば、一の株を生じたるものなるを以て、斯くは稱するなり。而して該船が江戸を發して、西南諸國に向つて、歸らんとするや、また再び下田に寄港して、積荷の點檢を受け、故障なければ、上り切手を與ふるを以て、該船は右の上り切手を下田番所に示して開帆するものとす。斯くて寛永年間に至りて、船舶の廻漕の益々盛なるに従ひ、江戸、大阪の荷主等相謀り、貨物出入の請次取扱を爲すものを一定し、之を廻船問屋と名けしが、此時、問屋の數已に五十餘名ありしが、後六十三人に増加したりき。而して此六十餘人の問屋を分つて、菱垣廻船問屋、樽廻船問屋、株廻船問屋、鹽廻船問屋の四組とす。菱垣廻船は後來、十組問屋の專屬廻船となりしものにして、此時猶ほ獨立の廻船なりき。樽廻船は酒を江戸及び、東海諸國に送らなぐために、大阪、伊丹、池田より發するもの、鹽廻船は播磨の赤穂、才田より



下田  
入ノ  
三ノ  
千船

發するものにして、鹽廻船問屋と稱するものは、普通の廻船問屋と其性質を異にし、廻船問屋たると共に鹽問屋をも兼ねたりき。此外諸國の洪灣より發する廻船は、諸問屋中各々其取扱店を定む。此種の船を稱して株船と云ふ。此の如く下田に於ける廻船問屋の區別を見て、而して「問屋の變遷」の一章を見れば、一個の傍證となりて、會得する所少からざるべし。

〔下田出入の船三千〕 此の如くして、西南諸國の船が江戸に入らんとするものは、悉く下田に寄港するのみならず、寛文年間、河村瑞軒が幕命を受けて、奥州との海運方法を案出するや、奥羽諸國の船は、風潮の方向を伺うて、房州の南岸より直ちに江戸灣に入らず、奥羽より一旦、下田若しくは、南相模に來り、更に船首を轉じて江戸に入るを以て、安全なりとして、此方法を推薦したるを以て、東北各地より江戸に來る船も、また下田に寄港するに至り、殊に海上風濤の變あるに遇ふや、廻船株船のみならず、東海を來往する大小の帆船悉く下田に竄入して、天候の晴明を俟ち、奄留數十日に及び、一年、此港に出入する大小の船舶三千艘に達したることあり。〔註下田の榮〕千七百二十一年(享保六)番所を浦賀に移したる後も、諸國廻船の出入するもの八百艘を下らず、密貿易を以て一時の暴富を極め、遂に藩主前田氏のために族滅の禍を受けし、錢屋五兵衛の如きも、其支店を此處に有したりき。

〔下田の戸口船舶〕 此時、此下田が、如何に殷富なりしかを知らんと欲せば、千七百九十三年(寛政五)下田町より、幕府に進達したる數種の統計表を見るべし。此計表によれば下田の家數七百九十五軒にして、人口三千百人なりき。七百九十五軒は、必ずしも市邑として大なるものにあらず。然れども、其有する船舶を見るに左の如くなりき。

下田  
戸口  
船ノ

廻船二十四艘

此船主二十一軒

水主百二十軒

内

四百八十石積	一	艘
四百石積	四	艘
三百五十石積	三	艘
三百四十石積	一	艘
三百二十石積	一	艘
三百十石積	一	艘
三百石積	五	艘
二百五十石積	二	艘
二百石積	四	艘
百十石積	二	艘
一、漁船三十艘	此船主二十四軒	當時二十七軒

是は漁事 引船稼仕候

産業篇第三 覇都時代



一、魚買傳馬四十艘

此船主四十軒

但、漁船附

一、小宿傳馬三十六艘 此船主四十軒

是は諸廻船入津水主陸上り仕候渡世に御座候。

然るに天保十三年に至りては、廻船は却て十四艘に減じたりしが、其船の容積は二倍以上に増加したるを以て、其總石數は却て、増加したること左の如し。寛政五年より天保十三年に至るまで四十九年のみ、然るに其船形の大を加へし此の如し。また以て、航海業が駸々として、進みつゝありしを見るべし。

千二百石積	一艘
九百石積	一艘
八百五十石積	一艘
八百石積	二艘
七百五十石積	二艘
五百石積	一艘
四百五十石積	一艘

〔下田の町制〕 下田町の制度は、北條氏時代のことは考ふべからず。徳川時代とかり千六百九十二年（元祿五）以前は下田、岡方、須崎、柿崎、本郷の五邑、並に天城山御林は、共に下田奉行の支配に屬したりしが、下田町には町代官なるもの有りしと言ふ。然るに元祿五年に至るや、右の五邑は、代官五味小左衛

門の支配に移り、下田町の代官は廢せられ、浦方の事（即ち難破船始末）は代官之を管し、下田奉行は單に改船の事のみを專管せしが、其後、千七百十二年（正徳二）先に番所に附屬せし五邑の内、下田、柿崎、須崎の三村を更に代官支配より移して、番所附となし、奉行深澤八郎右衛門之を管し、千七百二十年（享保五）番所が浦賀に移さるゝや、下田町、復び代官支配となりしが、浦方の事は依然浦賀奉行之を支配し、下田に浦方御用所を置きたり。下田町には町會所ありて、町方諸務を辨せしめしが、役員之首腦を庄屋、長人（後に名主、年寄と改稱す）とし、以下の役員左の如し。

名主 町内一切の公務を總括掌理す。報酬として年額二十兩を給せらる。

年寄 毎日町の會所に詰めて、町内の事務を取扱ふ。定員六人あり故に六人衆ともいへり。報酬なし。

但、年末に至りて一兩二分を與へらる。

書役 名主及年寄の下にありて、記録及計算を掌る役なり。一人又は二人を置く。

漁船頭 漁船の取締をなす役なり。始め一人なりしを、後十人位宛の組を作り、各其頭を置けり。

問屋年寄 問屋に關する事務を取扱ふ役なり。普通一人を置く。

町頭 丁に一人を置く。名主より申渡されたる布令を町民に傳達し、其町内の世話をなす役なり。今の

區長に相當す。

組頭 村方に於ける五人組と同じく、五戸を一組とちして、隣保相互に助けしむ。此取締をなすものを

組頭と云ふ。一丁毎に大抵五六人宛ありき。

下田の町政の他に異なるは、浦方事務あるによる。浦方事務とは難破船始末にして、浦賀奉行の更迭する



ことに、下田の町吏は左の誓約書を容るゝの習なりき。之を名けて印鑑納と云ふ。  
差上申證文之事

一、浦賀御奉行様御代り被遊候に付、御法度之條々相守、御支配浦方作法無之様可相愼旨被爲仰付候趣、奉畏村中百姓共え入念申付相守可申候。  
一、御用船入津出帆之節、被仰渡候通、引船油斷なく早速出し、尤も番船も入念付置可申事。  
一、荷打船入津又は破船等の節も、早速御注進申上御差圖次第相働可申候。勿論破船之荷物船具等迄も海上に散亂仕候故、猶以精出し相働紛失不仕様取集可申候。尤も被仰付候獵船並に入足の外右場所え一切出し申間敷事。

附、荷役破船之節、御注進、前廉船頭と浦々の者申合爲蟻儀仕間敷候。尤御用に而浦々え御出被成候節は、前々之通御馳走ケ間敷儀決而不仕候。

一、上下諸廻船沖合にて逢難風、荷物捨り、荷物濡又は橋折入津仕候而、内證に而名主年寄了簡を以、荷主方え證文相渡申間敷候。其節御斷申上御差圖を請可申候事。

一、御支配浦々に不限海陸共、若異變之儀御座候はゞ、早速御注進可申上候。假令他所支配に而も異變之儀見聞仕候はゞ、是又早速御注進可申上候事。

一、諸廻船日和を乗留、湊に長々掛置候はゞ、子細を承届、早速出船爲仕可申候。其上難澁仕候はゞ、御斷可申上候事。

一、對諸廻船に浦々の者かさつ成儀並押賣、押買等不仕候様可申付旨被仰渡奉畏入念申付候。勿論無

謂廻船迂滞爲仕申間敷事。

右之通被仰渡候趣、逸々相守可申候。若違背仕候はゞ御吟味之上何様にも可被仰付候。爲其連判證文差上申候。仍如件。

天保八酉年十二月

豆州下田町 名主

與 仁 右 衛 門

外年寄六名漁船頭一名

梯崎村 名主

久 四 郎

外年寄三名

外浦 名主

傳 四 郎

外年寄二名

須崎村 名主

長 兵 衛

外年寄四名

浦賀御奉行

太田運八様

池田將監様

浦賀御用所

天保八酉年十二月

〔下田の課役〕 下田の課役に就いては、小田原北條氏時代より以前に遡るを得ず。之より先、源頼朝、鎌

下田ノ  
課役

産業篇第三 覇都時代



倉開府以來、下田の海港としての存在漸く認めらると雖も、其當時戸數未だ五十戸に過ぎざりき。其後、足利基氏關東管領たりし時、本郷氏島城主志水長門守なるもの有りしといふ。文明年中(千四百年代)後北條氏の此地を領するや、下田村と稱し、出城を鶴島に築く。是れ下田發展の一原因にして、當時は猶ほ下田村と稱し、村高二百三十石にして、農、漁、兼ね營みたりしが、爾後、漸次戸口増加し、諸國商船の入津愈々繁く、此地の繁榮を加へたり。後濱方、地方と相分れ、田方の分百六十石を岡方の者(後の岡方村)差配し、畑方の分、七十石は濱方にて差配するに至る。此濱方は即ち後の下田町にして、家屋の數漸次増加するに従つて、田畑漸く屋敷地と化し、畑年貢、亦、屋敷地子米納と變じたりしが、當時已に地子米の外に、番錢浮役として、浦賀遠見番の役錢、永十五貫文の巨額を、小田原北條氏へ納付せしといふ。遠見番の役錢とは、恐らく入港税の類か。此浮役は北條氏滅亡の後、一時中絶せしが、徳川氏の所領とかりし後、天正年中、戸田忠次之を支配するに至つて、之を船役として、再び徵收するに至れり。次いで、千六百五年(慶長十)大久保長安、繩地金山奉行として、下田代官を兼ねるや、此地に水關を建て、また釣十分一税ふるものを課す。此れ此地海産物の收獲豊富なるを以て、之に課税せしものにして、更に一税目を加へたり。蓋し、長安の水關設置は、幕命にあらずして、其私意に出でしものゝ如し。後元和二年、幕府が、茲に番所を設けしは、蓋し、長安の例に倣ひしものか。

〔下田税制の改革〕 其後、下田奉行今村傳四郎が、寛永四年より同十五年まで、此地を支配するや、税制に一大改革を行ひ、従前の地子七十石を免じ、之に代ふるに諸色、小物成運上、其外種々の課役を以てす。從來地子米七十石、船役永十貫文、釣十分一を徵すると雖も、尙下田町民の収益頗る大なる者あり。

浦賀遠見番役錢

水關

下田税制

浦賀遠見番役錢

是れ此改革を行うたる所以なるべし。當時町並十九町、家數一千餘、地子反別十二町餘にて、從來村を七十石と數へしに、石盛を増加して、二百七十二石五斗二升七合、此取米百三十七石四斗二升四合の高辻となし、又遠見番錢、永十貫文を改めて、之を無地高三百石(無地高とは土地なきも課税のため高を設定するを云ふ。高即ち地價なり。)、此取米百五十石五斗三升七合、右取米、二百九十五石八斗二升四合となしたるも、人民何等の不平なかりしを見て、市勢の殷盛なりしを見るべし。更に千六百四十九年(慶安二)に至り、以上諸税の外、小物成運上(茶役、煙草役、鹽役、磯場役、船役、苦役、船大工役、捧手振役、酒役)金五十四兩宛、上納せしむることせり。此中、酒役金二十兩は、承應中廢止せられたり。以上の課役は、千七百二十年(享保五)まで變化なかりしが、翌年二月、番所を浦賀に移轉したるの結果、町民業を失して、退轉せるもの多きを以て、代官河原清兵衛に課役減除を訴願せし結果、番錢無地高三百石及び釣十分一、廿四石を免除せられ、又地子高辻、二百七十二石五斗三升七合、此取米百三十七石四斗二升四合の内、六十石四斗五升五合をも免除せられ、殘七十六石九斗六升九合を以て、改めて下田町高辻とせり。茲に至つて下田町の課役は、文明以前に立戻りたるに近かりしが、千七百三十一年(享保十六)代官齋藤喜六郎支配の時に至り、下田町名主與仁右衛門並年寄共、更に又地子米減除を願出で、三十五石五斗七升八合を免除して、下田町取米四十一石一斗九升六合となりしのみならず、奉行より救済及び拜借の財本を下したること一回にあらず。是によつて之を見れば、番所移轉は下田の經濟界に大打撃を與へし事疑ふべからず。而もその打撃は、年次を経ると共に漸次恢復し、一度大に減除せられし課役も、其原因の消滅と共に、再び増課せられ(天保三)御年貢皆濟目錄に



は、高二百八十石一斗一升三合とあり、又萬船永六貫九百一文六分とあり。更に降つて、天保九年四月、豆州加茂郡下田町、村方仕來明細帳には、高二百七十九石五斗九合、此反別畑十三町二反九畝十六分半、釣十分一運上米八石四斗、御林下草錢なるもの永一貫文、而して前年御年貢皆濟目錄に、萬船役永六貫九百一文六分とあり。而してその内容を記して「當町五大力船役永之儀、水主一人に付永百十文宛、天當船鯉舟(古きは曳ふね)は長さ一尋に付、永三十文宛、生魚押送船は水主一人に付永百文宛上納仕候。尤作事等仕候得ば月割にて高下御座候」とあり。代官の給料に當てらるゝ口米は、米一石に付二升八合六勺宛、此外に、永二貫六百廿五文の質屋株冥加永、及び永二百五十文藤網冥加永の上納ありき。

入津料

〔入津料〕 下田港入津の諸廻船より徴收せしものに、湊米及び「たでは料」なるものあり。これ一種の入港税にして、文化の頃より始まりしものゝ如し。湊米は、一ヶ年一度宛廻船一艘に付、白米一升宛を徴す、「たでは料」とは、川口に於て蟲喰等を防ぐが爲め、廻船の船腹を焼き立つる場所の使用料にして、廻船一艘につき錢文二百文宛、大船は三百文、小船は五十文を取りたりしといふ。而して此收税の任に當る者は、御林守即ち御林守衛者にして、たで場の如きは、御林に近く火を用ゐしより、御林守と特に關係ありしを以て、其取立方御林守に歸せしが如し。是等湊米及たでは料の費途如何といふに、其一部は御林守の取立骨折料となり、他は諸廻船水取場並に船繋場石工修繕の用に供せられ、尙ほ殘餘あれば、町入用に使はれしといふ。此外、慶安及び、元祿の記録には、茶役(永十貫文)、鹽役(永八貫文)、煙草役(永二貫文)なる課税あり。是等の貨物は、皆此地に産するものにあらずして、關西より輸入し來りしものにして、一種の輸入税なりき。寛政五年頃は、下田の商人五十軒、天保頃は六十軒ありと稱せられ、此等の

商人は、右の貨物を輸入するも、下田及び傍近の民が、悉く之を消化するにあらず。下田商人は仲次商人として、更に之を奥羽諸州に送りしものゝ如し。然らば則ち下田港の商人が納むる輸入税は、東國全體のための納税なりしものか。

輸出税  
出物分  
一  
受負商  
人  
村請

〔輸出税〕 下田には、以上の如く輸入税ありしのみならず、また輸出税をも有し、之を名けて出物分一と云ふ。然るに下田奉行は、之がため特に官吏を置きて、管理するの繁を避けんがため、之を數年を限りて、入札に付して、個人に受負はしめたりき。之を名けて受負商人と云ふ。而して受負人は、敷金として一個の納税額の二、三割に該當する金額を奉行所に豫納したりき。此受負は、多くは個人に命ずるも、時として村をして、請負はしむることあり。之を名けて村請と云ふ。下田に於ける此種の請負制度は、何時の頃に起りしかを審にする能はずと雖も、少くとも天明頃には、已に存在したるは、天保二年長崎貿易のため、煎海鼠、干鮑、鱧鰯に關する左の觸書を見て之を知るを得べし。

長崎に於て唐船を相渡候煎海鼠、干鮑、鱧鰯之儀、天明五巳年相觸候通、長崎會所直買入に相成候以來、爲出増國々之内追々請負之者取極右請負人方を買集め、長崎會所を爲差出候場所も有之候處、近來諸國共出方相劣り、且又請負人の方には不差出外々々相對密賣いたし候稼人も有之趣相聞不埒の事に候。

〔分一品〕 以上に云ふ所の出物分一とは、政府が指定する一定の輸出品に關して專賣權を與へ、其報酬として幾分の税を政府に納付せしむるものにして、下田に於ける分一品は、天草、炭薪、鮑等なりしが、正徳前後【太田南畝豆州村々様子大略書】白濱村の鮑は、江戸四日市鹽屋金兵衛なるもの之を請負ひ、村人は金兵衛が、幾何の税を奉行所に納むるかを知らぬものなかりき。天草は村請にして、一ヶ年六兩づゝを納め、下河津村の炭、



薪は個人請負にして、一ケ年の運上四兩二分なりき。此制度の利は、奉行は收税費を節約し得ると共に、入札に附するがため、其税額を競り上るの利あり。受負人は、其分一上納を受負ふの報酬として、其目的たる貨物の獨占權を賦與せらるゝを以て、其市價を左右するの利あるにより、下田及び其附近の商人のみならず、江戸の商人すらも此受負を競争したりき。

〔下田に於ける仲間及び株〕 下田に於ける商業組織を見れば、直ちに日本全國の商市に於ける商業組織を知るを得べし。即ち商業を營むもの、數は一定せられ、其業務は世襲的にして、同時に株となること「株及び株仲間」の一章に於ける史實の、側面の燈光として、見ることを得べし。但し此組織は何時頃より、下田に行はれたるかを審にする能はずと雖も、漁船の株、問屋の株は、由來最も古く、此他の株も、晩くも已に慶安年中より、行はれたるものゝ如し。下田の課役の項に於て述べたるが如く、慶安時代より已に茶、鹽、いさば、船大工、苦、たばこ、棒手振等の諸役（釐税ありしが、）茶役は茶の賣買を營みたる商人之を納め、鹽役は鹽を賣買せし商人之を納め、いさば役は漁船の捕獲し來れる魚類を買取りて、賣捌くイサバ仲間（即ち魚仲買）之を納め、船大工役は、船大工より納むる處にして、而して苦役は苦を買入れ賣捌きたる者より、たばこ役は、煙草賣買を營む者、棒手振役は商人町せり賣の者より之を納めしが、其役高は、左の如くなりき。

茶役永十貫文、煙草役永二貫文、鹽役永八貫文、磯場船役永五貫文、

苦役永三貫文、船大工役永五貫文、棒手振役永一貫文。

斯く定額の納税を負擔せし結果、諸商人の間に自ら定員ありて、仲間を結び、各人の有する權利義務を劃

下田に於ける仲間及び株

定したるもの、後年の株式の萌芽にして、其重なる株は質屋株、廻船問屋株、船宿、小宿、廻船、漁船等あり。殊に船株に於ては、新造船あれば、その印鑑納の法あり。賣船、買船、破船等も皆之を登記し、新造船の場合には、役所へ祝儀を納むるを例とす。印鑑納とは即ち新たに船籍を獲得するの法にして、其名は「船株帳の空所を借て、新たに之を書き加ふ」と云ふにあり。而して祝儀とは、即ち新たに船株を獲得する加入金に外ならず。下田年中行事の記す所によれば、其習慣は左の如くなりき。

新造船印鑑納之事

一、新造船卸し候得共、浦方御用所へ御訴申上、但（支配年寄の船主を召連）船株帳拜借アキマ地之處へ書入候、勿論賣船、買船、破船等書入之儀も序之節御届いたし書入候、先々書入に倣て可認。

祝儀左之通

一、錢四百文宛 浦方御用所御詰御兩人、紙包。

八百文也

水引詰

外二百文

御家來

一、さし（か）樽 新田御役宅

麻

扇子箱

一、同斷

名主方

一、同斷

支配年寄



- 一、錢二百文 書役
- 一、錢二百文 定使
- 一、扇子箱一ツ宛 惣年寄方、漁船頭
- 一、錢二百文宛四百文也 浦方御詰御兩人え。
- 外百文 御家來中え
- 一、酒一升<sup>シカイ</sup> 新田御役宅
- 一、同斷 名主方
- 一、同斷 支配年寄方
- 一、百文 書役
- 一、百文 定使

但新に作替候節は、如右浦方と名主方支配年寄方斗り。

——日本經濟史<sup>〇竹盛與三郎著</sup>

〔參考〕 下田年中行事八十七卷ト編者平井平次郎翁

上掲竹越與三郎著日本經濟史下田港ノ一章ガ專ラ資料ヲ是ニ仰ギタリト云フ下田年中行事八十七卷ノ編者平井平次郎翁ハ、伊豆國下田ノ人ニシテ、其後裔今尙加茂郡下田町四五九番地ニ現存シ、雲松法眼ガ筆ニ成ル翁ノ畫像ヲ傳フ。下田年中行事原本ハ、現ニ下田町役場ノ秘藏ニ係ルト雖モ、今ヤ頗ル蠹魚ノ侵ス處トナリ、漸ク完體ヲ失ハントシ識者コレヲ歎ク。平井翁ガ下田年中行事編纂ノ功ヲ記念スル、平井平次郎

〔參考〕  
下田年中  
行事ト其  
編者

碑ハ、嚴トシテ下田町大安寺山八幡社苑ニアリ、銘左ノ如シ。

平井翁、本姓田中氏、稱平次郎、伊豆下田人、邑商平井平右衛門、配女分産、使襲其姓、爲人温厚謹密、爲邑胥服勤四十年、能記邑曲、邑有疑事、就而問焉、人呼曰平田文庫、翁慨邑再經瀟灑記蕩然、乃搜索舊記、網羅佚事、編下田年中行事八十七卷、下田伊豆之大港、自地勢風俗寺社緣起、至官府報告民間訴訟細故瑣事、瞭指掌、傳至今日者、此書之存也、晚舉年寄、天保十四年十月八日卒、葬邑寶福寺、衆以其書功於邑囑余銘、刻墓以傳、銘曰、

文献足徵 始理百職 自邑而都 自郡而國 秩序不紊 循吏所力 誰謂小補 斯翁遺德  
明治二十六年五月

仙臺處士 岡千 仞 撰  
圓通沙門 中里日勝書  
角錦章刻

五月十一日庚辰<sup>〇元和二年丙辰(紀元二二七六年)。</sup>幕府令シテ六種ノ惡錢以外錢ヲ撰ム事ヲ禁ジ、

金一兩ニ錢一貫文ノ比價ヲ定メ、流通賣買セシム。<sup>〇東武實錄。台徳院殿御實紀。大日本貨幣史。三貨圖彙。元和實記。大日本貨幣史參考。</sup>

六種惡錢以外撰錢禁止並金・錢比價制定

五月十一日<sup>〇元和二年。</sup>鳥目ノ制法ヲ諸國ニ相觸ラル。

定

一大あけ

産業篇第三 朝都時代

六種惡錢以外撰錢禁止  
并金錢比價制定  
六種惡錢以外撰錢禁止  
并金銀比價制定



一 じれ錢

一 かゝ形し

一 ころ錢

一 新惡錢

一 なま錢

右六錢之外を御藏へも納候間、えらぬからす。金子壹分は壹貫文之賣買ゑる處し、若彼六錢之外撰をの並押てはらふ者有之を、糺明之上、其面は火印をねむき者也。仍所定如件。

元和二年正月十一日

急度申入の御定之惡錢にて路次筋米大豆賣買いゝすに付、往來之者迷惑仕之由に候。就其道筋御藏入之所々に米大豆相渡、うらせ、其ひゝ錢を御藏に納申候間、各も時之相場を以うらせ候、ひゝ錢を自分之藏に被納尤い。高札之案文別紙に遣之候。領内堅申付可被相定い。委細は高室金兵衛、藤川庄次郎可演説い。謹言。

元和二年正月十一日

伊丹喜之助

秋元但馬守

板倉内膳正

松平右衛門大夫

安藤對馬守

土井大炊頭

酒井備後守

本多上野介

右ノ文言ヲ以テ諸大名エ觸レ遣ス。

十一日 ○元和二年五月庚辰 令せられしは、大かけ、われ錢、形なし、ころ錢、新錢、鉛錢この六錢の外は、官廩にも

——東武實錄 卷四 普海探蹟、戊、略同。

收用せらるれば、民間にて善惡をえらばず、金一分に錢一貫文をあて、通用賣買すべし。もしこの六錢の外をえらび、取捨するもの有か又この六錢をおして用ゆるものあらば、査檢してその面に烙印せしむべしとなり。また諸大名へ、老臣及伊丹喜之助康勝よりつたへしは、制禁の惡錢諸國道路におゐて米豆賣買すれば、往還の旅人これを患困す、よてこたび御料の地にては、米豆を官廩より出し賣ひさがしめ、其價にびた錢を以て官廩に納むれば、諸國の私領に於ても、時價を以て米豆をうらせ、びた錢にかへて領主の廩に收むべし。なを高室金兵衛昌成、藤川庄次郎重勝より令すべしとなり。

——台徳院殿御實紀 卷四 十二。

急度申入候、御定之惡錢にて路次筋、米・大豆賣買仕候に付、往來之者致迷惑之由により、就夫道筋御藏之處には、米・大豆相渡之爲賣、其鏹錢を御藏へ納め申候間、各々も時々之相庭を以て爲賣候。鏹錢を自分藏へ可被納置い。高札之按文別紙に遣い。領内堅く申付可被相定い。委細者高室金兵衛・藤川庄次郎可演説候。恐々謹言。



元和二年五月十一日

六〇二

本多上野介  
 酒井備後守  
 安藤對馬守  
 松平右衛門大夫  
 板倉内膳正  
 秋元但馬守  
 伊丹喜之助

定

- 一、大カケ錢
- 一、形ナシ
- 一、新惡ゼニ
- 一、ワレ錢
- 一、コロ錢
- 一、ナマリ錢

右六錢の外は御藏へも納ひ間、不可撰之金一分に錢一貫文の賣買たるべし。若彼六錢の外撰ひ者并をさへて遣ふもの有之、糺明の上其面に火印を押べきもの也。仍所定如件。

元和二年五月十一日

奉行

按ルニ、此新惡錢トアルハ、天正、文録・慶長等ノ錢鑄ラレシ年月、舊書ニ見アタラズ。新惡錢トコ、ニ出シツレバ、新錢トアルハ、右ノ三錢ノコトナルベシ。元和通寶ト云モ、其出所御觸書等ヲ見ズ。右連書ニテ大小名ヘ仰達セラレシトゾ。尤往來ノ者迷惑致スノ由有之、路筋商人ドモ迷惑トアラバキコユ

レドモ、夫ニテ解セズ。按ニ、路次ノ商人ドモハ諸色惡錢ニテ賣買スレドモ、往來ノ旅人ヘハ精錢ニテ賣ル故、自ラ往來ノモノ、難儀トナル故カ、依之公儀ノ米・大豆ヲ御拂ナサレ、其鑿錢ヲ所々ノ藏ヘ納メ置レ、世上ノ惡錢ヲ御引上ニ相ナレバ、自カラ世上惡錢減スベキトノ事ナルベシ。元和二年後ハ、都テ精鑿ノ分チナク、皆鑿錢但シヲ以テ諸物交易ニ相成、精錢ノ威光モ衰ヘ、元和二年ニ制令有シ六錢ノ外ハ、撰ミナク精鑿一列ニ取扱シト見エタリ。——三貨圖彙三〇卷

三貨圖彙按ノ如ク、前記諸大名エノ達書ノ文意ハ明瞭ヲ缺ク、徳川禁令考所載ノ同文ハ少シク其意ヲ異ニスルヲ以テ、左ニ全文ヲ引用シテ參考ニ供ス。

元和二年五月十一日

諸大名の奉書

急度申入候御定之鑿錢ニ路次筋米大豆賣買不致ニ付、往來之者迷惑仕之由ニ候。就夫道筋御藏入之所ニ候得ハ、米大豆相渡らせ、其ひた錢を御藏ニ納申候間、各も時之相場を以、うらせ候而、ひた錢を自分之藏ニ被納尤ニ候。高札之案文別紙ニ遺之候。領内堅申付可被相定候。委細ハ高室金兵衛、藤川庄次郎可演説候。謹言。

元和二年五月十一日

伊丹喜之助  
 秋元但馬守  
 板倉内膳正  
 松平右衛門大夫



安藤對馬守  
土井大炊頭  
酒井備後守  
本多上野守

定

- 一 大かけ
- 一 かわれ錢
- 一 かねなし
- 一 ころ錢
- 一 新鑲錢
- 一 なまり錢

右六錢之外は御藏にも納候間ゑらふへからず、金子壹分ニ壹貫文之賣買たるべし、若彼六錢之外撰もの并押而つかふ者有之ハ、糺明之上其面に火印をおすべき者也。仍而如件。原註條令御條法には定所如件とあり。慶長令條には仍所定觀如件に作る。

元和二年五月十一日

右之文言を以諸大名に觸遣ス

引書 教令類纂  
東武實錄

德川禁令考 卷五  
十五

錢相場ノ事、其大概ヲ記ス。天正年ノ頃ハ、切遣銀ヲ以テ、錢一貫文ニ、凡銀八匁四五分ヨリ十六七匁ニ及ビ、時々其代銀、相對ヲ以テ賣買有シカバ、一概ニハ論ジガタシ。尤今ヲ以テ推時ハ、高直ニ當レリ。然レドモ其頃ハ鑄錢ノ沙汰ナク、拂底シテ精錢ノ直段ナリ。又鑲一貫文ニハ、凡銀三匁六七分ヨリ五六匁位ナリ。鑲ハ惡錢ニテ、市民擺嫌シ故、直段下直也。慶長年頃、慶長銀ヲ以テ錢ヲ買フニ、精錢一貫文代

銀十三匁位、鑲一貫文代銀三匁七分位ナリ。文祿ノ初年、武藏小判ヲ吹カレ、慶長五六年ノ頃、慶長金ヲ吹カル。此時金一兩ヲ以テ、永樂精錢一貫文ニ當テ交易ス。金一兩ハ大抵銀六十目ニ當ル、但シ御幣秘鑑ニ、十兩對ノ凡積リトナリ。然レバ銀十五匁ニ精錢二百五十文、其後慶長十三年ノ頃ヨリ、追々精鑲兩錢ノ撰嫌ヲ停止セラレ、元和年ヨリ寛永二年ニ至リ、慶長金一兩ヲ以テ、錢四貫文ニ定メラレ、金一步ニ錢一貫文、則代銀十五匁ナリ。

三貨圖彙 五、  
錢。

二年○元和  
丙辰六錢ノ外ノ錢ヲ選フヲ禁シ、錢ノ賣買ヲ金壹分ニ壹貫文トス。

是歲五月令シテ曰ク、六錢ノ外ハ錢ヲ選ヒ棄ツヘカラス。若シ之レヲ選ヒ棄テ、或ハ強テ六錢ヲ用ルモノアラハ、烙印ヲ以テ其面ニ印スヘシ。又曰ク錢ノ賣買ハ金壹分ニ壹貫文トスヘシ。國家金銀錢  
譜○國貨令

謹按、六錢ノコトハ國貨令中ニ其令文ヲ載ス。其文ニ大カケ錢、ワレ錢、カタナシ錢、新惡錢、コ  
ロ錢、ナマリ錢、トアリ。蓋シ大カケ錢トハ大破ノ錢、ワレ錢トハ破裂ノ錢、カタナシ錢トハ形ノ  
定カナラザル錢、コロ錢トハ小錢、ナマリ、トハ鉛錢ナルベシ。然レバ本文ノ意ハ、此六錢ノ外皆  
ヲ選ヒ除カズシテ賣買スベシトノコトナルベシ。但シコロ錢ヲ洪武錢トスル説アレドモ、今三貨圖  
彙ノ説ニ從フコト右ノゴトシ。

大日本貨幣史

元和實記ハ、幕府所定ノ惡錢ヲ五種トス。即チ左ノ如シ。參考ノ爲附記ス。

五月十一日鳥目ノ制法を諸國へ相觸らる。

定

- 一 大かけ
- 一 かわれ錢
- 一 かねなし
- 一 ころ錢
- 一 なまり錢

産業篇第三 關都時代



右五錢の外ハ御藏へも納付間多らぶべからば。金子壹分ハ壹貫文の賣買さるべし。若彼五錢の外撰もの并押てつかふ者有らば之を糺明之上、其面ハ火印をねをべき者也。仍所定如件。

元和二年五月十一日

急度○以下同文ニツキケク

——元和實記

元和二年○丙辰。錢價ノコトヲ令ス。

是歳錢ノ賣買ハ金壹分ニ壹貫文トスヘキコトヲ令ス○國貨令。

謹按元和二年四月十七日大坂ニテハ銀三匁代錢百八十三文ナリトイフ。

——大日本貨幣史參考金銀、價部

駿府詰旗下之土江戸歸

五月廿一日庚寅

○元和二年(紀元二二七六年)○庚寅、三正綜覽。

是ヨリ先前將軍家康○徳川、薨ジ、駿府詰ノ土江戸

ニ歸還スルヲ以テ之ガ宅地ヲ給與スルノ必要ヨリ、是日、幕府先弓頭阿部正之○四郎五郎

ヲ奉行トシ、關東ノ人夫ヲ發シテ、神田臺○市内神田區ヲ掘鑿シ、江戸川ノ流路ヲ轉ジ、

堤防ヲ拓平シテ宅地ヲ開キ、十月○元和二年(紀元二二七六年)ニ至リ功ヲ爲ス。爲ニ此ノ前後ニ於テ

寺社ヲ轉移シタル者少ナカラズ。○本光國師日記。慶長日記。坂上池院日記。武德編年集成。東武實錄。天寬日記。明良洪範。白石紳書。台德院殿御實紀。東京地理志料。

市街篇第三參看。

江戸川改鑿ト土地拓開事蹟

江戸川改鑿ト土地拓開

今諸資料載スル所ヲ要約スレバ左ノ如シ。

一、駿府ヨリ歸還ノ土ニ宅地給與ノ爲メ江戸川ヲ堀替ヘ、神田臺ヲ拓開シ、神田川沿岸其他ニ宅地町地ヲ開

ク。○本光國師日記。慶長日記。坂上池院日記。武德編年集成。天寬日記。明良洪範。白石紳書。台德院殿御實紀。東京地理志料。大日本史將所取一東郡にある從備人より東イノ下商會に贈りし書翰。

二、該堀替工事ニ關東ノ人夫ヲ徵發從事セシム。

關八州ノ手夫ニ被仰付。○前後

——本光國師日記

江戸神田臺堤土手普請、關東之人夫千石之地一人宛積勤役之。○前後

——天寬日記

關八州の役夫催促あり。○前後

——台德院殿御實紀

三、工事擔任者トシテハ、阿部四郎五郎正之ヲ之ガ奉行タラシム。○東武實錄。天寬日記(紀年錄)。明良洪範。台德院殿御實紀。

四、江戸川ノ改鑿ニハ二案アリ、一ハ江戸川ヲ北東ヘ直ニ堀リ吉祥寺ノ後ヨリ本郷臺ヲ堀ヌキ淺草川ヘ流サン

トスルモノ。二ハ吉祥寺ノ前ヲ堀通シ柳原ヨリ淺草川ヘ落サントスルモノニシテ、初案一ヲ改メテ、第二案

ヲ實行シタリ。○慶長日記。坂上池院日記。白石紳書。台德院殿御實紀。東京府志料。東京地理志料。東京地理沿革考。改鑿前ノ江戸川ニ就キテハ、

田安御門ノ下北西ヨリ清水御門ノ邊ヘ流ル、江戸川

——武德編年集成

其頃には江戸川といひて、今の龍慶橋の筋の川南へ流れて平川に落ちたり。水戸殿の前の土堤の少しひき

——白石紳書

く見ゆる所、即其川筋なり。

是ヨリ先、江戸川ハ東西ニ流レ小石川ニ合シテ今ノ飯田町堀留川ニ注キ、平川ニ入り、一橋ノ少東南ヲ經

テ常盤橋ニ至ル。

——東京地理沿革考

ト記サル。然ルニ流路改鑿ノ結果ハ神田川トナリ、其沿岸埋築拓開セル土地ヲ土地町家トス。

六月江戸川ヲ東ニ疏鑿シ、小石川ト共ニ神田臺下ノ小流ニ合シ、淺草川ニ注カシム。即神田川ナリ。以テ

飯田町等ノ地ヲ廣クシ、邸地ヲ同町及ヒ猿樂町・小川町舊應正町ト云。駿河臺ニ與フ。是ニ於テ江戸川ノ堀留川ニ

産業篇第三 覇都時代

六〇七



通スル者、其中間ヲ斷絶ス。

東京地理沿革考

五、新川ノ東南ニ土邸ヲ下賜シ、駿河ヨリ移リ住ムノ地ナレバトテ駿河臺ト名付ケタリト云フ。○明良洪範。白石紳書。斯クシテ、田安御門ノ北東ノ方ハ引ナラサレ、神田明神ハ神田ノ臺へ、萬隨意院ハ下谷へ、本明寺以下ハ小石川へ移轉セラル。

廿一日○元和二年五月。駿城に奉仕せる諸士みな江戸に参るによつて、神田臺下の川を吉祥寺の際へ堀あらため、川邊の堤防を平均し、かの諸士の宅地とせられんため經營あり。(國師日記、武徳編年集成。今の駿河臺の地是なり。)

台徳院殿御實紀卷四十二。

十一日○元和二年六月。駿府までつかふまつりし士みな江戸に参る。このほど休暇をたまへば、京坂にても采邑にても、其外何方にもまかり、秋にいたり参府すべしと命ぜらる。この輩が宅地給はんとて、神田川を堀替て地所を經營せらるゝため、關東八州の役夫を催促あり。(國師日記)

台徳院殿御實紀卷四十二。

元和二年五月神田臺を鑿開して江戸川を淺草川に通し其南北ニ宅地町地を開かる。

台徳院殿御實紀云、駿府より参り仕る輩ヲ給ふ宅地、初ハ江戸川の水路を北東に直流せしめ其中に宅地を築き給ふるしと吉祥寺の後より本郷の臺を堀通走へきかとありしが、又改て吉祥寺前をほりうがち田安門の北東を平均し、神田明神幡隨意院以下の神祠寺院を遠く退け、明神ハ御臺所御沙汰とて神田臺ヲ構造し給ひ、幡隨意院ハ下谷へ移し、本妙寺ハ小石川ヲ移し、堀の土をもて宅地を平均せらると、駿河臺小川町の邊及淺草門の外なる町々ハ皆當時開かれし所なり。  
東京地理志料

十八日○元和二年九月。神田邊の經營成功しければ、駿府より來りたる諸士宅地を賜ふ。

是月○元和二年十月。神田臺の土功成功す。阿部四郎五郎正之奉行する所なり。

台徳院殿御實紀卷四十三。

是月○元和二年十月。又駿府より参り仕る輩に給ふ宅地、始には江戸川の水路を北東に直流せしめ、其中に宅地を築き給ふべしとて、吉祥寺の後より本郷の臺を堀通すべきかと有しが、また改て吉祥寺前を堀うがち、田安門の北東を平均し、神田明神の祠萬隨意院以下の神祠寺院を遠く退け、明神ハ御臺所御沙汰として、神田臺に構造し給ひ、萬隨意院は下谷へうつし、本妙寺等は小石川にうつし、堀の土をもて宅地を平均せらる。

台徳院殿御實紀卷四十四。

七月○元和二年丙辰(紀元二二七六)。年貢米一俵ノ容量ヲ米三斗七升ト定ム。

碧海探機。徳川禁令考。御當家令條。台徳院殿御實紀。

年貢米一俵  
容量規定  
蹟

年貢米一俵容量規定

元和貳年御觸書

年貢納方條々

條々

- 一、年貢八木升目之事當納より一俵ニ付三斗七升ニ金○徳川禁令考、御當家令條、ヲ拂可相納事。
  - 一、年貢八木壹俵ニ付、口米、目こぼれとも一升ツ、可納之事。
  - 一、錢方ハ永樂百文積ニ付、同三文ツ、之積ニ口錢可納取之事。
- 右三ヶ條御領分并私領之百姓ニ至ル迄堅可被申付者也。

産業篇 第三 關都時代



元和貳年丙辰七月日

對馬守  
大炊頭  
備後守

——碧海探磯  
戊○德川禁令考、  
御黨家令條同。

この月元和二年七月令せらるゝは、年貢米、今年より米三斗七升を一俵とさため、欠米・口米ともに一升づゝをくはへ上納すべし。錢は百文に口錢三文づゝを加へ納むべし。この條公領私領ともにかたく守るべしとあり。

〔附記一〕 脇街道往來ノ禁

元和二年辰七月、越後少將忠輝總介越後國及ヒ信州河中嶋ヲ沒收セラレ、貶謫セラル。其ノ罪狀數ケノ中、「歸國ノ暇ノ夏、其ノ命ヲ待タズ、北國ノ本道ヲ避ケ隱道ヲ經テ北越ニ歸ル、脇道停止ノ事兼テ仰出サ  
ルル處ニ其制法ヲ破ル」事一ケ條タリ、東武實錄本街道、脇街道ノ別ハ幕命ニ依リ嚴守セラレ、諸侯參覲交代ニハ本街道ニ依ルヲ原則トシ、私ニ脇街道ヲ往來スルヲ嚴禁セシ事以テ視ヒ知ルベキ也。

〔附記二〕 切支丹禁止

切支丹宗禁止ノ事ハ、寛永十二年ノ武家諸法度ニ見ハル。寶永七年ノ諸法度ニハ第十七條中ニ包含シ、享保以後ハ闕如ス。然レモ該宗ノ國家ノ大禁タルコトハ溢ルコト無シ。安政六年ノ武家諸法度ノ記ヲ參觀ス可シ。  
元和二年八月八日

〔附記一〕  
脇街道往來ノ禁

〔附記二〕  
切支丹禁止

伴天連宗門御制禁奉書

急度申入候、仍伴天連之門徒之儀、堅御停止之旨先年相國様被仰出候上ハ、彌被得其意百姓以下至迄彼宗門無之様可被入御念、將又黒船いざりす船之儀、右之宗牀ニ候間、御領分着岸候共、長崎平戸へ被遣之、御領内ニ而商賣不仕様尤候、此旨依上意如此候。恐々。

元和二年八月八日

安對馬  
土大炊  
酒備後  
本上野  
酒雅樂

追る唐船之儀ハ、何方へ着候共、舟次第賣買可仕旨被仰出候。以上。引書○政令類

——德川禁令考

十月三日庚子

○元和二年丙辰（紀元二二七六）○庚子、三正綜覽。

烟草耕作及ビ賣買ヲ嚴禁シ嚴科ヲ定ム。

○御當家令條、  
嚴制錄、德川禁

令考、東武實錄、元和實記、碧  
海探磯、台德院殿御實紀。

烟草耕作并賣買禁止

條々

一、たゞこ作ゆもの町人々五十日百姓ハ三十日自兵糧まで可爲籠舍事。

産業篇第三 朝都時代

烟草耕作賣  
買禁止事蹟



一、たまこ賣いもの同前之事。

一、同作りゆ在所ハ爲過料百姓壹人ニ付鳥目百疋ツ、可出ゆ事。

一、同作りゆ所之代官爲過料五貫文可出之事。

一、道路之儀如前々申付之、若令油斷惡所於有之ハ、其所之代官爲過料五貫文可出之事。

右條々堅被仰出之、仍下知如件。

元和二年十月三日

安藤對馬頭  
酒井備後守  
板倉伊賀守  
土井大炊頭  
本多上野介

御當家令條信。○殿制錄。德川禁令考、同。

十月○元和二年。三日仰出サル、ノ趣

條々

一、たまこ作もの、町人ハ五十日、百姓ハ三十日、自分之兵糧よて籠舍たるべき事。

一、同賣いもの同前之事。

一、同作りゆ在所ハ、爲過料百姓一人ヲ付る鳥目百文宛可出之事。

一、同作りゆ所之代官、爲過料五貫文出べき事。

一、道橋之儀如前々可申付之、若令油斷惡所於有之者、其所之代官爲過料五貫文可出之事。  
右之條々堅所被仰出也。仍下知如件。

元和二年辰十月三日

安藤對馬守  
土井大炊頭  
酒井備後守  
本多上野介  
板倉伊賀守

東武實錄○元和實記、同。

條々

一、タバコ作候モノ、町人ハ五十日、百姓ハ三十日、自兵糧ニテ籠舍タルベキ事

一同ウリ候モノ、同前之事。

一同作候在所ハ、爲過料百姓一人ニ付代物百文宛可出之事。

一同作候所ノ代官、爲過料五貫文可出之事。

一、道橋之儀如前可申付也、若令油斷惡所於有之ハ其所之代官五貫文過料之事。

右之條々堅所被仰出也、仍而下知如件。

元和二年○丙辰。十月三日

産業篇第三 霸都時代



安	對馬守
土	大炊頭
酒	備後守
本	上野介
板	伊賀守

——碧海探磯 戊

三日<sup>○元和二年十月</sup>令せられしは、烟草を種るもの、市人は五十日、農民は三十日繫獄せしむ、繫獄の間は食物もみづからもたらずべし。賣買するものもこれにおなじ。これを種立し郷邑の民は、過料として一人毎に錢百文づゝ收公せしめ、その地の代官は五貫文いだしむべし。又前々のごとく道途橋梁絶ず修理すべし。もし緩急せば、其地の代官過料として、五貫文出さしむべしとなり。

——台徳院殿御實紀<sup>卷十四</sup>

十四日辛亥<sup>○元和二年丙辰(紀元二二七)十月六日</sup>。奴僕一年期ノ者ノ證人ニ立ツ事ヲ禁ジ、人身賣買ヲ

一年期證人并人身賣買等禁制

禁ジ、烟草ノ耕作賣買ヲ禁ズ。

○碧海探磯。台徳院殿御實紀。

一年期證人并人身賣買等禁制

定

一、武士之面々、若黨之儀者不及申中間小モノニ至迄一季居一切抱置ベカラザル事。  
 一、人賣買之事一圓停止タリ、若賣買猥輩ハ買損賣損之上、被賣候モノハ其身ノ心ニ任スベシ。但カドハカ

三年季限

シ賣付ハ、ウリヌシハ成敗、ウラル、モノハ本主ヘ可返事。

一、年季之事三年ヲ限ベシ。但三年ヲ過ハ双方曲事タルベキ事。

一、於町中自然火事出來候時、奉公人下々ニ至迄一切出合ベカラザル事。

一、手負タルモノ不可隱置事。

一、主ナシ宿カリノ事、請人之手形ヲ取、町奉行へ上、兩人之裡判ヲ取、宿ヲカシ可申事。

一、辻立スベカラザル事。

一、ホウカラダ其外何ニテモフカク顔ヲツ、ミカクス族有之バ見合ニ可爲成敗事。

一、タバコ作候事、同ウル事、被仰出候御書付之ゴトク堅可爲停止事。

元和二年<sup>○丙辰</sup>十月 日

——碧海探磯 戊

十四日<sup>○元和二年十月</sup>金地院崇傳令條淨寫して進覽す。よて今日仰下されしは、武家若黨はいふまでもなし。奴僕たりとも一年期の者の證人となるべからず。年月を期せず心まかせに召置者は、此かぎりにあらず。一切人を賣買する事を禁せらるれば、もしみだりに賣買せしものには、賣人買人共に損失と定め、本人は心にまかせしむ。もし勾引して賣者あらば賣人は罪に處せられ、賣られしものは本主にかへし下さるべし。期年は三年を限りとす。これを過ば双方曲事たるべし。市井火災の時武家の者奴僕までも、一切其地にかるべからず。毀傷せる者を匿し置べからず。主なき者に家を借す時は、證人の券を町奉行に出し、兩奉行の裏印を得てかすべし。辻立門立すべからず。布もて頬をからげ、其外何にても顔をふかくつつみかくす者は罪すべし。烟草は植る者も賣かふ事も、かたく停禁せらるゝ事、いよゝ先に令せられしごとくた



るべしなり。國師日記、制度留。

——台徳院殿御實紀卷四、十四。

傳馬、駄馬  
重量及駄賃  
規定

十一月○元和二年丙辰、(紀元二二七六)。傳馬并駄賃荷物一駄ノ重量ヲ四拾貫目ト規定シ、且ツ人馬ノ駄

賃其他ヲ定ム。○徳川禁令考、教令類纂。條令。碧海探磯。台徳院殿御實紀。

傳馬及駄賃荷物重量并人馬駄賃規定

傳馬、駄馬  
重量及駄賃  
規定

同年○元和二年。十一月

定

一、御傳馬并駄賃荷物、いづれも壹駄ニ付四拾貫目之事。

一、江戸より品川迄上下荷物を壹駄ニ付鑿錢三拾四文、板橋へ三拾九文之事。付人足賃壹人ニ馬之半分たるべし。若御定之外増錢取もの於有之ハ、其町中當り過錢として家壹軒ニ付る鑿錢百文宛可出之、但當人ハ五十日籠舎之事。

一、御傳馬并駄賃荷つくる事、宿中馬持次第可付之事。

一、駄賃馬多く入ゆ時ハ、其町より在々之馬をも雇ひ、荷物遅々無之様ニ風雨をもきはす可出之事。

一、歸馬駄賃之事、御定之如く無違亂付さすべき事。

右條々若於相背者、町々年寄共可爲曲事者也。

元和二年霜月日

——徳川禁令考卷五十二。○教令類纂。條令。碧海探磯。同。

禁令考曰、一按ニ元和八年ノ定、元和二年ニ同ジ。但シ第二條中ノ家一軒ニ付鑿百文宛ノ下ニ并其町々年寄

五貫文トアリト。

是月○元和二年十一月。令せられしは、傳馬をはじめ駄賃荷物、いづれも一駄四十貫目たるべし。府より品川まで往還荷物、一駄鑿錢三十四文、板橋へは三十九文、人夫賃は馬の半たるべし。もし制外に増錢をむさばらば、其市中每家過料鑿錢百文づゝ出さしめ、當人は五十日獄に繋ぐべし。傳馬并駄賃荷は驛中馬持の心のまゝたるべし。駄馬多く用ゆる時は、その驛より村々の馬をやとひ、風雨をいとほす荷物遲滞なからん様に出すべし。歸り馬の賃定の如くたるべし。此令違犯せばその市中父老等まで曲事たるべしとなり。

——台徳院殿御實紀○卷四、十四。

十二月○元和二年丙辰、(紀元二二七六)。商駄四十貫目ノ渡船賃ヲ鑿拾八文ト定ム。

○徳川禁令考、教令類纂。法令。雜錄。台徳院殿御實紀。法

商駄渡船賃規定

商駄渡船賃  
規定

元和二年辰年

覺

一、商人荷物壹駄四拾貫目、船賃びた錢拾八文之事。

一、乗掛荷物も人共ニ同前、壹人ハ六文之事。如斯船賃相定上も、往還之者無遲滞様ニ可致事。

右之條々於相背者可爲曲事。

元和二年

對馬守

大炊頭

産業篇第三 覇都時代



備後守 上野介 伊賀守

——徳川禁令考卷五十二、政令類、法令雜錄、同。

是月元和二年十二月又渡海場に令せられしは、商人荷物一駄四十貫目、船賃鑓錢十八文たるべし。乗掛荷物も人共におなじ。人のみ乗時は、一人毎に六文たるべし。船賃かく定むるにより、此後往還のもの遲滞せしめず渡すべし。もし此令にそむく時は、曲事たるべしとなり。  
——台徳院殿御實紀卷四、十四。

本船町本小田原町魚市場開設

是年元和二年丙辰、(紀元二二七六年)。大和國櫻井大和屋助五郎江戸ニ來住、本船町、本小田原町ニ魚市場ヲ開ク。○東京諸問屋沿革志、日本財政經濟史料。

本船町本小田原町魚市場開設

本船町本小田原町魚市場開設

一、元和二丙辰年、和州櫻井大和屋助五郎此地○江に來り、本小田原町に居住し魚商と爲り、當時本船町本小田原町に於て更に市場を開くことを許され、寛永の頃に至り右助五郎は駿州地方の各浦を巡り漁人と契約を結び、若干の仕入金を貸付し、又浦々活鯛場水中に罾を張り鯛を圍ひ置く。を設け、而して廣く該地方の魚類を引請け賣捌しが、當時助五郎は特に幕府へ活鯛を納むる事を務む。尋で問屋の業を營むもの彌増し、終に本船町横店安針町の各所に市場を開くに至れり。當時本小田原町に魚會所を設立し、以て日々幕府膳所の納魚を司る。専ら本小田原町組にて之を取扱ふ。當時各魚問屋は組合を分て四組とす。○本小田原町組、本船町組、本船町横店組、安針組。之を四組問屋と稱ふ。  
——日本財政經濟史料

四組魚問屋

元和通寶

日本貨幣史所載同版第卷五號ノ一

上銅錢表  
徑〇寸八分  
量日〇匁九分四



下銀錢表  
徑〇寸八分  
量日壹匁壹分九





備後守 上野介 伊賀守

——德川禁令考○卷五十二。致令類纂。法令雜錄、同。

是月○元和二年十二月。又渡海場に令せられしは、商人荷物一駄四十貫目、船賃鏝錢十八文たるべし。乗掛荷物も人共におなじ。人のみ乗時は、一人毎に六文たるべし。船賃かく定むるにより、此後往還のもの遲滞せしめず渡すべし。もし此令にそむく時は、曲事たるべしとなり。

——台徳院殿御實紀卷四十四。

是年○元和二年丙辰、(紀元二二七六年)。大和國櫻井大和屋助五郎江戸ニ來住、本船町、本小田原町ニ魚市場ヲ開ク。○東京諸問屋沿革志。日本財政經濟史料。

本船町本小田原町魚市場開設

一、元和二丙辰年、和州櫻井大和屋助五郎此地○江に來り、本小田原町に居住し魚商と爲り、當時本船町本小田原町に於て更に市場を開くことを許され、寛永の頃に至り右助五郎は駿州地方の各浦を巡り漁人と契約を結び、若干の仕入金を貸付し、又浦々活鯛場水中に簀を張り鯛を圍ひ置く。を設け、而して廣く該地方の魚類を引請け賣捌しが、當時助五郎は特に幕府へ活鯛を納むる事を務む。尋で問屋の業を營むもの彌増し、終に本船町横店安針町の各所に市場を開くに至れり。當時本小田原町に魚會所を設立し、以て日々幕府膳所の納魚を司る。専ら本小田原町組にて之を取扱ふ。當時各魚問屋は組合を分て四組とす。○本小田原町組、本船町組、本船町横店組、安針組。之を四組問屋と稱ふ。——日本財政經濟史料

本船町本小田原町魚市場開設

四組魚問屋

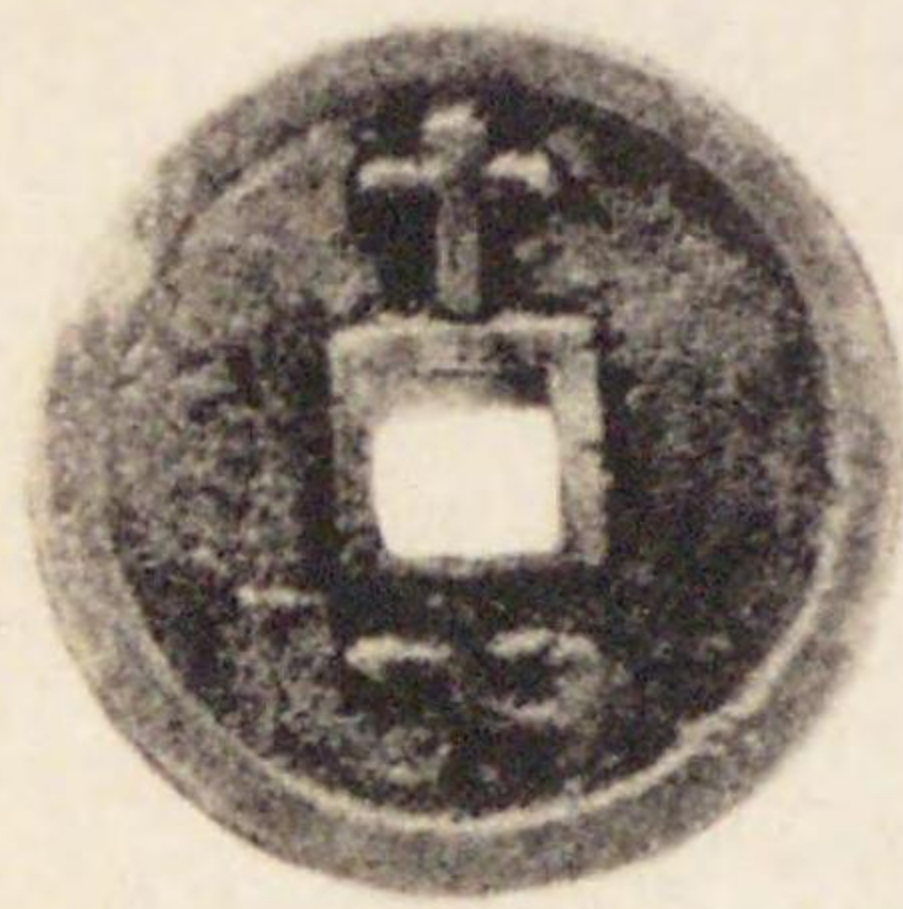
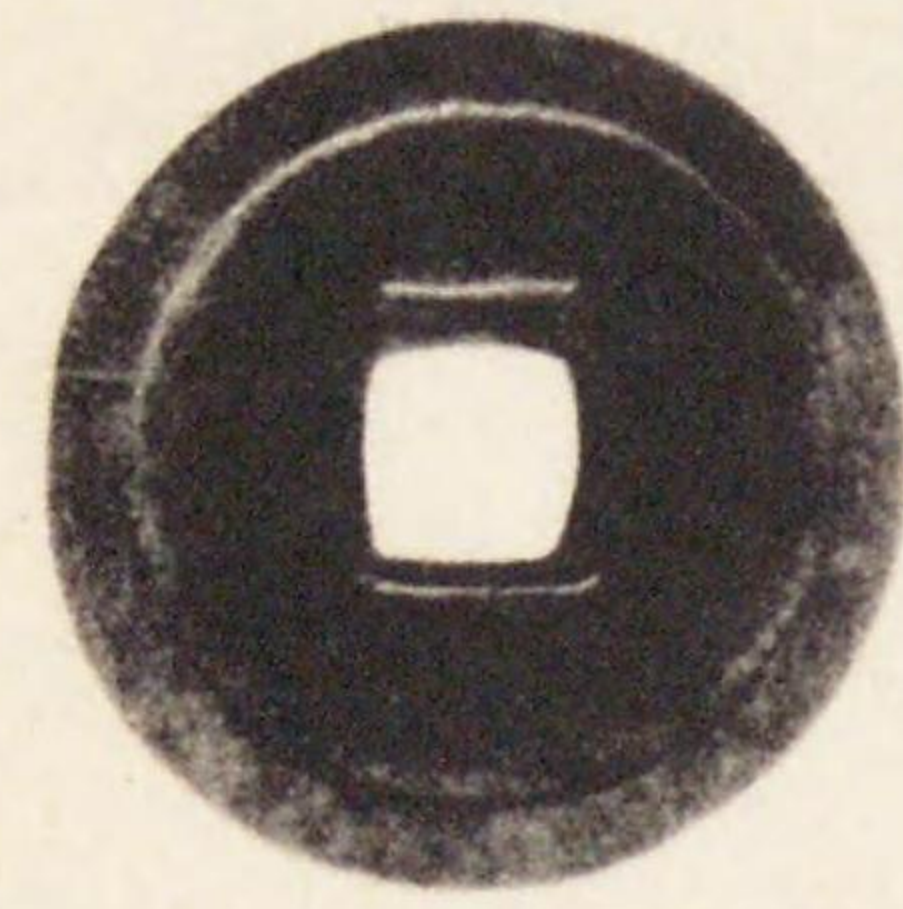
元和通寶

日本貨幣史所載同版第參五號ノ二

上銅錢表  
徑○寸八分  
量日○九九分四

下銀錢表  
徑○寸八分  
量日壹分壹分九





元通和寶

上ノ編 寶  
重打〇成式  
重〇十八分

日本貨幣史前編

下ノ編 寶  
重打〇成式  
重〇十八分



元和通寶鑄造事蹟

是年

○元和三年丁巳年。  
(和元二二七七年)

元和通寶ヲ鑄ル

○三貨圖彙。大日本貨幣史。泉彙。泉貨鑑。

元和通寶鑄造

鑄造ノ年次詳ナラズ、今三貨圖彙ニ從フ。泉彙ハ元和元年トス。併セ載セテ參着ニ便ズ。

元和通寶

百九代後水尾院、元和三年コレヲ鑄サシム、銀銅ノ二品アリ。

圖○略

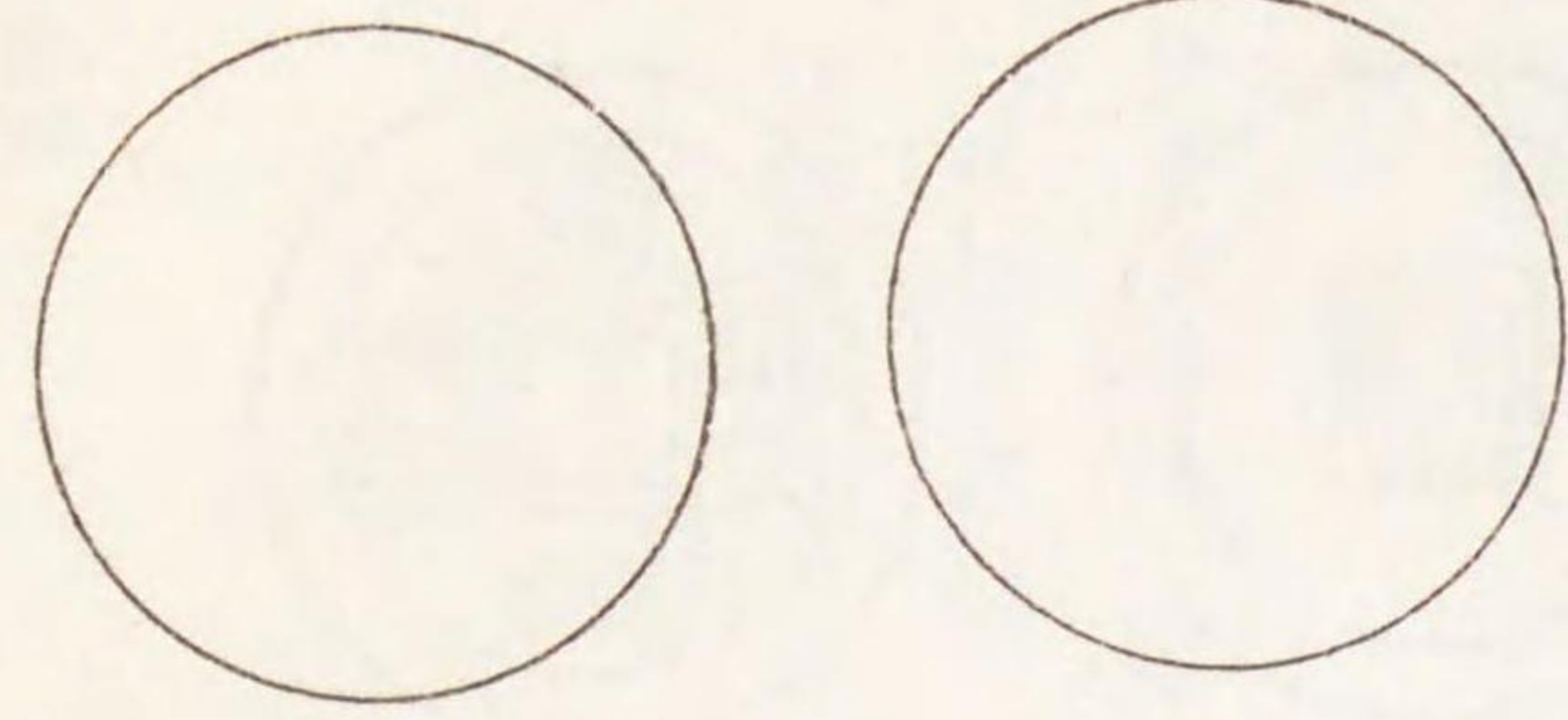
右慶長、元和ノ兩錢ヲ鑄ラレシ事證史ニ見エズ、猶考フベシ。

——三貨圖彙卷三

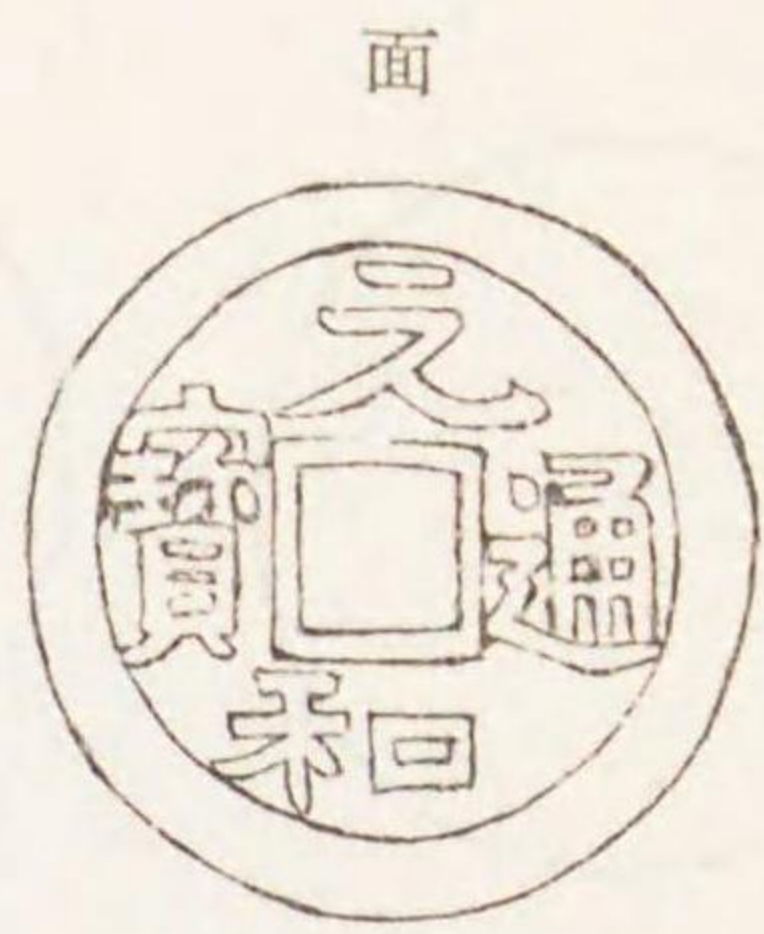
三年丁巳。元和通寶錢ヲ鑄ル、銀錢及ヒ銅錢ナリ。

是歲元和通寶ノ銀銅二錢ヲ鑄ル三貨圖彙。

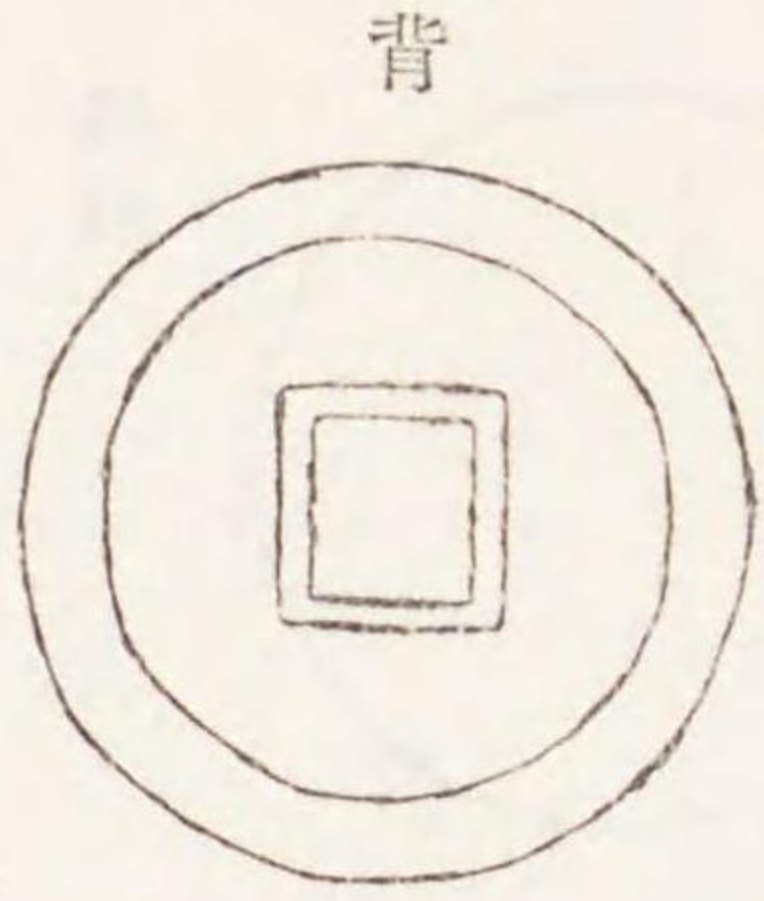
銀錢







面



背

徑七分五厘強

重九分

謹按銀錢ハ未見ナレハ空圈ヲ設ケ他日補填スヘシ。

元和通寶

——大日本貨幣史



右元和年中に鑄る所なり「錢鑑」に元和元年鑄といふ何の據を知らず。

元和中元和通寶の錢をゐる、銀銅二品あり。

泉彙ハ、鑄造ノ事項ヲ元和元年トス。左ノ如シ。

元和通寶ハ御水尾天皇御宇、東照神君御治世、元和元年。

元和通寶錢 按ズルニ、此錢徑リ八分、重サ一錢一分、背穿ノ下、一ノ字アリ、又銀錢アリ、徑リ八分、重サ一錢二分略。中ニ後水尾帝元和年中ニ鑄トコロト云、今ノ世見ルニ樂錢ノミ多ク座錢ハ少シ。

——錢錄

——近世風俗志第七編貨幣

——泉彙上

——泉貨鑑十五、近代和錢。

(附記) 東海道木錢規定

(附記) 東海道驛々ノ木錢ヲ定ム。

同年五月。廿日、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、安藤對馬守重信等、東海道領主ノ輩ニ連書ヲ以テ觸レ遣スノ趣。

急度令啓ハ、路次筋木錢之儀、壹人ニ京錢四文馬一疋ニ八文之積ニ宿賃相濟モ屬シ、其通ニ諸宿々へ可被申觸候、次ニ旅人自分之薪を燒ハニ付る々木錢ともに右之半分可出之、就中先年如被仰出ハ料見ゑらひ不申ハ様ニ堅可被申付候。

五月廿日

安藤對馬守

土井大炊頭

酒井雅樂頭

——東武實錄



急度令啓上い、路次筋木錢之儀壹人ニ付、京錢四文、馬壹疋ニ同八文之御定ニ候間、其通取い様ニ宿々へ可申觸候。但宿ニテ自分之薪ヲ燒候ニ付而へ、木錢右之半分タルベクモ不<sub>レ</sub>及申候へドモ、御法度之外鏢錢撰候ハヌ様ニ堅可申付候。恐々謹言。

元和三年丁五月二十日

碧海探磯○戊

廿日。元和三、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、安藤對馬守重信連署もて、東海道の領主へふれしは、驛々木錢は、一人毎に京錢四文、馬一疋に八文とさだめ、逆旅賃とせらるれば、各領の驛々に令すべし。もし旅人薪をもたらし用ゆるときは、木錢半たるべし。先に令せられし如く、彌錢の善惡をえらぶべからず。此旨かたく令すべしとなり。東武實錄

台徳院殿御實紀卷四十六

三年。元和中、逆旅ノ木錢ヲ定メ錢ヲ選フコトヲ禁ス。

五月二十日令シテ曰ク、東海道驛々ノ木錢ハ壹人ゴトニ京錢四文、馬一匹ゴトニ八文タルベシ。若シ旅人薪ヲ齎シテ之ヲ用ヒハ一木錢ハ其半價タルベシ。但錢ノコトハ前令ヲ守リ其善惡ヲ擇フベカラス。

ス。徳川實記。

大日本貨幣史

廿八日庚寅。元和三、越後少將忠輝朝臣ノ所領公收ニ依ル越後一國ノ稅米

公收越後稅米府下賣却

ヲ江戸ニ輸送シ、府下到着分ヲ時價ヲ以テ賣却セシム。台徳院殿御實紀

公收越後稅米府下賣却事蹟

廿八日。元和三、去年越後少將忠輝朝臣收公の領地の事奉る田邊千郎左衛門某に令せられしは、越後一國の稅

米府下に到着せしは年内に賣拂ひ、其價は時估に従ふべし。他國の米前例のことく、たしかなる奉行を命じ賣拂ふべし。今度改出せし辰巳兩年の辨銀は、速に納むべし。卯年も辰年にをなじかるべし。もし調達なしがたきは、十郎左衛門に辨納せしむべければいさゝか緩急すべからず。筋座吹分座八千兩すくみに定められし後、先座の者一萬兩にうけがふといへども、すでにすくみに定められしにより、今年は八千兩と定め、明年山を査檢して令すべし。男女年期は官法のごとくたるべければ、高札をつかはさるべし。六十枚口の番士持鎧を賣し者四人、磔罪に行ふべし。船を賣しもの同罪たるべし。買者又同じ。もし黨與たりとも自首するに於てはゆるさるべし。小比叡山惡僧並に勘解由は、繫獄して後令を待べし。上山田村六左衛門又おなじ。河原田城櫓屋舎はこぼち雨覆すべし。小木城は倉庫を設置て、貢銀輸送せんまゝに收貯し、貞實の者を撰みてこれをまもらしむべし。同城の木材雨露朽損せざらんために、覆を嚴になし置べしとなり。又佐渡國に高札を立らる。人賣買の事一切停禁せらる。もしみだりに賣買せば、双方とも損失とし、本人は心のまゝたるべし。もし勾引して賣ひさぐ者は斬に處し、本人は本の方にかへしあたふべし。年期は三年を限り、これを過ば双方曲事たるべし。この令違犯せば嚴科に處せらるべしとあり。條令

台徳院殿御實紀卷四十六

是年。元和三、江戸城修築用材トシテ角倉與一玄之、駿河國富士山ノ巨材ヲ江戸

江戸城修築用富士産巨材輸送

ニ運ブ。台徳院殿御實紀

江戸城修築用富士産巨材輸送

江戸城修築用富士産巨材輸送事蹟



此歲<sup>○元和三年</sup>角倉與一玄之は、江城修築の用とて、駿河の富士山より巨材を伐て運致す。

——台徳院殿御實紀<sup>卷四十八</sup>。

吉田<sup>○角倉</sup>與一玄之、江戸城改築の時、命により富士の材木を出す。

——天寛日記

御釜師堀淨榮

是年<sup>○元和三年丁巳、(紀元二二七七年)</sup>御釜師堀淨榮、幕命ニ依リ江戸ニ來リ鐵御釜并銅物御細工御用ヲ

命ゼラレ、御細工場地面ヲ山下御門外川岸通ニ拜領ス。<sup>○釜師堀山城系圖。</sup>

御釜師堀淨榮事蹟

御釜師堀淨榮 釜師堀山城系圖傳フル所左ノ如シ。

先祖由緒書

御目見仕りい

先祖

御細工頭支配  
御釜師  
御鑄物師

堀 淨 榮

台徳院様御代、淨榮儀者、

禁裏御釜師堀淨味次男ニシテ、元和三巳年御當地に罷下りい様被仰付罷下り、鐵御釜并唐銅物御細工御用被仰付、無滯仕立奉相納いニ付、御役所へ被召出、御支配ニ被付、其節御細工場地面山下御門外川岸通ニシテ拜領仕り、當時山城河岸と申所ニ御座い。<sup>○香取秀真氏書人、元和三年七月、日光東照宮燈籠ヲ作ル。○同堀姓ハ堀畔ニアリシヨリ起ルカ。</sup>御目見被仰付、年始五節旬月並共被仰付、御切米御扶持方被下置、御職人同様御取扱被成下旨被仰付罷出い。元和七酉年悴淨甫儀、御用向見習被仰付相勤、如父之御目見被仰付罷出申い。

二代目 堀 淨 甫

大猷院様御代、淨甫儀、寛永四卯年父之時通跡職被仰付、其筋輪旨頂戴仕、堀山城守藤原清次と銘彫仕

<sup>い。</sup><sup>○香取秀真氏書人、作品ニハ、堀山城守清光トアリ。正保元申年御細工仕立爲御褒美金壹枚御時服ニツ被下置い旨於山城之間阿部豊後守殿、松平伊豆守殿、安藤右京大夫殿、松平出雲守殿御列座ニシテ仰渡拜領仕い。同年ハ熨斗目着用仕りい。</sup>

嚴有院様御代、實子無御座いニ付、明曆二申年京都同職和田信濃次男吉五郎儀、職分宜敷御座い間、聳養子奉願被仰い。淨民と改メ御用向見習相勤い。養父通御目見被仰付、相勤罷在い。元祖古キ諸帳面書留等、同曆<sup>○明</sup>三酉年大火之節焼失仕い間、御届ケ申上い。

三代目 堀 淨 民

常憲院様御代、淨民儀、天和二戌年。

父時之通跡職被仰付、正徳元卯年印子御金印御用被仰付、首尾能鑄立奉差上、依之其節御褒美前格御尋ニ付、六拾八年巳前淨甫御褒美書付差上、此度々何卒御切米扶持方被下置い様、御細工頭植村安左衛門殿、神村兵右衛門、口藤三郎兵衛殿、舛村惣右衛門殿に奉願上、御下知無御座内病死仕い。同年六月彌助へ跡職被仰付い。父之時之通御目見仕、相勤罷在い。

四代目 堀 彌 助

文昭院様御代、彌助儀、正徳二辰年病身ニ付、隱居願仕、淨甫甥藤兵衛養子ニ奉願跡職被仰付、同日書留相知不申い。

五代目 堀 藤 兵 衛



有章院様御代、正徳二辰年、養父彌助跡職被仰付、御目見仕、相勤罷在同徳。三巳年、御細工場屋鋪、其節御用地ニ付被召上、跡替地可被下置同徳。見立申上同徳。拜領不仕内、同徳。四年午年四月鐵御釜御修復御用奉相勤、同徳。五未年十二月鐵御釜新規被仰付、其節御役所へ罷出右御用相勤同徳。節、山城ト申職名之義、名字之様ニ相成同徳。右彌助代之内、替地見立願不申上拜領不仕内、病死仕同徳。而、悻善太郎シカシ善太郎ハ藤兵衛傳ノ様也。跡職願之通被仰付同徳。○香取秀眞氏書人、「不明ノ書キヤウ也。」

曾祖父 山城 藤兵衛

有徳院様御代、延享年中新規黃唐銅同徳。御水冷ニツ御用被仰付旨、御細工頭岡田源七殿被仰付相勤メ奉仕上同徳。其後病身同徳。歩行六ヶ年不罷成同徳。御役所同徳。不勤仕居同徳。

祖父 山城 藤兵衛

六代目藤兵衛病死之節、七代目父藤兵衛儀多病ニ罷在、跡式儀不願上、全體病身ニ付、相勤儀並職分細工者仕得共、外勤難相成故、萬端願等不奉願上私ニ表向勤相讓、内細工仕、依之私天明六年。俊明院様御代、前々之由緒申上、當御代、同。天明七年正月二日五節旬月並並御禮、前之通御役所へ罷出申同。同年二月十七日、俊明院様御廟御靈屋鋸方御用、小普請奉行柳生主膳正殿御料リ同。被仰付旨、清水又八郎殿、岡本善藏殿、被申渡同。右之御用御柱立御欽初御規式之節、長上下着用仕罷出同。様、小普請方被仰渡同。同年八月廿八日御廟並御拜殿御上棟御規式之節、布衣着用仕罷出同。小普請方被仰渡、同年十月七日右御用相勤ニ付、爲御褒美、白銀五枚拜領被仰付旨、太田備中守殿被仰渡旨、柳生主膳殿御轉役ニ付、村上甲斐守殿被申渡同。天明申年十一月京都御用ニ付上京仕。

禁裏其外御所方御手道具新規御用之内、御鋸並御鑄物御用相勤同。御附水原攝津守殿、有田播磨守殿被仰付旨、御賄頭保田定市殿、木村周藏殿被申渡奉相勤同。寛政二戌年八月罷下り申同。同。三亥年二月京都御下向、御婚禮御用被仰付旨、御細工頭都築七郎大夫殿被申渡奉相勤同。同。四子年二月御賄方御鋸御用並鐵鑄物定式御用被仰付旨、堀田攝津守殿被仰渡同。御細工頭都築七郎大夫殿、鶴飼次兵衛殿、賣田金左衛門殿申渡、諸御役所御鑄物鋸鐵物定式御用向、無滯奉相勤同。以上。

文化四卯年七月 山城 藤兵衛 御細工所

——釜師堀山城系圖東京美術學校教授香取秀眞氏藏木簡寫。

奉公人出替期再令

奉公人出替期再令事蹟

元和四年戊午○紀元二二七八年。正月二十日辛巳○辛巳、三正綜覽。幕府奉公人出替期ニ付再令シ、且ツ

武家奉公人ト爲ル事ヲ嫌ヘル者、猥ニ山伏修験ト爲ルヲ禁ズ。○台徳院殿御實紀。

二十日○元和四年正月。この日令せらるゝは、奴婢期年をかねて定め、召使ふものゝ外は一年に二月・八月と兩度に

出替らしむる事、急迫にして便あしきをもて、近頃二月二日を出替りの期と定む。これ村里にて三月より春畊のときなるを、三月に召抱ゆる時は、畊作の用遅引せんにより、二月とさだめ、三月には既に畊作の業をなすべきが爲かり。然るに奴僕等身のよるべくなく漂泊し、田舎に行て農業をつとめん事を嫌ひ、武家の勤めせんも物うきまゝ、山伏修験の弟子となり、祈禱卜筮をする事もかなはねば、伊勢愛宕の祭文一通

産業篇第三 覇都時代

出替期 二月二日 春畊 農業及 武家奉公 忌避



よみ習ひ、そのまゝ諸方かけめぐり募縁して活計とし、或は伊勢熊野の勸進比丘尼を妻とし、弟子を設けおき諸方に勸進せしめ、その身程かく峯入し先達と號し、金襴の袈裟をかけ院號を稱し、みだりに諸人に無禮を行ふ尤曲事たるべしとかり。

——台徳院殿御實紀卷四十八。

定制外撰錢  
禁止并金錢  
比價嚴守令

二月十二日壬寅 ○元和四年戊午(紀元二二七八年)○壬寅、三正綜覽。 定制外ノ撰錢ヲ禁ジ、金壹兩ニ錢四貫文ノ比價

ヲ確守セシメ、私ニ金銀ノ市價ヲ立ツル事ヲ禁ズ。

○徳川禁令考。碧海探璣。公儀御法度。台徳院殿御實紀。大日本貨幣史。

定制外撰錢禁止并金錢公定比價確守令

元和四年二月十二日

金錢賣買之儀下知

覺

一、御法度之外之錢ゑりいもの於有之を如御定火印を捺べき事。  
一、最前御定之とく金子壹兩四貫文之賣買いたすべし、若御法度を背致高下い賣買之者有之を、其賣買之錢金過料として從雙方可出事。

右條々相背輩於有之を、其町一町より過料として家一軒に百文宛可出之、并其所之代官過料として五貫文可出之、此旨堅可申付者也。

元和四年二月十二日

對馬守  
大炊頭

備後守  
上野介  
雅樂頭

——徳川禁令考卷五十九。公儀御法度、同。

覺 錢之撰并兩替御定

一、御法度之外之錢ヱリい者於有之を、如御定火印ヲ捺ベキ事。

一、最前御定之如ク、金子壹兩ニ四貫文之賣買イタスベシ、若御法度ヲ背、高下之賣買致い者有之者其賣買之錢金、過料トシテ双方ヨリ可出事。

右之條々相背輩於有之者、其町一町ヨリ過料トシテ家一軒ニ百文ツ、可出之、并其所々代官過料トシテ五貫文可出之、此旨堅可申付者也。

元和四年二月十二日

——碧海探璣

十二月○元和四年二月。この日令せらるゝは、定制の外錢を撰ぶものあらば法のごとく面に烙印すべし。先例の如く、金壹兩に錢四貫文の賣買たるべし。若是法をそむきその價を高低して賣買するものあらば、賣買の金錢を過料として、双方より召上らるべし。この條件違犯のものは、其二町より過料として、戸毎に百文づつ出さしめ、その地の代官過料として、五貫文出さしむべしとかり。

——台徳院殿御實紀卷四十八。

四年○元和戊午。復夕禁制外ノ錢ヲ選フヲ禁ジ、錢ノ賣買ヲ壹兩ニ四貫文ト令ス。

産業篇 第三 關都時代



是歲二月十二日令シテ曰ク、禁制ノ外ノ錢ハ之ヲ選ヒ棄ツヘカラス。若シ之レヲ選ヒ棄ルモノアラハ、則チ定法ノコトク烙印ヲ其面ニ印スヘシ。又曰ク定制ノコトク錢ノ賣買ハ其價ヲ壹兩ニ四貫文トスヘシ。若シ私ニ之レヲ昂低スルモノアラハ、既ニ賣買シタル價ヲ賣人及ヒ買主ヨリ其罰トシテ出サシムヘシ。之ニ違フモノアルトキハ、里長ヨリハ錢五貫文、同里毎戸ヨリハ百文、其罰トシテ之レヲ出サシムヘシ。○國貨令。

謹按錢ヲ選フノ禁制并金壹兩毎ニ四貫文トスルコトハ、舊記ニ據ルニ是ヨリ以前既ニ其令アリ、且此後モ亦屢次其令アリシナリ。

——大日本貨幣史

〔參考〕

錢令京へ申達

是月元和四年二月宅間伊織忠次、仙波七郎左衛門吉種京にまかり、錢の法令を沙汰せしむ。條令。

——台徳院殿御實紀卷四十八

十八日戊申

○元和四年戊午(紀元二二七八年)二月。○戊申、三正綜覽。

重ネテ六錢以外ノ撰錢ヲ禁ジ、且ツ金・錢公定比

價ヲ確守ス可キ事ヲ命ジ、犯スモノヲ嚴科ニ處セシム。

○徳川禁令考。教會類纂。台徳院殿御實紀。大日本貨幣史參考。

六錢以外撰錢禁止并金錢比價確守令

元和四年二月十八日

錢賣買之定并六錢之外不可撰事

定

一、大かけ 一、われ錢 一、かたなし 一、ころ錢 一、なまり錢 一、新錢

此六錢之外撰べからず。若多らぶもの、并押つかふ者於有之ハ、其面に火印をおすべし。然モ其町之過料として於年寄五貫文、其外壹間より百文宛可出事。

一、金子壹兩に四貫文之うりかひたるべく、自然御定を相背き、高下之賣買仕る者有之モ、其賣買錢金を過料として雙方より出之事。

附、其時之過料右可爲同前事。

元和四年二月十八日

——徳川禁令考卷五十五。教會類纂、條令、同。

十八日元和四年二月此日令せらるゝは、大かけ、われ錢、かたなし、ころ錢、鉛錢、新錢此六錢の外は多らぶべからず。もしえらむものあるか、又は強て用ゆるものあらば、その面ニ烙印すべし。またその市井過料として、年寄は五貫文、其ほかは毎戸百文づゝ出すべし、金壹兩に錢四貫をかへて賣買すべし。もし此制にたがひ價を高低して賣かふものあらば、その金錢を過料として双方より出さしむべし。其市井の過料は前件におなじかるべしとかり。

——台徳院殿御實紀卷四十八。

四年元和四年錢價ノコトヲ令ス。

是歲錢ノ賣買ハ金一兩ニ四貫文ノ定制ヲ守ルヘキコトヲ令ス國貨令。

謹按元和三年九月大阪ニテハ錢二百六十八文代銀七匁五分買ナリトイフ。

——大日本貨幣史參考金銀價部。

〔附記一〕

八月

○元和四年戊午(紀元二二七八年)。

英吉利商船ノ通商港ヲ長崎平戸兩港ニ限り、支那商船ニハ自由通商許可。

產業篇第三 關都時代

(附記)  
英支商船  
ノ通商制

(參考)  
錢令京へ  
申達

六錢以外撰  
錢禁止并金  
錢比價確守  
令事蹟



是月○元和四年八月。松浦肥前守隆信ならびに長崎奉行に令せられしは、伊祇利須の商船は長崎、平戸の湊において貿易せしめ、其外の湊港にて私に互市する事をゆるさず、たゞし唐船は何方にても、船主の心まかせに通商せしむべしとかり。

——台徳院殿御實紀卷四十九

後藤庄三郎賜邸

九月二日戊丑 ○元和四年戊午(紀元二二七八年)○戊丑、三正綜覽。

板倉伊賀守勝重并ニ後藤庄三郎光次ニ府内宅地ヲ

賜フ。 ○台徳院殿御實紀。

後藤庄三郎賜邸事蹟

後藤庄三郎賜邸

一日○元和四年九月。板倉伊賀守勝重并に後藤庄三郎光次に、府内にて宅地を給ふ。

——台徳院殿御實紀卷四十九

金奉行任命

是年○元和四年戊午(紀元二二七八年)。松風權右衛門正忠ヲ金奉行ニ命ズ。 ○台徳院殿御實紀。

金奉行任命事蹟

金奉行任命

元和四年、是年松風權右衛門正忠は、金奉行になり。 ○下略。

——台徳院殿御實紀卷四十九

古事類苑曰、按ズルニ金奉行ハ吏徴別録ニ、正保三年丙戌正月廿三日始置トアレド、上文ノ如ク、元和四年ノ比、既ニ其職名見エタレバ、慶長年中ヨリアリシ職ナリ。金銀出納奉行ハ則チ金奉行ナリ。大猷院殿御實紀ニ、諸國金銀奉行トアルモ亦同ジト。

御金奉行四人 御勘定奉行支配、燒火間○中略。正保三年丙戌正月廿二日始置。

——吏徴見以上。

御金奉行、正保三年丙戌正月廿二日、始置四員、元祿二年己巳閏正月三日、御勘定奉行、○中略。享保十一年

丙午十月七日、錢之儀、添奉行兼役ハ處、向後御金奉行ハ錢納拂共引受可相勤○中略。文政三庚辰七月廿六日、定四員、元拂一圓ニ成、

——吏徴別録下、布衣以上。目見以上。

一、御金奉行衆 七人、但同心有之 ○又見官中秘策。

——萬天目錄四。

一、元方御金奉行 貳百石高、同心十人、御役料百俵。

——宮中秘策十

一、拂方御金奉行 御役料百俵、貳百石高、同心九人。

——宮中秘策十

御金奉行 二百俵高、御役料百俵、燒(火之間)同心十三人、勘支。

——宮中秘策十

元方、拂方とあり、何れも卒吏十三人御金藏を守る也。御勘定奉行支配にて、元方御金奉行定の御納戸御役所前へ帳入有之、後藤包は後藤役人附居、此場御入用場にて、殊に骨折場なれば、御勘定方より出る遠國の御用を勤め、兩御金奉行拂方は、兩役所とも同心手代改有り、御金渡定日有之、小普請金納、拜借上納等受取日を定、手形相印を以て受取、御番方類燒拜借上納は、蓮池御藏に、頭の家來持來す。拂方は渡方を司り、拜借金其外諸向渡し金受取日を定受取る、近頃御儉約引續○吉いへば、常憲公○家。文昭公○家の御代之御費用よて、御藏も空虛とかれば、非常不慮の御備に、有徳公○吉。御代より御儉約を被仰出。

——明良帶錄

是歲○元和四年戊午(紀元二二七八年)。萩○長門國。城主毛利秀就○長門守。江戸城修築用ノ石材ヲ獻ズ。事、皇城篇

第一ニ詳悉ス。

毛利氏江戸城修築用石材奉獻



毛利氏江戸  
城修築用石  
材奉獻事蹟

毛利氏石材獻上 毛利氏ノ石材獻上ハ、主トシテ石ヲ自領ニ採リ、餘ヲ伊豆國ニ採リテ江戸ニ廻漕セシモノ、這間ノ消息ヲ傳フルモノ左ノ如シ。

元和四年○紀元二七七八年

一、石垣御普請ノ石ヲ進上ス。

——御家譜年表

五日○元和四年六月 先是在江戸ナル益田元祥・完道元兼ヨリ言上セシム。幕府大修營ヲ起スノ詳説有テ、諸侯進上石ノ舉有リト。老公○毛利輝元聞召若シ然ラハ我藩モ他ニ後ル、事無レトテ、三隅作右衛門尉就重、井上源右衛門尉兩人ヲ、黑神山大津○國郡未詳ニ差遣シ、其宰トナシ、來月○元和四年六月十日ヨリ巨石ヲ切斷シ、進石ノ料ヲ設ケラル。依テ其部國司備後守就正○三隅氏組頭益田河内守景祥ニ令シテ、十日○六月ヨリ卒功ニ及迄、彼兩人力佗役ヲ免除セラル。

○中略五月廿二日之書狀到來披見ハ、其地相易儀無之由、尤可然ハ。

一、六月朔日より御譜代衆に御普請被仰付ハ由ハ哉。來年○元和五年二月ニハ公方様○德川秀忠御上洛、來々年○元和七年も西國石垣被仰付ハ由、御沙汰有之通、得其意ハ。然モ今度進上石之事、寺田方未定ニ被申之通、彌餘並被聞合可被申越ハ。先日申ハ様、すみ石之儀、黑神山大津にて切せ申ハ。其地指廻ハ事は、先以八月を風前○は敷ハ條、九月時分迄は從其許之一左右を可聞合ハの條、無緩可被申越ハ。於攝州三影、毛利右近○森忠政田筑○黒田長政賀肥後○加藤忠廣此衆、角石用意之由ハ。頓々人數も着ハ而、石切之由ハ。

六月廿一日○元和四年

同公（毛利輝元）

御

判

益 玄

諸大名衆進上之石用意之由、沙汰在之に付而、爰元も來○元和四年六月十日ハ申付ハ。於様子は、各より可申ハ。其元之趣被聞合、とかへの注進急度可申越ハ。爲其申ハ。恐々かし。

六月七日○元和四年

御

判

益 玄

完 主殿

論 斷

按ニ、此御書奉書、共ニ年組不記氏、御進上石來年春ヨリ夏ニ至リ、其證有之。此御書ハ其初發ト見ユ。且益田完道兩人、江戸御供ハ今年○元和四年ナリ、依テ今年○元和四年タル事ヲ知ル。又黑神山大津國郡不祥氏祖式元信其外ヨリ三隅就重等へ五日○元和四年六月奉書ヲ出シ、十日○六月ヨリ其役ヲ始、又當月○六月廿八日老公ヨリ益田元祥其外へ賜フ御書ニ於、爰元石之誘申付ハ。漸出來ハ間、九月○元和四年ニハ船ニ積、其許へ可差越ハ云々。此二條ヲ以テ考レバ、遠所ニ非ス。恐クハ御國ノ大津郡ニ黑神山ト云山アリテ、是ニテ石切仰付ラレシナルヘシ。又江戸御普請ハ、此節ハ詳ナラサレハ、後ノ御書ニ據ルニ天守御造營ト見ユ。十日○元和四年六月柳營エ進石ノ料トシテ、大津黑神山ニテ石切ノ役ヲ起ス。

考證 前條ノ證見合ヘシ。

二十二日○元和四年六月益田元祥ヨリ去月○元和四年五月二十二日ノ書ヲ呈シ、幕府へ進上石ノ事、江戸吾藩邸長屋普請、及ヒ茶室營作ノ事其佗數事ヲ言上スルニ付、老公○毛利輝元今日○元和四年六月其御報書ヲ賜フ。



考證 益田頼母家什書

略。○中 二十八日元和四年六月。益田元祥、完道元兼ヨリ、去月元和四年五月廿二日、同元和四年五月二十八日兩日ノ書ヲ以テ、幕府明後年元和六年西國ノ守ヘ石橋造營ノ役ヲ命セラル、ノ世評アリ。又進上石ノ事、糸賀眞作後世ノ公儀人ノ如職執政土井大倉令大炊頭ニ尋ルニ、進上有テ可ナル由、○中又江戸大城天守樓造營ノ木材、當今採用ノ令下レリ、土井執政○利ハ御經營明後年タラント申サル、由、其他數事ヲ言上ナスニ依テ、老公○毛利輝元兩人ヘ御報ヲ賜ヒ、進上石ノ料、角石三十、脇石三十出來ス。九月元和四年ニ船ニ積、極正兩月ノ交ニハ、江戸廻船疑フ可ラス。其餘豆州、石場ニテ得ヘケレバ、疾ク人ヲ彼州ニ遣シ、買得ヲナシ置クベシ。又吾交番ノ徒疾ク居ラ邸内ニ移スヘシ。不有緩ト、此佗縷々仰越サル。

考證 益田頼母家什書

略。○中 去四日元和四年六月并七日元和四年六月之書狀到來披見。其許無事之由珍重。一、進上石之儀、眞作○糸賀大炊殿○上井利勝直ニ相尋ル處、進上ル可然之由、大炊○上井利勝被仰ル哉、得其意。先書ニモ申ル様、於爰許石之誘申付。漸出來ル間九月元和四年ニハ船ニ積、其許ヘ可差越。石數、隅石三十、すみ脇引合六拾申付。一、其表ニテ誂ル事、可相成之由承ル、石屋より之注文、是又披見。各ヘも讃嘆させルて見ル處、爰元にて角石誘運賃を以差廻ルても、大分之從此方遣ルか勝手見ル條、先爰許にてすみ石申付。可被得其意。一、右申ル様隅石、九月ニハ船まつみ可申ル間、しはす元和四年正月ニハ、其許着可申。石之置所、

内々推量ニ相定可被置。賃船ニテ差越ル間、着ルハ則船は戻リ可申ル條、可被得其意。諸大名衆も石進上之由、定而左様可有之。隨分此方ニも短息可申付。

一、御天守御材木取、此節より被仰付由來年元和五年中ニハ出來かねル由哉、石垣者定而可爲來年元和五年ハ大炊殿○上井利勝ハ來年元和五年にて有之聞敷之由、被仰ル哉。左様ルヘハ、猶以あいだも有之事ハ條、爰許にて石誘彌可然との申事。其許之趣承合、追々可被申越。

一、來々年元和六年者、諸大名衆ヘも御普請あたりル事なとの御沙汰哉、其段能々被聞合可承。一、伊豆ニ此已前ル石場有之由。淵底玄益可被存ル條、人など遣之彌無相違之様ニ可被仕置。其表之御普請有之時者、御石場肝要之由ハ間、少々造作を入ルても、無相違ル様ニ可被仕置。其許御普請有之御沙汰、彌如是ニハ者、少々普請之者をも來年元和五年者指下、仕置等も可申付○中。

六月廿八日元和四年

御 判 老公○毛利輝元

益 玄 完 主殿

十一日元和四年九月。老公○毛利輝元益田元祥・完道元兼ヘ御書ナサレ、來年元和五年進上石ノ廻船、及ヒ伊豆州ヨリ其地ヘノ運送石等、船手衆ニ課スヘシ。卿等其地ニテ當今ヨリ用意ナスモ、無用ニ屬スレバ、兼日之ヲ達セラルル由命セラル。

考證 益田頼母家什書

産業篇第三 關都時代



來年<sup>○元和五年</sup>石を悉警固衆ニ申付、從伊豆之石漕をも、警固家ニ申付。水夫賃などにて<sup>○元和五年</sup>迄とひ申付事ハ、大分造作。若來年<sup>○元和五年</sup>依體此かた下共可有之時、當年<sup>○元和四年</sup>仕組之船、役ニ不立なと、可存の間、兼而申事。兩人心得<sup>○元和四年</sup>而、長門<sup>○毛利秀經</sup>へ可申。委細此者可申。恐々ろし。

九月十一日<sup>○元和四年</sup>

宗瑞公

御

判

益 玄

完 主

十七日<sup>○元和四年</sup>杉岡吉兵衛尉へ二百騎ノ御人數ヲ屬セラレ、伊豆國ニ遣シテ、進上石ヲ切ラセラ<sup>□</sup>依テ△

△△へ役中ノ御令條ヲ賜フ。

考證 周布勘ケ由讚益田頼母家什書

先書ニ申様云々<sup>○中略</sup>

一、於爰元石をは隨分申付。然とかく伊豆へ人を上せ申付ハて不叶儀ハ條、先急度杉岡二人數貳百相副差下。萬事仕方其許<sup>○中略</sup>被相談、差引之所、氣遣專一。追々可申<sup>○中略</sup>。

八月廿五日<sup>○元和四年</sup>

宗瑞公

御

判

益 玄

完 主殿

周布勘ケ由家什書

覺

一、諸法度之儀者、公儀御下知次第可存其旨事。

一、他所衆と申分有之時ハ、批判次第ニ可相澄。人をうしなはず落着ハは、後此方之者をは曲事に可申付事。

一、家中喧嘩之儀は、不論理非一むすひに可申付事。

一、各伊豆着之日限は、十月二十日<sup>○元和四年</sup>限事。

一、組頭代之者、定之日限に遅着ハ者、銀十文目宛之過料たるべき事。

一、萬油斷之儀ハ者、組頭代之者ハ、右同前之過料之事。

一、町場ハ罷出ハ事、并晚日普請上ケハ事者、他所衆と見合可申付ハ間内々無<sup>○</sup>油斷可申聞事。

一、正月三日益二日、普請可相除事。

一、御普請中、他所寄合之儀は、不及申、家中ニても振舞相事、かたく可爲停止事。

付、一組之内ニあるは、町場へんたう取よせハ儀は不苦。左ハ而も餘の者に振舞ハ事、可爲停止事

付、右之分相背ハは、爰許法度ことく銀子壹枚可出事。

一、組之肝煎之儀は、出人之内たるべき事。

一、病人之儀ハ、能々せんさく可申付事。

付、出人被召仕時者、病人をも自料を以可相勤事。

一、走者死人之儀三拾日、組中として仕ふさき可申。三十日之内に從本國皆召上せ可相勤。其



上未進いはゞ、其之主人壹人之辨に可申付い事。

一、善悪共、世間之沙汰仕間敷い事。

付、すまふ夜あるき停止之事。

一、右之外何篇申付儀、難澁之ものはゞ、長門守○毛利秀就所○毛利秀就に急度可遣注進事。

已上。

右之前、堅可申付い也。

元和四（紀元二七八年）

九月十七日

杉岡吉兵衛とのへ

略○中

〔附記〕 賦稅皆濟ニ依ル代官賞揚

十七日○元和五年己未正月代官深谷忠兵衛盛吉賦稅皆濟せしとて御黒印を下さる。（家譜）

——台徳院殿御實紀卷五

同公（○毛利輝元）

御印形

——毛利氏四代實錄考證論斷

一季居及人身賣買禁止  
并年季制限  
烟草培植賣買禁止  
一季居及人身賣買禁止  
并年季制限  
烟草培植賣買禁止

元和五年己未○紀元二七九年二月十日甲子○甲子三正綜覽武家奉公人ノ一季居及ビ人身賣買ヲ禁

ジ、而モ年季ハ三年ニ限定シ、又烟草ノ培植賣買ヲ禁ジ、別ニ欠落者ニ關スル制令

ヲ發ス。○東武實錄。元和實記。徳川禁令考。

一季居及人身賣買禁止并年季制限烟草培植賣買禁止

二月○元和五年十月 仰出サル、趣

一季居

請人

人賣買

年季三

立立門

作たこ

欠落

條々

一、武士之面々侍之儀ハ不及申ニ至中間小者迄一季居一切不可抱置事。

附、一季居之請人ノ不可立、但堪忍次第と在之者可不苦事。

一、人賣買一切停止たり、若ミりの輩有之ト其科之輕重をわかち、或モ死罪、或モ籠舎過怠たるべき事。

附、口入宿主同罪之事。

一、年季之夏三年を限るし、三年過は可爲曲事事。

一、於町中自然火事出來之時、至奉公人下々迄一切出合るのらざる事。

一、手負さるもの不可隠置之事。

一、主かし宿借り之事、請人之手形を町奉行所へ差上、兩人之裏判こる宿を可借事。

一、立立門立をるのらざる事。

附 顔あらくつみかくす輩在之者可爲曲事。

一、たこ作同賣買最前被仰出い御書付之趣堅可爲停止事。

右可相守此旨者也。

元和五年末二月十日

覺

——東武實錄○元和實記同。

一、暇こはずして欠落仕い者、當主人へ相届、可召返、但御陣御上洛御普請之時モ、堪忍仕、罷歸いる可断、併曲事いたし欠落仕い者之儀ハ可爲各別之條可令言上い。亦在々所々へ引籠有之輩モ其處之代官

産業篇第三 朝都時代



不可相斷之事。

- 一、欠落者請人之衷、右申定切米程請人之方より主人へ可出之事。
- 一、御陣御上洛御普請之砌欠落仕ゆ者、別る曲事也。依之請人を尋出し主人の方へ可相渡、若於不相叶々請人之方より爲過料右約束之切米一倍主人の方へ可出之、過錢於不出者百日可爲籠舍事。
- 一、欠落者ニ他所ニ取替を出しゆ者、取替出しゆ人之損たるべし。請人かく人を抱ゆ事、越度る故如此也。但請人有之抱置に於てハ請人之方より彼出しゆ取替程宛前後の主人へ可出之、慥からざるもの請人またちゆ事依爲曲事也。

一、公儀之御法度相背欠落仕ゆ重科之者請人之事本人をとらへ可出之於不相叶々請人可爲成敗之事。

元和五年二月十日

東武實錄○元和實記

條々○雜事高札

一、不暇乞シテ欠落仕ゆモノ、當主人へ相斷可召返、但御陣御上洛御普請之時ハ堪忍仕ゆ而可取返之。併曲事致シ欠落致シゆモノ之義ハ格別タルベキ之條、其趣可令言上、又々在所々引籠有之輩々其地之地頭代官トシテ可相改事。

一、欠落者ノ受人之事、右申定切米程受人の方ヨリ主人へ可出事。

一、御陣御上洛御普請之砌致欠落仕ゆハ、別る曲事也。依之受人ヨリ尋出し主人方へ可相渡、若於不相叶ハ受人方ヨリ爲過料右約束之切米一倍主人方へ出スベシ。過錢不出者百日之可爲籠舍事。

一、欠落之モノニ他所ニテ取替ヲ出シゆハ、取替出しゆ人之損タルベシ。受人ナクシテ人ヲ抱ゆ義越度々

ル之間如此也。但受人有之モノヲ於差置々、受人の方ヨリ被出し取替程ツ、前後ノ主人へ可出之、慥ナキ侍者之受人ニ立ゆ事依曲事也。

一、公儀御法度相背欠落仕重科之モノ之受人之事、本人ヲトラへ出スベシ。若於不相叶々受人御成敗之事。右條々可相守此旨者也。

元和五年二月十日

碧海探磯 戊

二月十日○元和五年命せられしは、武家にてめしつかふ侍はいふまでもなし、奴僕といへども一年期にて召かゆべからず。その證人ともなるべからず。たゞし堪忍次第として召仕ふは、この限りにあらず。人を賣買する事嚴に制禁す。もし違犯のものあらんには、その罪の輕重により、或は繫獄、或は過怠を負はしむべし。媒するか宿借の類同罪たるべし。奴僕は三年を過なば曲事たるべし。市街失火あらんとき、人にめし仕はるもの、上下ともかけ集るべからず。又傷せしものをひそかに隠し置べからず。主なきものに宿かさんには、證人の券を町奉行所に呈し、奉行兩人の裏判を以てのち貸べし。辻立門立すべからず。帛布をもて面躰をつみかくすものは曲事たるべし。煙草を培植する事并に賣買する事、前令既に明らかかり。いよ／＼停禁すべしとなり。また命せらるゝは、主に暇を請はず、亡命して他の家に給事するものは、今の主につけて呼返すべし。たゞし御陣中ならびに御上洛經營等のときは、まばらく宥め置て、歸府の後に召返すべし。然りといへどもその者罪を犯し逐電せしは、この限りにあらず。速に訴て上裁をこふべし。各所の村里に住者は領主代官より嚴に査檢を加ふべし。亡命の者兼約の俸米は、その證人よりその主へ納むべし。軍陣御上洛ならびに構造所より亡命せし者は尤曲事なり。證人嚴に搜索して、主人に返すべし。



若尋ね出し得ずば過料として兼約の俸米一倍を主へ出すべし。過料を出さざるに在ては、百日の間獄に繋ぐべし。亡命の者他に召かゝへ、給金を授けなば、その給金は後の主人損失たるべし。これ證人なきものを召抱へし過失あれば、やむ事を得ざる所なり。それも證人ありて、召抱るに在ては、その給金の數をはかりて、證人より前後の主人へ出すべし。これは其證人ゆへなく亡命もの、證人たりしつみある故なり。すべて公法を違犯し亡命せし重科の者は、證人速に追捕して出すべし。若出さざるときは、その證人嚴科に處せらるべしとなり。令條記。東部實錄

三月十日甲午 ○元和五年己未(紀元二二七九年)○甲午、三正綜覽。 諸國代官等ニ賦稅會計皆濟期ニ付キ令ス。○台德院殿御實紀。

賦稅會計皆濟期布令

三月十日○元和五年諸國の代官ならびに采邑の主に仰下されしは、一年の賦稅會計の事、其地により明春までに皆濟すべし。舊代官舊邑主の逋債は新代官新邑主嚴に査檢し、取立て上納すべしとなり。令條記

——台德院殿御實紀卷五

〔附記〕 久旱。

五月二日○元和五年今日より七月にいたるまで久旱。田穀みな枯る。榮松錄

——台德院殿御實紀卷五

五月十五日丁酉 ○元和五年己未(紀元二二七九年)○乙亥、三正綜覽。 武家屋鋪内ニ市人并無主浪人ヲ居住セシムル事ヲ禁ズ。○東武實錄。元和實。台德院殿御實紀。

武家屋鋪内市人浪人居住禁止事蹟

武家屋鋪市人無主浪人居住禁止

武家屋鋪内市人浪人居住禁止事蹟

元和五年五月十五日 屋鋪之内ニ町人并主なし置け儀停止之事

覺

一、屋鋪之内ニ町人并無主置け輩堅停止之。來る廿六日より御檢使の間、右之者共置け屋敷ハ可被召上者也。

五月十五日

——德川禁令考

同○元和五年五月十五日

覺

一、屋鋪之内ニ町人并無主置け事、堅停止之。來○廿六日廿二日方御檢使候間、右之者共置け屋敷ヲ可被召上旨也。

五月十五日

——東武實錄○元和實

此日○元和五年五月十五日命せられしは、武家宅地に在いて、市人ならびに主なき浪人に住居せしむる事嚴禁せらる。此廿二日各所に檢使をつかはし巡視せしめ、もしさるものに借おかば、その宅地を收公せらるべしとなり。

——台德院殿御實紀卷五

屋敷

元和五年己未年五月十五日

産業篇第三 霸都時代



屋敷之内に町人并に無主置候輩堅止候。來廿六日とて御檢使廻り候間、右之者共置候屋敷に可被召上者也。東武實錄。

右之御書付、元和九年二月十五日、寛文七年、元祿七年、其以後度々被仰出、近來よて安永八年、文政九年御觸有之、御徒目付御小十人改免仰せ付らる。

〔附記〕 諸國洪水

十日元和五年八月。諸國洪水。田圃大に損害し、人畜これがために、災にかゝるもの若干なり。元寛日記。

——台徳院殿御實紀卷五。

十二月二十六日乙亥○元和五年己未(紀元二二七九年)○乙亥、三正綜覽。人勾引賣買、口入等ヲ禁ジ、嚴科ヲ定メ、永

年期ヲ禁ジ、亡命者ニ對スル制令ヲ發ス。○東武實錄。元和實記。台徳院殿御實紀。

人勾引賣買口入等禁止事蹟

同○元和五年十二月。二十六日 仰出サル、御條目

條々

- 一、人をかどはかし賣ゆもの死罪之事。
- 一、人を買取それよと先賣ゆもの百日の籠舎、其上過料錢其分限を越て可掛申若不出者は死罪之事。
- 一、人賣買御制禁之上と、雖爲或は譜代或は家子、賣ゆあひ程賣人買人從双方可出之、則賣られぬものは取せぬし、可任其身之覺悟事。
- 一、かとりされ、賣れぬもの其本主へ返せし。若主人なきものは是も其身存分次第事。

人勾引賣買口入等禁止

人勾引賣買口入等禁止事蹟

- 一、人商賣之儀、久敷仕ゆものは可被行死罪、但、一夜之宿は糺明之上依其罪可爲曲事。
- 一、人之賣買口入之儀かどはらし賣ゆ時の口入可爲死罪、若又譜代家之子以下之口入は其品茂らち籠舎又ま可爲過怠事。

- 一、長年季之事、御停止之上自然濫之輩有之と、其者之分限よと過料あるをし。
- 一、暇を乞捨よして欠落之者ハ、當主人へ相届可召返、但御陣御上洛御普請役之時を令堪忍、罷歸ゆ上可召返、併致曲事令欠落者は各別之條、其趣を主人へ相斷、若於無承引を奉行所迄可申届、又在々所々に引籠有之ものハ、其所之地頭代官へ相届可召返事。

- 一、請人之事、其品によと走者を主人の方へ可相渡事。但下請之證文於有之と下請にかゝると可申事。
- 一、欠落之者請人ハ、右申定之切米一倍請人の方よと可出之、但不出之におゐてハ可爲籠舎、其上を主人次第事。

- 一、御陣御上洛御普請役之砌、於令欠落を別而曲事也。然上請人よと尋出し主人の方に可相渡、若於不叶と請人よと爲過料右約束之切米二倍主人の方に可出之、於不出と籠舎、其上主人次第之事。
- 一、欠落之者他所に取替○儀條を出せにおゐてハ其仁之損るべし。但請人有之ハ請人の方よと取替程つゝ前後之主人に可出之事。

一、公儀之相背御法度欠落仕有重科者之請人よ、本人を尋出し主人へ可相渡、於不叶と可爲死罪事。右之條と於江戸如斯被仰出者也。

元和五年末極月廿六日

——東武實錄○元和實記、碧海探機同。



廿六日元和五年十二月命せらるゝは、人を勾引して賣ものは斬に處すべし。人を買取てまた他へ賣たるは繫獄百日の上に、過料錢は分限を越て令すべし。もし過料出さざる者に於ては斬に處すべし。人賣買停禁せらるゝうへは、たとひ譜第あるは家子たりといふとも、其身價は賣者買もの兩方より出し、賣れたるものは取返し、其覺悟にまかすべし。勾引して賣れたる者は、その本主へ返すべし。もし主なくば其者の心にまかせしむべし。年頃人賣買をもて活計となしたる者は死罪たるべし。一夜宿せしもの、勾引したる者、媒したるは死に處し、普第家子以下を媒したる者は、査檢の上あるは繫獄、あるは過料たるべし。年期を長くする事も停禁せらる。もしみだりに違犯するものあらんには、その分限に應じ、過料命ぜらるべし。主に暇を乞す亡命し、他家に勤むる者は、前主につけて召返すべし。御軍陣御上洛大構造の時ならば去ばらくなだめ置て歸府の後めしかへすべし。されどひが事ふるまひ逐電せし者は、其事情を當主へつげやり、當主うけかはすば奉行所へうたへ出べし。村里に籠りたるものは、其邑主代官へつげて召返すべし。證人はその品により、亡命の者を舊主へ引渡すべし。もし下請の證人あらば、其者にはからはしむべし。亡命者の證人は、兼約の歳俸に一倍して、舊主へ出すべし。其事かなはざらんには獄につなぎ、其上舊主の心にまかすべし。御陣御上洛并大構造の時に亡命する者其罪尤重し。證人速に搜索して舊主へ返すべし。もし其事かなはざらんには、歳俸の二倍を舊主へ出すべし。それもかなひかたくば繫獄せし上、其者の意にまかすべし。亡命の者他につかへ、當主歳俸をさづけたるにおいては、其歳當主の損失たるべし。證人あらば請取し俸金の數をはかり、前後の主へ出すべし。公法を違犯して亡命せし者は、尤重科たり。速に本人を搜索して出すべし。其事かなはすば斬に處すべしとなり。東武實錄。

——台徳院殿御實紀卷五十一。

〔附記〕  
佐渡一國通用銀鑄造

〔附記〕 佐渡一國通用銀鑄造。

五年元和己未。二二九年。佐渡一國通用ノ印銀ヲ鑄ル。

是歲佐渡一國通用ノタメニ印銀ヲ鑄ル、其銀壹匁ハ錢凡六七十分ニ當ル金銀圖録。

——大日本貨幣史參考金銀幣部。

御漆奉行任命  
命  
御漆奉行任命  
命  
御漆奉行任命  
命

是年元和五年己未。紀元二二七九年。幕府深津彌七郎正貞ヲ御漆奉行ニ任ズ。

○東武實錄。

御漆奉行任命

元和五年己未。紀元二二七九年。是年深津彌七郎正貞御漆奉行○御漆奉行、一トナル。本作御漆奉行。

——東武實錄六

按ズルニ、吏徴及ビ吏徴別録ニ正保二年乙酉四月十八日始置トアレド、前記東武實錄ノ記事ノ外大猷院殿御實紀ニ寛永十六年漆奉行大河内善左衛門政憲トアレバ、寛永以前已ニ斯職有リシナラム歟。

寛永十六年己卯。紀元二二九九年。此年漆奉行大河内善左衛門政憲は、本城諸所繪奉行○中略。命ぜられ○下。

——大猷院殿御實紀四十二

漆奉行貳人、御勘定奉行支配、燒火間、百俵高、御役料百俵、手代八人、正保二年乙酉四月十八日始置。  
——吏徴御目見以上。

漆奉行、正保二年乙酉四月十八日始置、元祿八年乙亥八月十日、關東方御勘定馬場右衛門八郎被仰付、自是堀江左兵衛、雨宮庄九郎、三人ニ成、正徳四年甲午七月廿九日四人役、同年十二月廿一日兩人役。

産業篇第三 關都時代

六四九



柳營補任ニハ、一油漆奉行、寛永年中銅錢兼帶二人役トアリ。

元和六年庚申○紀元二二八〇年幕府江戸城ヲ修築スルヤ、主トシテ役ヲ東國諸大名ニ課ス。而シテ是ガ準備トシテ一部石供給ヲ商人ニ命ジ、且諸侯ヲシテ伊豆・相摸・駿河三箇國ヨリ石材ヲ伐出シ江戸ニ輸送セシム。諸國ヨリ工事人夫ノ入府スルモノ夥シク、諸侯ノ負擔巨費ニ上ル。皇城篇第一參照。

元和六年江戸城修築

元和六年江戸城修築事蹟

元和六年江戸城修築始末 六年庚申○紀元二二八〇年幕府、江戸城ヲ修築シ、以テ慶長十九年○紀元一七四四年役ノ未成工事ヲ續成ス。是役豫備工事ニ着手シタルハ、元和五年己未○紀元一七〇〇年ニ在リ。掛川○遠江國城主松平定綱○遠江國等之ヲ助役ス。六年庚申○紀元二二八〇年二月十一日己未諸大名ニ助役ヲ命ジ。○伊達治家記録四月○元和六年工ヲ起ス。東國大名仙臺○陸奥國城主伊達政宗○陸奥國、米澤○出羽國城主上杉景勝○彈正少輔、久保田○出羽國城主佐竹義宣○右京大夫、若松○陸奥國城主蒲生忠郷○下野國、山形○出羽國城主最上義俊○源五郎、三戸○陸奥國城主南部利直○信濃守、中村○陸奥國城主相馬利胤○大膳大夫等役ヲ助ク。岡山○備前國城主池田忠雄○宮内少輔、ハ石材ヲ獻ジ、以テ内櫻田○城内ヨリ清水門○市内ニ至ル平石垣、及外櫻田○町和田倉○町、竹橋○町、清水門○町、飯田町○町、糞町○町ノ各枿形、其他ヲ修築ス。内、大手門石垣十三町餘及枿形一箇所ハ、伊達氏之ヲ分擔シ、相馬氏ハ、大手門石垣枿形ノ修築ニ當リ、上杉氏ハ、石垣ノ修築及浚濠ニ任ズ。都築爲政○關左衛門加々爪忠澄○民部少輔、阿倍正之○五郎等奉行タリ。就中正之○阿倍ハ、三ノ丸虎口石垣ノ修築ヲ奉行シ、松平忠重○大膳ハ北丸造作ヲ奉行ス。將軍秀忠○中將亦六月十日○元和六年九月六日○元和六年等ニ普請場ヲ巡

準備

石供給ヲ商人ニ下命

視シ、十月○元和六年伊達氏ノ持場成ルヤ、伊達忠宗○政宗世子及ビ伊達成實○安房守以下ニ物ヲ賜ヒ、政宗○伊達ニハ、十一月廿一日○元和六年書ヲ賜ヒテ之ヲ賞ス。是役伊達氏○陸奥國仙臺主費ス所、役夫四十二萬三千餘人、黃金二千六百七十枚ナリト云フ。而シテ三之丸虎口石垣ノ工事ハ、翌元和七年辛酉○紀元二二二一年ニ及ビ、西丸裡門ノ工事、亦同年○元和七年十一月以後ニ及ブ。皇城篇參照。

而シテ是年○元和六年ノ江戸城修築ハ、慶長十九年○紀元一七四四年ニ未了工事ヲ續成シタル者ノ如ク、唯嚮ニハ役ヲ西國大名ニ課シ、今ハ反テ之ヲ東國諸侯ニ課スルヲ同ジカラズトス。尙此役ノ準備トシテ幕府石ノ供給ヲ商人ニ命ジタル事アルハ、新撰御家譜載スル所ノ正月十五日○元和六年細川忠利○内侍長岡式部少輔○寄之ニ宛テ、父、忠興○細ニ呈シタル書ニ窺フベキ者アリ。

一、江戸も御普請の用意と聞へ申ひ。誰々被仰付へくとは、于今しれ不申ひ。政宗○伊達など被望ひ由ひ。左様ニいへは、石を三萬上様○秀忠町人ニ被仰付ひ。就夫伊豆○中將ニ、誰々石場ニ成とも可致用意之由被仰出、とりかちニ石場を町人取申ひ間、幸と存、右御石被仰付ひ、彦兵衛・次郎助○二、御石場之儀は、受取、石もこしらへ、跡を又此方へ相渡ひへと申付、伊豆ニ御切置被成ひ石二千程御座ひ。是は則伊豆○中將ニ申せ可申と奉存ひ。

一、爰許○江御普請御坐ひニ付、何も諸大名寄せ置ひ石を、似合に上可申ニ可罷成ひ哉、若左様ニいはゞ、忠興○細川などは御存知間敷ひ間、御内證を請可申進之由、大炊殿○土井へ尋申處ニ、最前見事なる石を被成御上ひ上は、不入儀○儀條、可得其意ひ由御申ひ。然共若諸大名衆石重る進上御座ひ共、其



竝々誰々と同前ニ可被成御進上ハ哉之事。

一、爰元<sup>江</sup>御用意之大石くり石不殘賣申ハとも、うり申ハ時のごとく金子たに返しハはゞ、石は何時  
も上様御石奉行へ渡、請取上りハて渡可申由申ものも御座ハ間、左様之儀彌慥ニモハはゞ、はつれさる儀  
ハ條、うらせ可申と奉存ハ事。

一、東衆、何も未逗留ニ御座候事。

一、今度被仰付ハ大坂ニ之丸御門口、三ツ御坐ハ。加肥後殿<sup>思</sup>鍋島<sup>勝</sup>田中<sup>政</sup>望<sup>中</sup>にて被仰付ハ事。

<sup>略</sup>○中

正月十五日<sup>元和六年</sup>

長岡式部少輔殿

尙々<sup>略</sup>○下

ト云ヒ、更ニ石献上ニツキ、二月五日<sup>元和六年</sup>忠利<sup>細川</sup>又長舟十右衛門ニ宛テ、父忠興<sup>細川</sup>ニ呈シタル書ニ

一、先書ニ如申上、前かとさま石御進上ハ上ハ、石被成御上ハ儀ハ、不入儀と、大炊殿<sup>上井</sup>御申ハ間、  
任其旨ハ處ニ、加左馬<sup>加藤</sup>一兩日已前ニ石三千被上ハ由承ハ間、又大炊殿<sup>上井</sup>へ申ハハ、万事大炊殿<sup>上井</sup>  
<sup>利勝</sup>。さしつをうけ可申ハ由被仰付ハ間、申上ハ。何も石進上ニ成ハてハ、忠興様<sup>細川</sup>御一人無<sup>御上</sup>ハ儀  
儀も、いか、可有御座ハ哉。加左馬<sup>加藤</sup>など石被上ハ由承ハ。いか、御座ハはんや。とかく大炊殿<sup>上井</sup>  
次第ニ可仕ハ由、豊前も被仰越ハ間、御さしつ奉待ハ由申ハハ、加左馬<sup>加藤</sup>石を被上事々敷御機  
嫌能ハ。何も石上申ニ成ハはん間急可有御披露ハ。へき石くり石何程江戸ニ有<sup>之</sup>と御申越ハ間、小石

かけて二千の上、又くり石ハ五六百坪も御座ハんと存ハ由、返事申ハ。然處ニ喜助殿御相談ハ、よき  
ほとらひに急御上ハはん間、其心得仕ハへと御申越ハ。跡方可申上ハ事。<sup>後二</sup>節略。

二月五日<sup>元和六年</sup>

長舟十右衛門殿

新撰御家譜

是役又伊豆・相摸・駿河三ヶ國ヨリ江戸ニ石材ヲ輸送ス。

是年<sup>元和六年</sup>江戸ノ城三ノ丸ノ虎口石壁ヲ築ク。安倍四郎正之是ヲ奉行ス。<sup>今年元和六年ヨリ來年</sup>  
摸・駿河三箇國ニ人夫ヲ遣ハシ、石ヲ江戸ニ運ブ。<sup>元和七年ニ至テ成就ス。</sup>伊豆・相

此年<sup>元和六年</sup>江戸北ノ丸造作アリ。松平大膳大夫忠重是ヲ奉行ス。

東武實錄<sup>元和</sup>日記同。

一、元和六年<sup>紀元三</sup>閏十二月、江戸御城三之丸虎口・北之丸大手御門石垣等御造營御手傳、松平陸奥守殿<sup>伊達</sup>  
<sup>政宗</sup>。松平大膳大夫殿<sup>忠重</sup>。御奉行阿部四郎五郎殿<sup>正</sup>。被仰付、伊豆・相摸・駿河ヨリ築石運送之。

藤堂氏記録抜抄<sup>幕府理財會</sup>  
<sup>要書類所收。</sup>

此年<sup>元和六年</sup>江戸大手石垣十三町及升形一ヶ所、松平<sup>伊達</sup>陸奥守政宗ニ被仰付、在國故其子忠宗役スヘキ由、  
且又三丸虎口石壁へ、安倍四郎五郎正之之ヲ奉行シ、伊豆・相摸・駿河ノ人夫ヲ役ス。北丸ハ松平大膳大  
夫忠重。

君臣言行錄

正之<sup>阿</sup>同<sup>元和六年</sup>江戸三丸虎口石垣御普請ノとき、正之<sup>阿</sup>奉行ス。

同年<sup>元和六年</sup>より翌年<sup>元和七年</sup>にいたるまで、仰をうけたまはりて、正之<sup>阿</sup>伊豆・相摸・駿河に行て、役ノ者ヲ  
もつて、大石を江戸にはこばしむ。忠重<sup>松平</sup>同<sup>元和六年</sup>北ノ丸ノ御普請ヲ勤む。<sup>寛政重修</sup>  
<sup>諸家譜同。</sup>

伊豆相摸  
駿河三ヶ  
石河三ヶ  
伐



獻石

諸大名ノ中、役ヲ助ケズシテ單ニ材料ヲ獻納シタル者有リ、池田忠雄備前國岡山城主ノ如キ是也。

二月晦日元和六年。松平田宮内少輔忠雄備前國岡山城主。石壁御普請ノ爲台德院殿御實紀。角石平石栗石等、目錄ヲ以テ獻

上ス。是ニ依テ奉書ヲ忠雄田ニ玉ル。

——東武實錄和日記同

晦日元和六年。江戸城修築のため松平宮内少輔忠雄角石、平石、栗石を獻す。よつて奉書をたまふ。

——台德院殿御實紀

諸侯負擔狀況

伊達氏

伊達氏陸奥國仙臺城主。是役伊達政宗ハ、元和六年二月十一日助役ヲ命ゼラレ、内願スル所有リテ、二九大手口石垣

ヲ持場ト定メラル。會政宗伊達國ニ歸リ、子忠宗伊達江戸ニ留リテ工事ヲ管セシガ、六年元和六月ヲ以テ政宗出

府シテ普請ヲ見廻ハラントシ幕意ヲ問フ。將軍秀忠之ヲ止ムルヲ以テ、乃チ名代トシテ翌年五月元和伊達成

實ニ大條實賴ヲ副ヘテ出府セシム。六月三日元和成實伊達江戸ニ着ス。十日秀忠將普請場ニ臨ミテ成實伊達

實賴大ヲ引見ス。更ニ政宗伊達ハ七月十六日元和山崎勘左衛門ヲ普請見廻トシテ出府セシメ、八月十三日

元和更ニ佐々元綱ヲ出府セシム。九月六日元和秀忠亦普請場ニ臨ム。既ニシテ十月工竣ルヤ、賞賜有リ。

是役伊達氏費ス所工夫四十二万三千餘人、黄金二千六百七十六枚ナリト云フ。皇城篇第一詳載。

廿一日甲午元和六年。公方秀ヨリ御内書ヲ賜フ。今度江戸御普請ノ義、早速成就、御怡悅ノ由、殊ニ嗣君

伊達御精入ラル段、御感ノ旨、仰下サル。御内書左ニ載ス。

今度當城普請之義、入念依被申付、早速出來、怡覺。殊更美作守伊達入精之段、念感。下々苦勞

之至也。謹言。

十一月廿一日元和六年

秀 忠御書列

仙臺宰相殿伊達政宗

去ル十月元和御普請成就ニ就テ公方秀ヨリ御腰物大俱利迦羅廣光ヲ嗣君宗ニ賜フ。伊達安房殿成實御目

見仰付ラレ、御時服拜領セラル。其外下役人ニテ御褒美頂戴ス。色品等不詳。御普請場石壁十三町餘、升形

一箇所ナリ。此人夫四十二万三千七百七十九人半、御入料黄金二千六百七十六枚五兩三分ト云々。

——伊達治家記録

相馬氏陸奥國中村城主

元和六年庚申紀元三三〇年。江戸城御普請ニ付、諸大名大略御手傳。

大手御門石垣升形御普請、利胤公相馬被仰付、御在所材木献上舟積ニ而運送。

奉行 岡田半左衛門

半 杭 吉 兵 衛

——相馬家舊記

元和六年申年江戸御普請ニ付材木献上。

同年元和六年。諸大名御普請御手傳被仰付、利胤公相馬大手御門石垣升形御普請御手傳。

——子爵相馬家回答

上杉氏

上杉氏出羽國米澤城主。景勝上元和六年紀元三三〇年。江城石垣并浚隍役ヲ助ク。

産業篇第三 關都時代



米澤上杉家譜○史料稿  
本所收

千  
人夫數

元和六年○紀元三二八〇年春二月五日、江城隍石壁ノ經營アルヘキ旨アリ。コレニ依テ諸將ニ命ジ、御手傳アルヘキヨシ、營中ニ各老臣ヲ召、鈞命ヲ傳フ。普請ノ總監ニ鐵孫左衛門・島田庄左衛門・坂次郎右衛門・同庄次郎ヲ命セラル。人夫數千日ヲ逐テ參府ス。并ニ諸事賄賂ノ役トシテ、吉見次郎右衛門ヲ仰付ラレ、人夫ヲ引ツレ、早々參着仕ルヘキ由、脚力ヲ以テ米府ヘ申ツカハスナリ。

上杉年譜○景勝  
譜

蒲生氏

蒲生氏○薩摩國若松城主蒲生忠郷ノ助役ハ、御當家紀年録ニ之ヲ記ス。又聞見集ニハ左ノ記事有リ。年月ヲ記サマレバ、臬シテ是役ナルヤ否ヤヲ詳ニセズ。唯江城大手ノ大石垣積造ノ時ト云フヲ以テ、姑クコ、ニ附記ス。將軍様○秀忠ノ御代に、江戸御城大手の大石垣御積直を蒲生下野○忠郷殿へ被仰付○時、六十万石の侍不殘江戸の御普請場へ被出○ゆ。蒲生源左殿立付を着て、自身手こを取て石を廻し、宿へ歸らず、普請場にて石に腰をかけ、めんつうにて飯を喰被申○いま、諸侍衆も皆々其ことに被仕○ゆ條存の外石垣早く出來、將軍○秀忠様御機嫌よく、いろく拜領と、沙汰○ゆつる。

聞見集

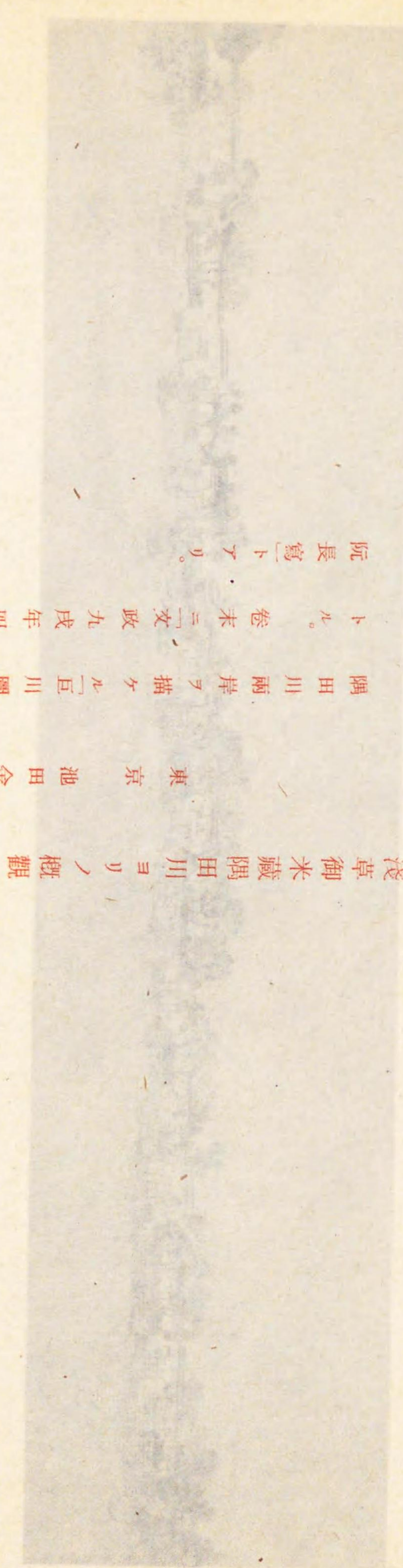
〔附記〕  
江戸大火

九日○元和六年  
十二月江戸火あり。延焼十五町がほどに及ぶ。續元和年録。○變災篇  
參照

台徳院殿御實紀卷五  
十三

淺草米廩創設

是年○元和六年庚申  
紀元三二八〇幕府淺草○市内  
淺草區ノ地ニ米廩ヲ設置ス。○增訂武江年表。東京地理志料。府内沿革圖書。淺草御藏舊例書。御府内備考。



淺草御米藏隅田川ヨリノ概觀

隅田川兩岸ヲ描ケル「巨川圖」ノ一部ヲ  
トル。卷末ニ「文政九戊午四月十一日  
院長寫」トアリ。  
東京 池田金太郎藏



米澤上杉家譜○史料稿

人夫數  
千

元和六年○紀元二二八〇年春二月五日、江城隍石壁ノ經營アルヘキ旨アリ。コレニ依テ諸將ニ命ジ、御手傳アルヘキヨシ、營中ニ各老臣ヲ召、鈞命ヲ傳フ。普請ノ總監ニ鐵孫左衛門・島田庄左衛門・坂次郎右衛門・同庄次郎ヲ命セラル。人夫數千日ヲ逐テ參府ス。并ニ諸事賄賂ノ役トシテ、吉見次郎右衛門ヲ仰付ラレ、人夫ヲ引ツレ、早々參着仕ルヘキ由、脚力ヲ以テ米府ヘ申ツカハスナリ。

上杉年譜○景勝

蒲生氏

蒲生氏○蒲生國若松城主蒲生忠郷ノ助役ハ、御當家紀年録ニ之ヲ記ス。又聞見集ニハ左ノ記事有リ。年月ヲ記サミレバ、果シテ是役ナルヤ否ヤヲ詳ニセズ。唯江城大手ノ大石垣積造ノ時ト云フヲ以テ、姑クコ、ニ附記ス。將軍様○秀ノ御代に、江戸御城大手の大石垣御積直を蒲生下野○忠郷殿へ被仰付○思時、六十万石の侍不殘江戸の御普請場へ被出○思。蒲生源左殿立付を着て、自身手こを取て石を廻し、宿へ歸らず、普請場にて石に腰をかけ、めんつうにて飯を喰被申○思いま、諸侍衆も皆々其ことに被仕○思條存の外石垣早く出来、將軍様御機嫌よく、いろ／＼拜領と、沙汰○思いつる。

聞見集

〔附記〕  
江戸大火

九日○元和六年江戸火あり。延焼十五町がほどに及ぶ。續元和年録。○變災篇

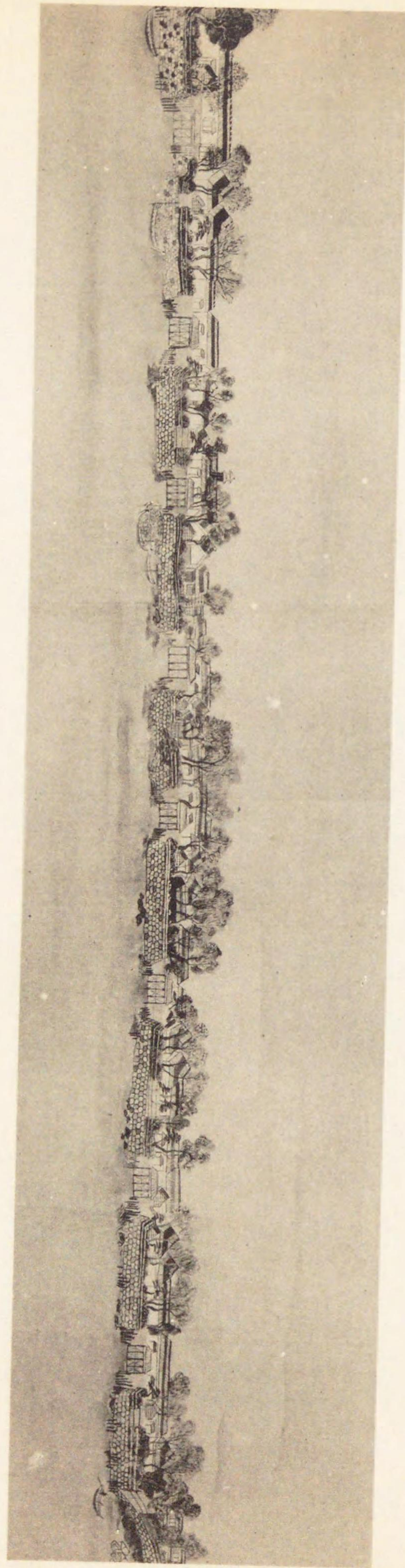
〔附記〕 江戸大火

淺草米廩創設

是年○元和六年庚申幕府淺草○市内ノ地ニ米廩ヲ設置ス。○增訂武江年表。東京地理志料。府内沿革圖書。淺草御藏舊例書。御府内備考。

淺草御米藏隅田川ヨリノ概觀  
東京 池田金太郎藏  
隅田川兩岸ヲ描ケル「巨川圖」ノ一部ヲ  
トル。卷末ニ「文政九戌年四月十一日  
阮長寫」トアリ。





別荘 宮ノ下

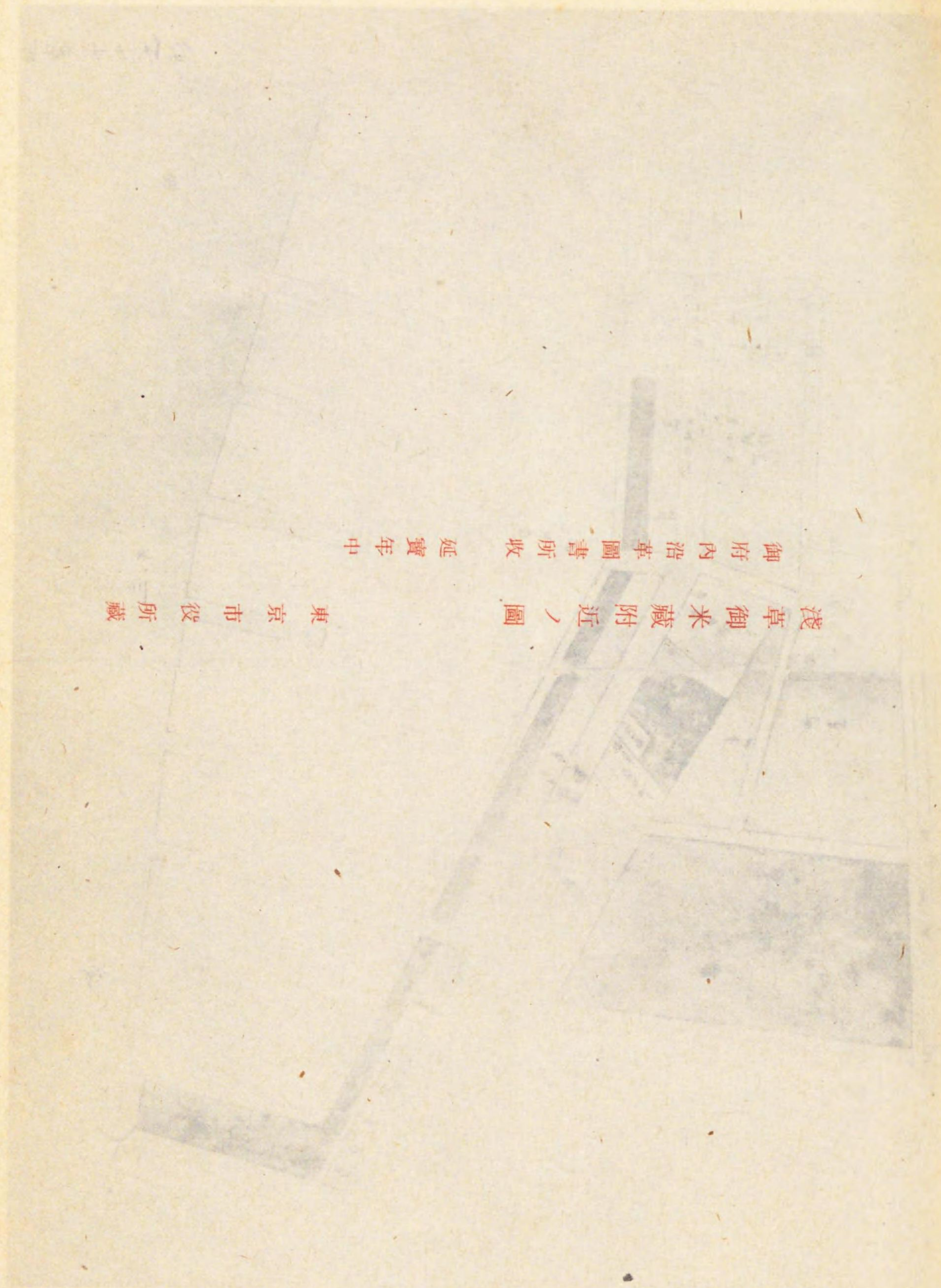
イノ 守本 文政式知事阿比十一日

關田山 兩峯 雜草 豆田 園ノ一 池ノ

東京 關田金太郎

新草崎米 關田山 園ノ一 池ノ





淺草御米藏附近ノ圖  
御府内沿革圖書所收 延寶年中  
東京市役所藏





淺草御米藏附近ノ圖  
御府内沿革圖書所收  
延寶年中  
東京市役所藏







淺草米廩創設

元和六年庚申、淺草御藏始て建。

六年<sup>○元</sup>日本堤及本所の堤成る<sup>御府内備考、  
武州文書。</sup>淺草の米倉成<sup>○御府内  
備考。</sup>其前ハ紅葉山に在り。

— 増訂武江年表

御米藏

淺草橋より北へ達する大路乃東側大川に添てあり、御構乃内二萬七千九百坪、元和六年新し建させらるといふ。此御藏成し後は里俗此大路を藏前通りと稱す。談海と名付し雜記よ、萬治二年七月二日甚雨疾風よて淺草御藏へ水入れれハ、下より貳俵通り濡けぞ。四拾年以前も<sup>按に元和五年ニ當れり、是御藏  
未だ建ざる頃也、傳聞の誤や。</sup>かゝることし、其後地形五尺築上らる。まかれ共此度又貳俵通り水つきけれハその時よりも猶大水とあるべしなといへぞ。按よ此御藏、元和の頃より建られしハ勿論かれど、後年<sup>按に享保の  
始るり。</sup>濱町矢の倉よ有し御藏をもあゝに移されしといふ。よりにて御藏中之御門の邊よ谷野御藏稻荷と稱する社あり。是始免矢の倉に在し時乃鎮守をせのまゝ移されしかるべし。一は感應稻荷とも稱す。

— 御府内備考十三

一ハ御藏前通り東側よあり。一ハ新堀端の東岸にあり。始は御藏前通りよ並ひ在しよし也。其後、享保十七年黒部善左衛門勤役中類焼せしかた、其一<sup>天王町よ在  
し役所なり</sup>を猿屋町の西へ移され<sup>今其跡を書替所  
跡町屋と稱す。</sup>天明五巳年再ひ新堀端福富町上地へ移さるゝと云。御切米、御扶持、御役料等の手形書替の役所よして、書替奉行二人して是茂預まり。今奉行を野呂彌右衛門、今井兵左衛門と稱し、此支配よ書替手代と云者數多屬せり。



淺草之内

東之方、御米藏後大川限。  
 西之方、御藏前片町後通折曲り西福寺脇迄新堀川筋。  
 南之方、御米藏御構脇ヨリ御藏前片町脇迄字天王寺横川筋限。  
 北之方、西福寺後福富町貳丁目小石川富坂町代地前通御米藏御構北手折曲り道式限。

向寄道式共。

一右地所之内、當時御米藏御構之地所、延寶年中者。鳥越橋字天王橋南之方者天王町、同所北之方者書替所由比長兵衛、太田六左衛門御役屋敷地續、同所北之方御米藏御構堀外通者、火除明地之右明地續森田町壹ヶ所并旅籠町貳ヶ所等之町屋有之由處、同九年八月由比長兵衛御役屋敷脇明地之内伊澤立齋、林永包、氏家宗古、小林清策四人拜領町屋町名不知之成、其後年月不詳實享末此邊類燒跡地之内、元祿元辰年月不知天王町并書替所御役屋敷貳ヶ所町名不知前書町名不知拜領町屋森田町并旅籠町貳ヶ所共被召上御藏火除明地之成、同二巳年月不知右明地外廻りの小土手築立御藏外御構地所之成。

一當時鳥越橋天王橋際御藏前片町壹ヶ所北道向御藏前片町貳ヶ所、同町拜領町屋貳ヶ所共地續一纏、此道向森田町後新旅籠町高村屋敷拜領町屋旅籠町燒殘町屋永拜借地共地續一纏、西道向福富町壹町目燒殘町屋永拜借地同町上納町屋吉田家關東執役之者并右修驗拜領地本山修驗并梅之院、實應院拜領地羽黒修驗觸頭并右修驗拜領地新旅籠町并同町燒殘町屋永拜借地町方持明地書替所美濃部庄右衛門御役屋敷共地續一纏北道向西福寺元旅籠町壹丁目小石川富坂町代地拜領町屋貳ヶ所御藏手代平川彌三郎、梨本彌五郎、平川龜次郎、滋野倉次郎、三輪兵九郎、立田錦平、山中孫四郎、藤田鈺五郎右八人拜借地同所吹上小役人岩田本右衛門、

深澤清兵衛、鳩原叶右衛門、栗原太兵衛、常岡利三郎、本田良助右六人拜借地、栗原鏡藏拜借上ヶ地、本田良助當分拜借地、栗原權次郎拜借地、福富町貳丁目拜領町屋共地續一纏都合五纏、右御役屋敷寺地町屋等之地所延寶年中者南之方鳥越橋天王橋一橋天明六年中鳥越橋西之方一橋掛之成、同所二町屋壹ヶ所不知御藏前片町壹ヶ所、北道向森田町貳ヶ所第六天社地門前町屋同所後町屋不知共地續一纏西道向町屋不知一纏、北道向者西福寺并旅籠町地續一纏有之由處、右地所之内元祿三年三月西福寺後道向武家屋敷々寺地町屋等地先地沿道者西福寺北道向之部被召上之由、跡廣道之内寶永二酉年七月西福寺後中程小揚之者五拾三人小屋地年月不詳被召上、跡地御藏手代拜借地當時御藏手代平川彌三郎、梨本彌五郎、平川龜次郎、滋野倉次郎、三輪兵九郎、立田錦平、山中孫四郎、藤田鈺五郎右八人拜借地吹上小役人岩田本右衛門、栗原權次郎拜借地當時吹上小役人岩田本右衛門、深澤清兵衛、鳩原叶右衛門、栗原太兵衛、常岡利三郎、本田良助右六人拜借地、本田良助當分拜借地、栗原權次郎拜借地之成。

二成右小屋地續東之方同五子年二月鈴木半四郎、今井友八郎兩人屋敷享保十七年五月兩人上ヶ之成、兩人屋敷間西福寺裏門外道式同寺御預道享保十七年五月御預道式之地所火除明地之成之成、右小屋地西之方者、内田半左衛門、奥野又四郎、兩人屋敷年月不知當町二丁目拜領町屋之成、正徳四午年正月南之方鳥越橋天王橋際町屋不知之地所上ヶ地上ヶ地之節者天王町傳兵衛所持之町屋之町名不知之成、右上ヶ地本多肥後守屋敷裏被召上之由御用之付被召上之由爲代地同人被下、享保三戌年月不詳十二月此邊類燒跡地之内、同四亥年月不詳三四月本多監物肥後前書代地并同所片町壹ヶ所、北道向第六天社地門前町屋森田町貳ヶ所、北道向旅籠町年月不詳保年中旅籠町上ヶ地跡同町拜借地出來、森田町外壹ヶ町藏地先五後草橋御門外武家上ヶ地之内ニテ代地被下ヶ處右片町森田町外壹ヶ町天王橋南手之部町屋與行貳拾間之内八間通藏地享保十二未年月不知片町間通拜借上納藏地二被仰付ハハ、鳥越橋字天王寺引掛掛替可仕旨右町に願之通被仰渡拜借上納藏地之成、其後八間通相殘藏地並五間通拜借上納藏地共年月不知町屋之成、天明六年正月右五間通拜借上納藏地置下ヶ地二被仰付ハハ、鳥越橋西之方一橋掛永々引掛可仕旨願之通鳥越橋新規一橋掛増町貳ヶ所同町拜領町屋貳ヶ所地續北道向町名同斷森田町壹ヶ所、願之通元地に相殘り、同年七月本多監物元肥後上ヶ地之内同所片町藏地相殘り、並同人御預地之成、同十四酉年三月本多肥後守先御預地被召上同所廣道之内共旅籠



町助次郎拜借藏地年月不知町屋二成、天明六年正月同所片町森田二成、右割殘地廣道之内共猶又本多肥後守先御預地町同様願之通買下地二成當時町名御藏前片町二成、同年五月森田町藏地後續町屋壹ヶ所町名不知并西道向享保十七年二成、享保十七年三月中此邊類燒跡地之内、同年五月森田町藏地後續町屋壹ヶ所町名不知并西道向五月道式二成町屋一纏町名不知西福寺後同寺裏門外御預道式鈴木半四郎、今井友八郎兩人屋敷共被召上火除明地二成、右森田町藏地後町屋類燒跡明地天保十三年十二月明地之内北之方拜領町屋(當時町名高村屋敷拜領町屋)二成、當時町名新藤藏町出來。出來續北之方二燒殘町屋壹ヶ所有之、其節住居人永拜借地當時町名新藤藏町二成、同所西道向一纏之町屋類燒明地續二燒殘町屋貳ヶ所有之、前同様住居人永拜借地南之方壹ヶ所八當時町名新藤藏町燒殘町屋永拜借地北之方壹ヶ所八當時町名福富二成、同所二有來町屋不壹ヶ所當時町名新藤藏町相殘右一纏之内南北明地貳ヶ所南之方壹ヶ所所明地者二成、右貳ヶ所之内北之方明地壹ヶ所、明和四亥年閏九月雜司ヶ谷村百姓平次郎菜園場拜借地二成、同子年八月菜園場被召上町方持明地二成、天明四辰年六月右明地寬政五年巳年中御勘定所持植物場二成、其後濫江長伯之内西之方新堀端書替所伊庭惣兵衛御役屋敷當時美濃門屋敷元地福富町壹丁日二成、文化十五寅年十一月北之方西福寺後明地之内同寺裏門外通如元新道式出來右新道東西小石川富坂町拜領町名代地當時町名貳ヶ所二成、寬政十二申年二月前書新堀端書替所後明地之内北之方同所圍込二成、其後文政十二巳年四月同續南之方明地之内猶又書替所圍込二成、右殘地天保十四卯年四月吉田家關東執役之者并右修驗拜領地本山修驗并梅之院實應院拜領地羽黒修驗觸頭并右修驗拜領地等二成、同所福富町壹丁目燒殘町屋永拜借地北之方割殘地出來同年五月同町上納町屋二成、右之通地形替い得共、文化年中道式者當時之形二有之。

御藏御米

詰方之覺

五間二五間

府内沿革圖書十五

三七〇三斗 貳千四百俵    四斗    貳千貳百俵    五斗    千七百俵    三三〇三斗 貳千七百俵  
 五間二六間

三七    貳千八百俵    四斗    貳千六百俵    五斗    貳千百俵    三三    三千百俵  
 五間二七間

三七    三千二百俵    四斗    三千俵    五斗    貳千四百俵    三三    三千六百俵

右は梁下迄詰い積こ此度相成い付、如斯之俵數二成、

但梁迄一杯詰方いたし迄は、凡俵數四斗二、拾貳万千俵、石ニシテ四萬八千四百石減二成ル。

梁間五間桁行七間

三七    三千九百俵    此石千四百四拾石    四斗    三千六百俵    此石右同斷  
 五斗    貳千九百俵    此石千四百五拾石    三三    四千三百俵    此石千四百石餘  
 平均千四百石餘

梁間五間桁行六間

三七    三千四百俵    此石千貳百五十石    四斗    三千貳百俵    此石千貳百八十石  
 五斗    二千五百俵    此石千貳百五拾石    三三    三千八百俵    右同斷  
 平均千貳百石餘

梁間五間桁行五間

三七    三千俵    此石千百拾石    四斗    貳千八百俵    同千百石餘

産業篇第三 覇都時代



五斗 貳千貳百俵 同千百石 三三 三千三百俵 同千九拾石餘  
平均千百石餘<sup>○中</sup>

一、淺草御藏總構地坪<sup>○中</sup>

一、御藏棟數 五拾四棟

一、同戸前數 貳百七拾戸前

内

一、五拾壹戸前 東向 一、貳戸前 西向

一、百四戸前 南向 一、百拾三戸前 北向<sup>○中</sup>

一、本所御藏總構<sup>○中</sup>

一、御藏棟數 三拾七棟

一、同戸前數 貳百四拾六戸前<sup>○下</sup>

——淺草御藏舊例書上

〔參考〕 二城及大津御米藏

〔參考〕  
二城及大津御米藏

二條御城間敷之事

一、御米藏 貳ヶ所

附り會所三ヶ所

二條御城内外御藏數并備大錢銅之事

——京都御役所向大概覺書上

二條御

城内外  
御藏數

御城内二ノ御丸御臺所前

一、三間梁ニ四拾八間 七戸前 壹棟  
御詰米七千三百石程相詰りい。

右七戸前之内<sup>六戸前七七間宛 但千石石程宛 但七百石程入</sup>

御本丸高麗橋前 貳戸前 壹棟

御天守下 御詰米貳千五百石程相詰りい。但壹戸前千貳百五拾石程宛。

一、三間梁ニ拾八間 貳戸前 壹棟

御城外御藏 御詰米貳千六百石程相詰りい。但壹戸前千三百石程。

一、三間梁ニ貳拾間 拾四戸前 七棟

同 御詰米貳万貳千四百石程相詰りい。但壹戸前千六百石程宛。

一、三間梁ニ貳拾五間 四戸前 貳棟

同 御詰米七千石程相詰りい。但壹戸前千七百五拾石程宛。

一、三間梁ニ貳拾間 貳戸前 壹棟

同 御詰米貳千八百石程相詰りい。但壹戸前千四百石程宛。

一、三間梁ニ貳拾間 貳戸前 壹棟

御詰米貳千四百石程相詰りい。

是者五間藏壹戸前、先年小堀仁右衛門に借シ置申い。



殘拾五間藏壹戸前ニ有貳千四百石程入

御城内三ヶ所御藏拾壹戸前

詰高壹万貳千四百石程

外御藏拾壹棟貳拾壹戸前

詰高三万四千六百石程

右御藏數合三拾貳戸前

詰高合四万七千石程 大積。

——京都御役所向大概覺書上

大津御藏數

同所<sup>○大津</sup>御藏數之事。

一、三間梁ニ拾三間 一戸前 壹棟 御詰米貳千四百拾五石餘

一、三間梁ニ拾壹間 一戸前 壹棟 御詰米貳千五拾石餘

一、四間梁ニ九間 一戸前 壹棟 御詰米貳千貳百三拾石餘

一、三間梁ニ拾三間 二戸前 壹棟 御詰米貳千四百拾五石餘

一、三間梁ニ貳拾間 二戸前 壹棟 御詰米三千七百貳拾石餘

一、四間梁ニ拾貳間 一戸前 壹棟 御詰米貳千九百七拾石餘

右御藏貳拾棟有之い處、元祿十三辰年、拾四棟御拂ニ成、如此六棟相殘、雨宮庄九郎預リニ成い。

——京都御役所向大概覺書上

煙草停禁

蹟

元和七年辛酉<sup>○紀元二二八一年</sup>正月、失火ノ患アルヨリ彌烟草ヲ停禁セシム。

○台徳院殿御實紀

煙草停禁

——台徳院殿御實紀卷五十四

是月<sup>○元和七年正月</sup>失火の患あるがため、彌烟草を停禁すべしと令せらる。

是月屢々江戸火災アリ、其一因烟草ニアリタルモノ歟。火災記事左ノ如シ。<sup>○變災篇 参照。</sup>

廿三日<sup>○元和七年正月</sup>。曉に尾張中納言義直卿新第より出火して、其火城溝をこえ、上杉中納言景勝、松平陸奥守政宗、松平長門守秀就、松平薩摩守家久、鍋島信濃守勝茂、同紀伊守元茂、同和泉守忠茂、眞田伊豆守信之、戸澤右京亮政盛、森美作守忠政、南部信濃守利直、秋田城介實季、成田左馬助氏宗、太田原備前守晴清、大關右衛門高増、溝口伊豆守善勝、淺野采女正長重、寺澤志摩守廣高、松平宮内少輔忠雄、仙石兵部大輔忠政等の邸宅悉く延焼し、一日一夜にして漸く熄む。<sup>續元和年録。</sup>

——台徳院殿御實紀卷五十四

同<sup>○元和七年正月</sup>二十四日、黎明尾張中納言義直卿ノ家ヨリ出火、諸大名ノ宅二十四字類火ニ焼失ス。

——東武實錄

二月二日甲戌<sup>○元和七年辛酉(紀元二二二八年)○甲戌(三正線覽)</sup>所領地經營ノ荒廢ヲ戒メ、明キ知行ノ所置、百姓ノ

山水問答ニ基ク鬭争ノ成敗、井堤築造役夫ノ規定、税額不足地ノ所置ニ付キ令ス。

○元和雜記。台徳院殿御實紀。

所領地經營其他布令

産業篇第三 關都時代

所領地經營其他布令

蹟



二月二日<sup>○元和七年辛酉</sup>仰出さるゝの趣。

覺

- 一、何方も、知行悪敷持成の地頭へハ、一往も二往も理ゆる、其上悪敷持成の可申上ゆ。若明知行之義も、其觸口役請取、其向寄之代官可申付事。
- 一、郷中よて百姓等山問答水問答ニ付る、弓鐵炮よて互に喧嘩致ゆ者をハ、其一郷致成敗事。
- 一、井堤築ゆ人足之義と、其手寄次第、何も郷中不殘やとひいてつかせ可申事。
- 一、御藏入之高不足之所と、先繩打之者ハ大久保石見守者を尋指添て、手帳を以坪入致し、不足の所をは引おとして、以可相定之事。

元和七年酉二月日

——元和雜記

二月二日<sup>○荒</sup>令せられしは、各采邑の所置あらしまなる輩をば、一度も二度も曉諭して、その後改革せざるものあらば聞え上べし。邑主の缺たる地は、其所管これを收めて、近邊の代官に附屬すべし。郷中の百姓山水の訴論により、弓銃を以て喧騒する時は、其郷中悉く誅伐すべし。井堤修築の役夫は父老はからひ、郷中ことごとく情ひ用ゆべし。税額不足の地は、先に査檢せし者并大久保石見守長安が所屬の者をさしそへ、水帳を以坪入をなし、不足の地は引おとして、現額を定むべしとなり。<sup>東武實錄</sup>

——台徳院殿御實紀<sup>卷五十四</sup>

〔附記〕  
暹羅國信使方物奉獻

八月十一日<sup>○元和七年</sup>暹羅國信使等長崎港ニ着船シ、江戸ニ進謁シテ方物ヲ獻ジ、兩國ノ通信ヲ乞ハシ由テ訴

フ。越エテ同月廿六日、信使等江戸參着、誓願寺ヲ客館ニ充テラル。廿八日譯官等本城ニ上リ、書翰并方物ヲ獻ズ。九月初日暹羅國信使引見アリ、尋イデ三日暹羅國使辭見アリ、同國王ヘ答禮ノ品ヲ授ク。

十一日<sup>○元和七年八月</sup>暹羅國の使坤屹實參密未坤備斜緝等長崎の港に着船し、江戸に進謁して方物を獻じ、兩國の通信をこはんよしを、その地譯官長谷川權六によりてうたふ。<sup>異國日記</sup>

——台徳院殿御實紀<sup>卷五十四</sup>

廿六日<sup>○元和七年八月</sup>暹羅國信使江戸參着す。從者廿人譯官長谷川權六はじめ、長崎より護送六七十人に過ず。誓願寺を客館に充られ、牧野豊前守信成饗應のごと奉る。<sup>異國日記</sup>

——台徳院殿御實紀<sup>卷五十四</sup>

廿七日<sup>○元和七年八月</sup>老臣の邸に暹羅の譯官をめして、かの使者の趣旨を尋問す。金地院崇傳もこれにあづかる。<sup>異國日記</sup>

——台徳院殿御實紀<sup>卷五十五</sup>

廿八日<sup>○元和七年八月</sup>譯官等本城にのぼりて、かの國より本多上野介正純、土井大炊頭利勝に贈る書簡并花縵十條づゝなり。かつ國王より獻する方物を進らす。方物は長劍、短劍各二把、鳥銃一双、金盤一具、象牙千觔なり。<sup>異國日記</sup>

——台徳院殿御實紀<sup>卷五十五</sup>

廿九日<sup>○元和七年八月</sup>林永喜信澄、金地院崇傳、牧野豊前守信成にともなひ誓願寺客館に至り、暹羅の使臣に對話し、其國風土俗を尋問す。<sup>異國日記</sup>

——台徳院殿御實紀<sup>卷五十五</sup>

九月初日<sup>○元和七年</sup>暹羅國使引見あり。よて御長袴を召て大廣間に出給ふ。上段に緋緞子の大茵をしきて御座を設く。進獻の方物あらかじめ御前に陳列す。酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、本多上野介正純、皆長袴きて侍座し、金地院崇傳紫衣に緞子の袈裟をかけて侍座す。其外諸大名諸士は半袴にて庇に伺候す。

産業篇第三 關都時代

六六七



雅樂頭忠世暹羅國王の書簡を御覽に備へ、御座の右に置。次に使臣辯譯官三人、下段に出て拜し奉る。忠世并に上野介正純、大炊頭利勝慰勞の御詞をつたふ。譯官互に通譯して後、使臣拜辭して退く。次に御座を立せ給ひて、白木書院に渡らせられ、諸大名諸士各當日の賀聞え上て退出す。次に常の御座にて崇傳○金地をめし、かの國書をよましめ聞召る。その文の赴は、永く隣好を修めて、通信を結び、互に貿易の道を開き、國家の利を修めん事をこふよしなり。よて崇傳に御返簡を製すべしと命ぜらる。日記

——台徳院殿御實紀卷十四

二日○元和七年九月。金地院崇傳御返簡并本多上野介正純、土井大炊頭利勝兩人よりの、報書を製して御覽にそなへ、かの國こふ所のごときは、ことほりと聞召により、隣好を修せられ互市をゆるさるべしとの御事なり。兩老臣の報書にもおなじく、其趣しるしたり。異國日記

——台徳院殿御實紀卷十五

三日○元和七年九月。暹羅國使辭見あり、使臣等午刻まうのぼる。大廣間に出ましてその拜を受給ふ。かの國王へ御答禮には金屏風三双、鎧三領、太刀二振、鞍馬三疋つかはさる。あらかじめ御返簡は文箱におさめ臺にのせ、上段の床上にあり。下段の庇に唐戸を置、その上に鎧をかざり、屏風は其後にあり、太刀は袋を脱して鎧の側にあり、馬は庭上に引立たり。使臣下段へ進み出る時、酒井雅樂頭忠世、本多上野介正純、土井大炊頭利勝、御床の上より御返簡を取て使臣に授け、御答謝の品々をも授終りて、使臣拜辭して退く。次に老臣御次間に使臣をともしひて仰事をつたへ、使臣二人へ銀二百枚、小袖十づゝ給はり、譯官へ銀五十枚、小袖五たまはり、長崎より伴ひ來りたる譯官へ、銀二十枚小袖二づゝ下さる。又故太久保治右衛門忠佐が與夫に山田仁左衛門といへる者あり。かれいつか暹羅國へ渡海し、かの國にて頻に

登庸せられ今は政柄をとるよし聞えしか、彼のもの使臣に附して書簡を大炊頭利勝に呈し、鮫皮二枚、鹽硝二百斤をおくる。よてこなたよりも晒布二十匹を贈りてこれにむくゆ。異國日記

——台徳院殿御實紀卷十五

西國諸大名  
參觀往來之  
海難處分

西國諸大名  
參觀往來之  
海難處分

八月○元和七年辛酉  
(紀元二二八一年)。西國諸大名參觀就封往來ノ船舶風變ニ遭ヒ破損セシ際ノ取扱ヒ方ヲ令ス。○徳川禁令考、教令類纂、台徳院殿御實紀。

西國諸大名參觀往來ノ海難處分

元和七酉年八月

定 按ニ此ノ定書ハ所謂浦高札ナルヘシ今標目ヲ闕ク

- 一、西國諸大名上下之船損風破砌、諸色不及沙汰穀物共不可捕散、若猥ニ少分成共於散ハ雖以來聞出曲事可申付事。
  - 一、賣買之廻船難風砌、助船可令介抱、其上不相叶儀、不及了簡事。
  - 一、廻船破損之節、其場に出奉公人々、不因上下一切不可出會、併浦々立合廻米之作法任可指引事。
- 右條々定置訖、若於違背之輩者、忽可被處嚴科之旨依仰下知如件。

元和七酉年八月

——徳川禁令考卷五十三、政令類纂、同。

是月○元和七年八月。又命せられしは、西國諸大名參觀就封往來の船、風變にあひて破損せし時、諸器械はいふまでもなし、糧米等散亂せしむべからず。もしいさゝかたりとも、猥りに散亂せし事聞えば曲事たるべし。商

産業篇第三 覇都時代



賣の廻船難風にあはば、救の舟を出して助くべし。その上にも力及びかたきは、制の限りにあらず。廻船破損の地へ、武家につかふるもの上下ともに馳集るべからず。浦々の者相會し、廻船の法のごとく沙汰すべし。この條件違犯の徒は、速に嚴科に處せらるべしとなり。

——台徳院殿御實紀卷十五

驛夫馬駄賃規定

元和八年壬戌○紀元二二八二年二月十日丙子○丙子、三正統覽驛夫驛馬ノ駄賃ヲ定メ、江戸ヨリ品川迄

上下荷物壹駄鏝錢三十四文、板橋迄三十九文、人足賃ハ其半分トス。○台徳院殿御實紀、東武實錄、元和雜記。

驛夫馬駄賃規定事蹟

驛夫馬駄賃規定

定

- 一、御傳馬駄賃之荷物一駄ニ付、四十貫目之事。
- 一、江戸ヨリ品川はて上下之荷物壹駄ニ付、ひゞ錢三十四文、板橋へ三十九文、歸馬之駄賃右同斷之事。附、人足賃ハ馬之半分たるべき事。
- 一、御定之外増錢取もの有之は、過錢として家一軒ニ付、ひゞ錢百文宛、並其町之年寄五貫文可出之、但、當人は五十日籠舍たるべき事。
- 一、御傳馬駄賃荷物宿中馬持次第たるべき事。
- 一、駄賃馬多く入い時、其町ヨリ在々之馬をもやとひ、荷物遅々無之様ニ風雨之時も可出之事。右條々於相背々其町之年寄共可爲曲事者也。仍如件。

元和八年戊二月 日

——東武實錄○元和雜記同。

二月十日○元和八年又命せらるゝは驛馬駄賃荷物、一駄の賃鏝錢三十四文、板橋驛へは三十九文、歸馬の賃もこれに同じかるべし。役夫賃は馬の半たるべし。かく定らるゝ後、増錢を貪取ものあらば、その過料として一戸鏝錢百文づゝ出さしめ、その上本人は五十日獄につなぐべし。驛馬駄賃荷物は、驛中馬持の次第たるべし。駄馬若干用ゆる時は、其驛より各所の馬をやとひ。たとひ風雨の時たりとも、遲滞せざらんやう荷物運送せしむべし。此條件違犯する者あらば、その地の父老等曲事たるべしとなり。

——台徳院殿御實紀卷十五、十六

○上略又元和八年ニ仰出サル、制法ニ、江戸ヨリ品川迄、上下荷物一駄ニ付、ビタ錢三十四文、又御定ノ外人足宿賃ニ増錢取シモノハ、家一軒ニ付ビタ錢百文ヅゝ、年寄五貫文、過料タルベキ旨仰出サル。

——三貨圖彙卷三

是日○元和八年壬戌（紀元二二八二年）二月十日丙子復々規定六錢以外ノ錢ヲ撰ム事ヲ禁ジ、金一兩錢一貫文ノ比價

勵行ヲ嚴令ス。○東武實錄、元和雜記、台徳院殿御實紀、大日本貨幣史。

六錢以外撰錢禁止并金錢法定比價嚴令

定

- 一、大あけ
- 一、とれ錢

六錢外撰錢禁止并法嚴令  
比價勵行嚴令



- 一、あゝおし
- 一、あろ錢
- 一、新錢
- 一、おほき錢

右六錢之外えらぶべからず。若えらぶものおしてほかふもの有之者、其町過錢として年寄五貫文その外家一軒より百文つゝ可出之。然きそ金子一兩ニ四貫文之賣買たるべし。自然背御定之旨高下之賣買仕る者有之者、其賣買錢金双方より可出之。其上過料右同斷さるべき事。

元和八年戊二月 日

——東武實錄○元和雜記

二月十日○元和八年又命せらるゝは、大かけ、洪武錢、割錢、新錢、無形錢、鉛錢の外は、えらぶべからず。もしえらぶものあるか、おして通用する者あらば、其市井過料として、父老は五百文、其外は毎戸百文づゝ出すべし。尤賣買は金一兩に錢四貫文たるべし。もし此令にそむき、價を高低してうりかふものあらんときは、双方より其金錢を收公し、その上過料錢は定例の如く出さしむべしとなり。

——台徳院殿御實紀卷五十六

○上然レドモ間々市民制令ヲ用ヒザルニヤ、又元和八年以後、追々嚴敷其趣ヲ相觸ラル。

定

- |        |       |         |
|--------|-------|---------|
| 一、大かけ錢 | 一、われ錢 | 一、かたなし錢 |
| 一、ころ錢  | 一、新惡錢 | 一、なまり錢  |

右六錢之外えらぶべからず。若えらぶものおしてつかふもの有之者、其町過料として、年より五貫文、其外家一軒より百文づゝ可出之。然れども金子一兩四メ文之賣買たるべし。自然御定の旨を背きい高下之賣買仕もの有之者、其賣買殘金、双方より可出之、其上過料右同斷たるべき事。

元和八年戊二月

——三貨圖彙卷三

八年 ○元和復タ六錢ノ外ノ錢ヲ選フヲ禁シ、錢價ハ金壹兩ニ四貫文トスルコトヲ令ス。

是歲三月令シテ曰ク六錢ノ外ハ錢ヲ選ヒ棄ツヘカラス錢ノ賣買ハ金壹兩ニ四貫文トスヘシ。○德川實記

謹按六錢ハ大カケカタナシ等ニテ既ニ前キニ記シタリ、就テ見ルヘシ。

——大日本貨幣史

八年 ○元和錢價ノコトヲ令ス。

是歲錢ノ賣買ハ金一兩ニ四貫文トスベキコトヲ令ス。○德川實記

——大日本貨幣史參考金銀價部

元和八年江  
戸城修築

元和八年壬戌 ○紀元二二八二年 二月幕府江戸城修築ノ役ヲ起シ、大工棟梁ニ中井大和、鈴木近江ノ二者ヲ任用シ、老臣及將軍近侍ノ中大名等ヲシテエヲ助ケシメ、西國大名ヲシテ石材ヲ獻ゼシム。皇城篇第一參照。

元和八年江  
戸城修築事蹟

元和八年江戸城修築始末 八年壬戌 ○元和○紀元二二八二年 二月十八日甲申幕府江戸城修築ノ役ヲ起ス。本丸ノ殿閣ヲ改造シ、及天守臺ノ石垣ヲ築修セムガ爲也。殿閣ハ、老中佐倉 ○下總 城主土井利勝 ○大炊 表方ヲ奉行ス。中井大和工棟梁タリ。老中厩橋 ○上野 城主酒井忠世 ○難波 奥方ヲ奉行ス。鈴木近江大工頭梁タリ。老臣及將軍近侍ノ中大名等エヲ助ク。天守臺ハ、阿倍正之之ヲ奉行シ、九月九日壬寅 ○元和八年 廣島 ○安藝 城主淺野長晟 ○肥後 熊本 ○肥後 城主

産業篇第三 關都時代



加藤忠廣○肥後ニ命ジテ役ヲ助ケシム。高田○越後城主松平忠昌○伊豫高崎○上野城主安藤重長○石家等亦與ル。西國大名ハ石材ヲ獻ズ。三月十八日甲寅○元和八年。徳川忠長○世子家光弟假ニ榊原忠次○式部大輔ノ邸ニ移ル。城内梅林坂ノ居館ヲ撤廢スルガ爲メ也。四月廿一日丁亥○元和八年。將軍秀忠○徳川日光○下野ヨリ歸テ、西丸ニ入ル。世子家光○徳川避ケテ、本多忠政○美濃ノ邸ニ徙リ。尋デ河越城○武藏國入間郡ニ徙ル。留ル月許。八月廿八日壬辰○元和八年ニ至リ、江戸ニ還ル。而シテ本丸ノ營作ハ、十一月○元和八年ヲ以テ成リ、十月壬寅○元和八年。秀忠○徳川徙テ新殿ニ居リ、家光○世子西丸ニ復ス。十一月癸卯○元和八年。十二月甲辰○元和八年祝宴有リ。十二月○元和八年。勅使中院通村○中納言來テ新營移徙ヲ賀ス。天守臺ハ、九月癸亥○元和八年三月ニ及ビテ成リ、淺野長晟○但馬加藤忠廣○肥後十八日戊申○元和八年ヲ以テ賞授セラル。天守臺下ノ東照社成ル、亦同ク是日ニ在ルガ如シ。皇城篇第一參照。

是役諸侯マタ工ヲ助ケシガ、中井大和・鈴木近江ノ二名ヲ、大工棟梁トシテ擧用セシコト左ノ如シ。

是月○元和八年ヨリ江戸御本城經營、御表方奉行、土井大炊頭利勝、大工棟梁中井大和、奥方ハ酒井雅樂頭忠世是ヲ奉行ス。大工棟梁鈴木近江。御作事ノ中、公○秀忠西ノ丸ニ移リ給フ。

東武實錄○元和日記、君臣言行錄、同

其他皇城篇ニ詳載ス。

四月七日癸酉○元和八年壬戌(紀元二二八) 人馬宿賃ヲ定ム。

徳川禁令考、東武實錄、元和雜記、教令類纂、諸法度、台徳院殿御實紀。

人馬宿賃規定  
人馬宿賃規定  
人事蹟

元和八年四月

宿賃定之事

一、人に四文

一、馬に八文

但自分之薪たきい者、人に貳文、馬に四文、馬屋もかく外につかき自分之薪たきいハ、馬ニ貳文可出之也。亭主之薪たきい者、馬を外ニつなきハ共四文可出之事。

元和八年戊四月

徳川禁令考卷五十二

同○元和八年四月七日、大神君○徳川家康七回忌ニ依テ、公○徳川秀忠日光御登山有ルベキ故仰出サル、趣○中略宿賃定之事

一、人に四文

一、馬に八文

但自分之薪焼ゆえ、人に貳文、馬に四文、馬屋もかく外につかき自分の薪たきいハ、馬に二文可出之也。亭主の薪焼む、馬外外につかき共、四文可出之事。

元和八年戊四月日

東武實錄○元和雜記、教令類纂、諸法度、同

四月七日○元和八年。また命せられしは、宿賃の制一人に錢四文、馬一疋八文の定めたるべし。もし薪木をもちたせ用る者は、一人に二文、馬一疋四文と定むべし。その旅宿に厩なくして馬を宿外につなぎ置、薪もみづ

産業篇第三 朝都時代



からもたらしめて用ゆる時は、馬も一疋二文たるべし。たゞし馬は外につなぎ置とも、その宿の薪用ひんには、馬一疋四文に定むべしとなり。

——台徳院殿御實紀卷五十六

〔附記一〕 京中町觸

〔附記一〕  
京中町觸

廿日<sup>元和八年八月</sup>京中市街へ命せられしは、奉行の廳にて衆民訴訟裁斷の時、双方訴訟人の外一切出べからず。たゞし親子兄弟は此限りにあらず。もし双方證人たるものは、證人と同じく出べし。尤元和五年以前のことは、訴訟に及ぶべからず。諸商人交易賣買の事は、諸人の要用なるを以て、商人等心まかせに賣買すべし。私に法を設て黨を結び、盟誓をなすべからず。もし違犯の徒は速に搦取べし。何事によらず黨を結び、盟誓をなす事、先令既に嚴禁する所明かなり。今より後新法をくはだて、違犯するものあらんには、速に廳に訴べし。査檢して嚴科に處せらるべし。朱銀の兩種はこのかぎりにあらず。質屋の牌に、双方郷里姓名諸人よみやすからんやうにするさしむべし。もしよみ得かたく書て牌付る事停禁せしむ。質物の價今より後三分に分ち、その二は本主へわたし、その一は質屋の利潤とし、利息はたかひにはかりあふまゝたるべし。かく定むる後みだりに下直の質物を取置べからず。もし盜物を質に取時は質屋嚴科に處せしむべし。諸券押印の制は、證狀をもて對決せんに、其印を持來るといへども、他人その印をみしらざるに於ては、不審なきにあらず。證とすべからず。今より後在京の市人はいふまでもなし。借屋の者たりとも、市人等平生その印を見しり置べし。賣買の時たしかなる一札をとりかはすべし。近頃端書とてみだりにしるせしものを證として、廳にうたへいづるといへども、そはたしかなる證となして、裁斷なしかたし。今より後即時に價をつくのはず、證狀をとりかはさんにおいては、たしか

に一札を取置べし。先に火災の地へ行むかふ者、みな水を持來るべしと令す。今よりいよ／＼その令を守るべし。武家につかふるものか、又は市人刀脇指を帶したるもの、火災の地に出むかふべからず。もし違犯の徒は速に搦取べし。處士をかくし置事は、先より既に禁ぜらるゝ所なり。しかるをもし違犯して、かくし置者あらんには、其宿主はいふまでもなし。鬪街こと／＼く曲事に處せらるべきにより、嚴密に査檢すべし。天主教もとより嚴禁なり。その宗徒たる事露顯せば、死罪に處せらるべし。その宗徒市街にかくれすまば、速に訴へ出べし。褒賞せらるべし。もしかくし置て他よりあらはるゝに於ては、鬪街の者同罪に處せらるべし。新に寺院建立の事停禁せらる。近年ひそかに寺號院號を稱す。尤縱恣といふべし。今より後彌嚴に禁制せらる。この令下りて後、私に新寺建立するものあらんには、速に廳にうたへ出べしとなり。(令條記)

——台徳院殿御實紀卷五十二

元和八年正月八日

京都町中可令觸知條々

一、諸人訴訟之事

右裁許之時論訴雙方之外奉行所不可來、但親子兄弟ハ非制之限、此外一切令停止之、若雙方可爲證據人者同前可罷出、兼又去ル元和五年以前之訴訟不可申來事。

一、諸商賣之事

右諸國商人交易自由之儀諸人之要用也。然々私之法を立多勢をくみし、起證文を書不可諸商賣、其身之意次第たるへし。惣々就諸事結徒黨起證文を書事先規堅被停止之訖。今以新規之法違犯之族有之々、



早く奉行所<sup>に</sup>可<sup>レ</sup>告來、以<sup>レ</sup>糺明之上可<sup>レ</sup>處重科、但朱銀之兩座可<sup>レ</sup>爲各別事。

一、質物取置事。

右質屋之札雙方之交名有所付、諸人よみい様ニ可<sup>レ</sup>書付、よめさる様ニ札書付候事堅令<sup>レ</sup>停止畢。盜物取置事從<sup>レ</sup>先規之制法也。所詮質物之あたひ不定高下故也。自今以後質物之價以<sup>レ</sup>三分二質主<sup>に</sup>可<sup>レ</sup>相渡、三分一ハ質屋之利潤、又利足之事ハ相對たるへし。如斯極上ハ妄に下直之質物不可<sup>レ</sup>取置也。若盜物質物に於<sup>レ</sup>取置ハ質屋可<sup>レ</sup>處重科事。

一、諸證文判形之事

右證文及對決或印判自判持出といふ共、他人慥ニ不見知其判ハ尤非無不審難立證據、自今以後京都居住之町人ハいふに及<sup>レ</sup>ず借屋之者たりといふ共、町人手判形可<sup>レ</sup>見知置事。

一、就賣買書キ物取替事

右當時いたし置はかきといふ事、及相論時爲證文奉行所に持來といふ共不明難議定、於<sup>レ</sup>向後即時代銀を不渡證文取かわす事有<sup>レ</sup>之、慥ニ一札可<sup>レ</sup>取置事。

一、火事出來之事

右火事出來之時、出<sup>レ</sup>向火事場輩、水を可<sup>レ</sup>持來旨每度雖觸遣彌可<sup>レ</sup>存其趣、次武士之奉公人并町人刀脇指を帶し不可<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>向火事之場、若此掟不承引輩有<sup>レ</sup>之、見合次第可<sup>レ</sup>搦捕之間堅可<sup>レ</sup>存知事。

一、武士之浪人不可<sup>レ</sup>隱置事

右件之輩以前重々堅御法度い。猶以<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>存其趣、若背此旨於隱置之、宿主之儀ハいふに不及町中可<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>曲

事、嚴密可<sup>レ</sup>致沙汰事。

一、伴天連門徒停止之事

右此黨露顯次第被處<sup>レ</sup>死罪者也。至<sup>レ</sup>嚴重之制法先畢自然彼門徒町中に有<sup>レ</sup>之ハ早速可<sup>レ</sup>申出、褒美可<sup>レ</sup>遣<sup>レ</sup>之。若隱置他所より於<sup>レ</sup>申出<sup>レ</sup>之其町中可<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>同罪事。

一、新寺建立制止之事

右近年爲<sup>レ</sup>私稱寺號院號事自由之至也。向後々嚴制之。先規御定如斯。依之度々此旨相觸畢。若相違背新寺建立之儀有<sup>レ</sup>之、早く奉行所<sup>に</sup>可<sup>レ</sup>申來事。

以前條々所<sup>レ</sup>相定也。町中不殘可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>觸知者也。

元和八年八月廿日

——德川禁令考第六條

右ハ京都市中ニ對スル觸書ナレドモ、幕府が商人交易之自由ノ爲メニ、私ノ法ヲ立テ、多勢ヲ組ミ、起請文ヲ書キ、結束シテ他人ノ營業ヲ妨碍スル獨占排他的結合ヲ禁止シタルモノニシテ、幕府ノ營業自由ノ政策ト、商家ガ結合シテ他ノ營業ヲ阻ミタル事實トヲ顯示スルモノニシテ、此ノ種法令ノ初見トシテ大ニ參考スベク、又諸證文判形ノ事ヲ定メ、又はかき<sup>○端</sup>ナル商慣習ノ存在、訴訟ニ右はかきノ立證上ノ效力無キ事ヲ定メタル點注目ニ値シ、又質屋營業ニ關シテ、質屋札ニ質屋及ビ入質者ノ姓名住所ノ明記ヲ命ジ、(由來質屋札ハ、其ノ書體不明瞭ナルヲ以テ聞ユ、ソノ習風已ニ此頃ヨリアリタルヲ察スベシ)。質物ノ値三分ニヲ入質者ニ渡シ、利息ハ相對ニテ定ムベキ事、不當ノ安値ニテ質ヲ取ルベカラザル事等ヲ定メタルナド參考スベシ。



〔附記二〕  
京中町觸

〔附記二〕 京中町觸

十三日○元和八年十一月、京中市街に命せられしは、京中にて賣買の糸少しづゝうりひさぐによて、争論を引出す事あれば、其價を定め直に糸をうり渡すべし。糸をば受とらずして、券并價銀授受して後に訴出ば曲事たるべし。火災の地へ刀脇差佩し者まかる事、先に嚴禁せらるれば、借家に住者等によく曉諭すべし。一年期のもの其主に無禮ふるまふものありと聞ゆ。さるものあらば、其街中より廳に具して來るべし。曲事に處せらるべし。一年期の間にゆへあらんには、前約の如くはからふべし。もし年終りていとまとらしむる時、兼約の給分を其主違亂せんとするものあらばうたふべし。其主に嚴に命ぜらるべし。市人召つかふものも是に同じ。一夜の宿をかすにも、よく／＼査檢してかすべし。屋舎かす事は一月かぎりにかしあたふべし。月の半俄にそのかりし屋舎をかふるに於ては、うたへ出べし。もし兼約の一月終りて他へ宿をかへん時に、さきにかしあたへたる宿主より、こたびうつりすむ地へ、その事告やるべし。家業もなく郷里もつまびらかならぬもの郡集せば、市中よりよく査檢すべし。査檢怠慢して盜賊に家をかしたる事あらはるゝ時は、後日たりとも曲事たるべし。もし其子ひが事せんとき、其親廳へうたへ出んに其情實を鞫問し、親が訟ふる處まぎれなからんには、親が請ふ所のまゝに其子繫獄せしむべし。京中の市街末末までも銃放つ事停禁せらる。もし盜賊おし入たりとも銃は用ゆべからずとなり。令條記

同年○元和八年十一月

京中町觸狀

台徳院殿御實紀卷五

覺

一、京中糸之賣買ニ付、糸少取出シ商賣任申分出來い之間、直段於相究ハ、即時に糸を渡すべし。糸を請取ずして手形買代銀取引仕いハ、申來次第可爲曲事。

一、火事之時、火元ハ刀脇差をさし參る事、此以前のこことく御法度い間、宿主より借屋之者ニ無失念可申聞事。

一、ろくまやく對一季之主人慮外を仕い由、左様之儀有之ハ、ろくまやく町中として召連來べし。曲事ニ可申付。并奉公人一季之約束之内申分於有之ハ、置候時約束のこことく可仕い。一季之内奉公相勤罷出い時分約束給分違亂申主人有之ハ、ろくまやく可申來主人ハ急度可申付い。其外町人之奉公人同前之事。

一ヶ月限

一、一夜の宿たりといふ共、能吟味仕借べし。并借屋かしいハ、一ヶ月切にかすべし。月半俄に宿かへるこおてハ此方に可申來、究之一ヶ月過自然他所の宿替いは、最前之宿より先々之町ハ斷可申置事。

一、職をも不仕町所をも不存不審成者寄合出入仕者於有之ハ、町中として可致穿鑿、油斷仕盜人に借いを他所より申出におてハ、後日たりといふ共、宿主之儀ハ不及申其町中曲事ニ可申付事。

一、子不届ニ付不及是非其親奉行所の申來ハ、様子其子ニ相尋不届於無紛者親次第ニ籠舎可申付事。

一、京中末々之町いづれ之所こても鐵炮放事堅令停止畢。自然盜賊入い共不可放鐵炮事。

元和八年十一月十三日

徳川禁令考第六卷

産業篇第三 覇都時代

六八一



大奥出入町人及職人

元和九年癸亥○紀元二二八三年正月二十五日丙辰○丙辰、三正綜覽大奥方ノ法度ヲ定ム。内ニ大奥出入ノ町人及ビ職人ニツキ規定ス。○東武實錄

大奥出入町人及職人事蹟

大奥出入町人及職人

定

○中略一、町人之儀後藤源左衛門、幸阿彌二人之者御用次第おくの御臺所迄來るし、其外之職人も御用之事あるにおゐてハ三人より可召寄事。○中略右條ニ依仰執達如件。

元和九年正月 日

東武實錄

二月十五日乙亥○元和九年癸亥（紀元二二八三年）○乙亥、三正綜覽武家屋鋪内ニ町人并浪人ヲ居住セシムル事ヲ再禁止ス。○東武實錄。台德院殿御實紀

武家屋鋪内町人浪人居住再禁止

武家屋鋪内町人并浪人居住再禁止

同○元和九年二月十五日

覺

屋敷之内ニ町人并主並しもの置く事堅御停止ニ依。來ル廿二日よ○東武實錄ニハ廿二日より御檢使廻りハ間ニ作る御檢使廻りハ間ニ作る。右之者共差置ハ敷可被召上者也

元和九年亥二月十五日

東武實錄

元和九年二月十五日

屋鋪之内ニ町人并主なし置候儀停止之事

侍屋敷之内ニ町人并主なし置候儀、堅停止ニ依。來ル廿二日御檢使之間東武實錄ニハ廿二日より御檢使廻りハ間ニ作る右之者共差置ハ屋敷ハ可被召上之旨被仰出者也。

元和九年二月廿五日○元、十三本御制法ニハ五月十日ニ作ル

右ハ從御目付中相觸之十三本御制法ニ據

德川禁令考第四

けふ○元和九年二月十五日命せられしは、宅地に市人并處士を住居せしむることは嚴に禁ぜらる。この廿二日より吏をめぐらして檢點せしめ、この令に違ふものあらば、其宅地收公せらるべしとなり。寛永系圖。東武實錄

台德院殿御實紀卷五十九

三月十六日丙午○元和九年癸亥（紀元二二八三年）○丙午、三正綜覽西城出仕ノ從者ノ喫煙并ニ奴僕履持ノ絹布着用ヲ禁ズ。○台德院殿御實紀

西城出仕從者喫煙并奴僕絹布着用禁止

西城出仕從者喫煙并奴僕等絹布着用禁止

十六日○元和九年三月西城にて令せられしは、腰懸所に於て高聲に雜談す可らず。同所にて頭を包む事停禁たるべし。その他平臥するか、鏡を見るか、足を投出してゐるか、謠舞小哥などうたふ類みな停禁す。道路にて往還のさまたげをなし。又は大手の橋欄に憑て佇立すべからず。高股立とるべからず。かゝる類の從者あらば、その主より過料銀五枚出さしむべし。烟草くゆらすものあらば、見及ぶまゝ斬に處すべし。奴僕履

産業篇第三 覇都時代

六八三

西城出仕從者喫煙并奴僕絹布着用禁止事蹟



持のもの絹布を着せば、その衣は剥取て後、その主過料銀二枚出さしむべし。目付よりつたふる所の令條にたがひ、雑言を咄出するか、又は佩刀に手をかくるものあらば、其身斬に處せしめ、その主より銀五枚出さしむべし。すべて違犯せし事の輕重にまたがひて、其罪科命ぜらるべしといへども、違犯數度に及ばば、その主も曲事たるべし。たゞし本城につかふまつるものゝ類は、此かぎりにあらずとなり。又命ぜらるゝは、大額大なで付大剃さげ、又は下鬚并太刀、大脇差、朱鞘、大鐔、大角鐔停禁せらる。もし違犯のものは繫獄せしめ、その主よりは過料銀二枚出さしむべしとなり。

〔附記一〕

七月廿七日元和九年。德川秀忠台德將軍職ヲ辭シ、其子家光大猷襲職シテ征夷大將軍ニ任ズ。

廿七日元和九年七月。今度御上洛は京都にして、征夷大將軍の重職を大納言殿家光へ御與奪あるべきとの御本意なり。よて御上表去ばくに及び、内にもことほりと聞召入れ、午刻陣の議行はる。上卿は三條大納言實條卿、奉行は正親町宰相季俊卿、辨は勸修寺右少辨經廣、陣議終り直に實條卿勅使として、御位記宣命の諸役伏見城へ參向あり。大納言殿家光征夷大將軍に補せられ、直に正二位内大臣に昇進し給ひ、淳和英學兩院別當源氏長者等とゞこふりなく、牛車隨身兵仗等先規のごと宣下おはしければ、公家光は此日より天下を御讓與ましく。御みづから家光は大御所を稱し奉る。閏八月十四日には御參内ありて、廿一日を都を出まし、九月七日江戸城へ還御なり、翌寛永元年西城を修理なりて、その九月廿二日より引うつらせ給ふ。三年寛永五月廿八日また御上洛ありて、六月廿二日二條城に入らせ給ひ、九月六日二條の城へ行幸を奏し行はせ給ひ、九月十三日太政大臣に昇らせ給ひぬ。かくて江戸にかへらせ給ひし後は、西城にうつりすませ給ひても、猶天下の萬機をうしろみ聞召て、巨細となく盛慮を加へ給ひ、

〔附記一〕  
家光將軍  
襲職

其御いとまには御子だち宗室の方々をまどひし、御宴遊のついでに常に烈祖艱難の事ども、ねごもろに御物かたりまし、又は故老の名臣をあつめて舊事を談じ、遠國夷狄の事までとはせ給ひ、郡國の利害衆民の疾苦を尋給ひ、又は國初の功臣、歸順の宿將等、加賀、薩摩、仙臺、上杉、藤堂等をはじめ、井伊、本多、酒井等關閥の重臣までも、連日これを召て、花を賞し宴を設け月を翫て茶を賜ひ、灑々然として天下の樂をもて樂とし給ひ、御隱退後十年にして、寛永九年正月廿四日亥刻西城の正寢にして薨じ給ふ。御壽五十四なり。御大漸にのぞませ給ひても、嗣君を近くめして、我命且夕にあり、簀を易ふるに及んでも、深くなげき給ふべからず。たゞ烈祖の功德を思ひ、天下の事に心を用ひ、万民を憂ひとし給ふべき御旨を、諄々と御遺教ましくて、ほどなく屬續に及ばせ給ひけるとぞ。猶くはしき事は御附録にのせぬ。かくして同じ廿七日亥刻靈柩を三條山にうつし奉り、御葬有て靈廟をいとなまれ、良阿道山の二僧をもて奉祀せしめられしが、後に良阿かために寶松院をいとなみ、道山かために惠眼院をたて、此兩院をもて別當職にあてらる。二月廿九日 勅使參向ありて、台徳院と勅諡せられ正一位を贈らせらる。主上は太上天皇の尊號を、御追贈あらまほしき勸慮おはしけれど、御平常御謙遜の御志ふかくましくけるゆへ、こなたよりはかたく御辭退ありければ、先正一位にのぼせ給ひけるとぞ聞えし。(續元和年錄。吉良日記。日野記。國師日記。大内日記。東武實錄)。抑烈祖麟趾の化さかんにおはし、聖子神祖數多ましくける中に、はやくよりこの御所をもて、嫡嗣に定め給ふ事は、始め豊臣家と御縁をむすばれける時、互にとりかはさせ給ひし御盟書に、たとひ此後男御子生れたまふとも、長丸どのの嫡位は替給ふべからざる旨をのせられ、其後御官途も御兄弟の中に、殊にすませ給ふをもて、始よ



り深き神慮まし／＼て、定給ふ事とはしられしなり。しかるに關原凱旋の日、諸老臣を會し御子達の嫡庶を議せしめ給ひしは、またく人望の去就をこゝろみ給ひしなるべし。天意人望の歸する所、はたしてこの公御儲闈にそなはらせ給ひける。いかにも天資孝順溫和にましまし、何事も烈祖の御庭訓にもれ給はず、いさゝかも御心のまゝに、専らふるまはせ給ひし事はおはしませず、烈祖神さりませし後は、いよ／＼舊規を改め給はず、霄衣食肝し給ひ、已を虚にし諫をいれ、儉を崇み禁じ、百姓を撫育し賦税を減省し給ひける。すべて文武の道はいふまでもなく、茶事猿樂等の末技も兼通じ給ひし中にも、ことに鼓うつことを好ませ給ひけるか、天下の御ゆづりをうけつかせたまひて後は、更に鼓を御手にふれたまはず、侍臣等其ゆへをうかゞひしに、上の好む所は下必ならふものなり、今我鼓をこのむことあらば、天下貴賤とも鼓を翫て、武備を廢せんかと恐るゝぞと仰ければ、聞もの落涙して退きたり。また花を好ませ給ひしかば、ある大名より廣島紋と名付し珍らしき山茶を、ねこじ奉りしに、これを花圃に植しめ、明暮その花咲を待わび給ひしか、やう／＼咲出ければそのよし聞え上しに、折ふし御輕服にこもりおはしたるをもて、終に花圃へわたらせ給はざりしといへり。これ等小事といへども、御平常嚴格の一端をうかゞひしるべきなり。されば先輩みな、公御篤恭の徳そなはらせ給ひ、周成漢文にひとしき良主なりと稱讚し奉る所なり。しかりといへども今その御一代の御政蹟を遍くうかゞふに、當時強暴の剛將とよばれし福島正則を罰して、忽に藝備兩國四十九万八千石を收公せられ、永く藩驕鎮傲の釁をとぢられ、定策の功臣と呼ばれし本多正純を貶して、速に宇都宮十五万石を没入せられ、早く宰臣專權の弊をのぞきたまふ。駿河の驕逸なる、越後の貪縦なる、越前の矜慢なる、悉く放逐して、骨肉至親といへども、綱紀

をゆるべ給ふ事なし。それはた一時の暴怒私智をもて、はからはせ給ふにはあらず。これらの事連日宿老臣を會議せられし上、御みづからの英斷をもて、上裁せられし如きに至りては、ひとり篤恭の良主といふのみにもあらず、剛明英果の御徳兼そなはらせたまふものといふべし。かくてぞ守文の政穆々昭々として、國家殷富天下太平の效を、千載に傳へ給ふ。いにしへ有功を祖とし、有徳を宗とすとか聞えしもさる事にて、その懿範宏規、天下後世よく／＼欽遵し奉るべき事ならずや。——台徳院殿御實紀卷六

略。やがてこの五月九年。台徳院殿御上洛ありしかば、公家光にも御跡より六月廿八日御上洛の首途したまひ、七月十三日御上洛有て、伏見の城に着せらる。廿七日父御所の御ゆづりを受給ひ、公その日征夷大將軍に補せられ給ふ。

〔参考〕 上洛扈從者ノ扶持方

元和九年癸亥五月十一日

御上洛家光御供之衆、御扶持方被下覺

一、百 石	七人	一、四百 石	拾四人
一、百五拾石	拾人	一、四百五拾石	拾五人
一、貳百 石	拾人	一、五百 石	拾六人
一、貳百五拾石	拾壹人	一、五百五拾石	拾七人
一、三百 石	拾貳人	一、六百 石	拾八人
一、三百五拾石	拾三人	一、六百五拾石	拾九人

産業篇第三 關都時代

〔参考〕  
上洛扈從  
ノ扶持方

——大猷院殿御實紀卷一



一、七百石	貳拾人	一、貳千五百石	三拾七人
一、七百五拾石	貳拾壹人	一、三千石	四拾五人
一、八百石	貳拾貳人	一、三千五百石	五拾貳人
一、八百五拾石	貳拾貳人	一、四千石	六拾人
一、九百石	貳拾三人	一、四千五百石	六拾七人
一、九百五拾石	貳拾三人	一、五千石	七拾五人
一、千石	貳拾四人	一、壹萬石	百五拾人
但千石より千四百石迄々、可爲同人數		一、貳萬石	三百人
一、千五百石	貳拾五人	一、三萬石	四百五拾人
一、貳千石	三拾人		

〔東武實錄〕

——日本財政經濟史料第二卷

〔附記二〕  
近江鮒、山城鯉、溜池へ移殖

鯉、鮒

台徳公○徳川秀忠近江湖の鮒、山城比鯉を生なから溜池に放させたまふ。今もなほ存生と云ふ。

湖まで鯉を獲りゆを其まゝふるき茅屋のほぐしたる古茅よそつとまきあけて籠り入きて寒冷道中六日づゝまで江戸よ来るやうなふさとなり。到着すると其まゝからけをときて、水よまなし、碾茶を吞せ

れハたちまち活○イッパクく。おとくなり。鮒も同前なり。尤寒の日ならでハ江戸まで取よせがふさとなり。事蹟合考。

土井大炊頭利勝ハ、領分は鯉澤山あるよし上聞は達し、生鯉よて献せべき旨台徳院○徳川秀忠様御直ニ仰せ付らる。これハ二尺丸の御泉水へ放したまふとの御事なり。利勝畏て城代土井内藏○徳川秀忠方へ飛脚よて申遣ハせ。内藏吟味をとげ、生鯉十本水船よ入きて早々差下せ。利勝これを見てさてくく澤山成遣ハし様なりとて、六本献上○イッパクし、四本ハ在所へ返せ。上覽○イッパク入られバさてくく多き献じやうなり。是をほどハ御用了無之とて、二本上へ、ほまり四本ハ、利勝よかへさあめたまふ。古老傳。——國家分類雜記

〔附記三〕 諸侯留守居役ノ濫觴

從來諸侯ノ江戸藩邸ニ於ケル經濟方面ニ重要關係アル諸大名ノ留守居役ナルモノノ濫觴、此頃ニアリタルモノノ如シ。

留守居役

留守居の始めハ、台徳院様○徳川秀忠御代、薩摩中納言被申上、領分遠國之事故、御當地之義國許ニ達はるニ日數多くあり、在國之砌万々一急御用等有之節、間ニ合ひびたれニ付、家老共之内江戸ニ留守居一人ツ、差置、名代として御用も被仰付次第相勤○イッパク様ニ仕度と有之段、上聞ニ達し、御満悦ニ思召之旨ニ願之通留守居之者被仰付、然るこより御城内をも見れよび様ニ仕度とありて、則御目見被仰付○イッパクより諸家こても留守居役一人宛申付る事○イッパクハ○イッパクり○イッパク落集○イッパク追加

寛文三癸卯年十二月廿八日

出仕日ニ留守居御支關へ差出○イッパク義、國持其外四品ま○イッパクハ幼少之家來計り可出之、用所有之哉病氣斷之

〔附記三〕  
諸侯留守居役濫觴



使者そつの間の間に参り義ハ玄關ニ於テ御徒目付へ斷ことテ罷出し事。

一、主人御目見之外一家之内登城之節、留守居出し義可レ爲レ無用二事。

一、坊主部屋へ出仕之面ト并家來御目付衆へ斷ことテ参り義可レ爲レ無用二事。

一、留守居そつの間に罷在し義用所濟しハ、早々可レ退出し之事。諸法度

寶永二乙酉年八月

御城へ留守居之者被連し義無用之旨最前相達し得とも、差支し事有し之間前こ之通可レ被レ召連し。

令條

同寶永四丁亥年二月

諸大名之留守居共不愼成義書付相廻し。向後書付之品こより御詮義及ひハ、越度こ可レ相成し。且

又仲ケ間寄合仕し様子、其上場所不宜も有し之様ニ風聞し。向後左様成義仕間敷旨被レ申付し尤い。大成令

寶永七庚寅年六月

諸大名留守居之者共、公儀向之勤ニ付テハ間違無し之様こ可レ甲合義しハ共、無益之雜説を廻狀ニ認

小レ申觸し様ニ相聞し。向後左様之義不仕様ニ入レ念堅可レ申付し。寶正

享保三戊戌年六月

近來諸大名留守居共、所々茶屋等まで出合、猥成遊興仕由風聞し。向後茶屋等まで出合ハ爲相止、主

人座敷長屋等まで出合し様ニ有し之可レ然し。且虚説ケ間敷義を申觸し沙汰有し。此段別て如何成義

ニハ條、左様無し之様堅可レ被レ申付し。將又組合仲ケ間一統之様ニ相成、主人も取扱こくきやうにも有

之由、ケ様之義ハ猶更爲致被申間敷事ニハ間、前條之趣とも向後無し之様入念急度可レ被レ申付し。以

來如何之義有しハ、主人可レ爲レ無念し。大成令

寛政元己酉年六月松平越中守殿御渡

諸大名留守居不愼成義ニ付、安永三年相達し趣も有し之ハ處、其後又ハ相弛ミ茶屋等まで寄合遊興の

ましき事など致し、ままハ虚説風説等申觸し類、或ハ組合仲ケ間一統之様ニ仕成し、新役等之申合六

ケ敷いハし、彼是費用相懸り義など企て、其上留守居役ハ制外之様ニ心得、家法不レ相用輩有し之哉

も相聞し。如何成事ニハ、向後急度可レ被レ申付し。

同年九月九日牧野備前守殿御渡

諸國留守組合寄合等有し、彼是物入多き趣相聞え。右ハ畢竟主人勤め向之趣申合し事有し之ハ處、

振廻し同様之姿ニ相聞不束之次第ニハ、略

寛政二壬戌年九月十五日

御禮日諸大名留守居是れまで送り迎ひいたし向きも有し之様ニハ、左様ニハこれある間敷事ニハ、一

體御座敷向以來送り迎ひ等致させ間敷し。尤外用事使者案内幼少之介添等ハ格別之事ニハ、

——國字分類雜記卷之十一

是頃元和中。柏木成子町ヨリ土産鳴子瓜ヲ獻上ス。○文政町  
成子町鳴子瓜獻上事蹟



柏木成子町

一、往古武州豊島郡野方領柏木村之内に御座い。町名起り之儀を、天正年中當町日蓮宗常圓寺より寺起立之本人源左衛門より申者先祖、年曆不知、往古當町之末南側往還より少く引込民家補理、往還際に萱庭を張、にあり酒其外を出し置、其側の鳴子に繩を附置、酒其外調度をも、右繩を曳い得て住家より人出來り商内致い事年久鋪故、自然と往來人鳴子と申いより、所之名之様を申觸し、夫を惣名に相成申い由申傳に御座い。尤右故歟、以前文字を鳴子と相認めい得共、何之頃を改めい哉、當時成子と相認め申い。尤小田原北條時代迄も本住坊より申寺領なる、天正十五丁亥年七月申北條家より之觸書等も有之、今右文書名主紋右衛門方より持傳罷在い。尤文面寫之儀も末に申上い。

御入國以來、伊丹順齊様○勝御知行に相成、其後何年之頃上りい哉、年月相分り不申、寛永十一戌年月不相知、柏木村御朱印高百石、湯島麟祥院領に被下置い處、往還附左右道より町家より起立任、寺社御奉行御支配にい處、延享二丑年閏十二月十八日寺社領町家之分町御奉行御支配に相成申い。

一、町内里俗之唱

當町末松平中務大輔様御下屋敷之方より寄い處を、雷久保と唱申い。是を年曆不知、往古此所に雷嚴敷鳴落懸り、往來難澁致し由申傳に御座い。

且又當町淀橋町の附い方を里俗之上町并坂下坂上と唱、夫の中町下モ町と申い。南側淀橋町境横町を角筈横町と唱、同坂下横町も同様横町と唱申い。南側中程横町も唱無之い。北側末横町を清水横町と唱、同淀橋町境横町も大久保横町と唱申い。

鳴子瓜  
瓜畑調  
役人

一、當所名産鳴子瓜之儀を、元和年中頃專作り上納致い由、年々瓜畑を撰、反別持主名前等書上ケ作り申い由。元和六年申八月右瓜畑調役人坂本次郎右衛門・根本與左衛門・落合九左衛門より申名前有之い得共、右も御公儀様御役人衆に御座い哉、又も地頭所役人より之譯ケ、曉と相分り不申い。

一、名主 紋 右 衛 門

名主役之儀を、先祖川本左右衛門より申もの數代相續仕、既天正十五丁亥年小田原北條家より觸書等持罷在い得也、其以前より相勤居い儀も可有御座い。尤往古より持傳い武器、左之通に御座い。

一、鎧 壹領。

但、胴黒塗、臙毛色不分、草摺金小札黒糸臙ちきれ御座い。兩袖無之、小手を絲當佩立附。

一、甲 一。八幡座前立物無之。

地鐵黒塗り。

一、黒塗り面ほう

壹ツ。

一、頭形甲

壹ツ。

上之毛覆有之、立物無之。

一、くさり帷子

壹ツ。

下地麻白地藍格子嶋。

一、萌黄地錦着物

壹ツ。

裏花色熨斗目之様成切中之所に鐵物入形肩より脊脇腹之邊に掛り可申、少キ物に御座い。



定

- 一、於當郷、不撰侍凡下、自然御國御用之砌、可被召仕者撰出、其名を可記事。但壹人。
  - 一、此道具弓鏃鐵炮三様之内、何成共存次第。但鏃と竹柄もても木柄にても貳間とり短と無用也。
  - 然と號權門之被官、不致件役者、或商人、或細工人類、十五・七十と切る可記之事。
  - 一、腰さし類之ひらく、武者めくやう可致支度事。
  - 一、よき者を撰殘し、夫同前之者申付いと、當郷之小代官何時も聞出次第、可切頭事。
  - 一、此走廻を心懸相嗜者ハ侍もても凡下もても、隨望可有御恩賞事。
- 以上

右自然之時之御用也。八月晦日と限る、右諸道具可致支度、郷中之請負其人之交名以下とハ、來月廿日觸々可指上、仍る如件。

丁亥七月晦日

小代官  
柏木角筈 姓 中

- 一、當町草創源左衛門先祖起立之儀と、年曆不相知いと得共、常圓寺開基任いと源左衛門とい哉寛永十年正月十六日病死任、戒名本源院圓設信士と申、田中源左衛門重俊と位牌と有之、其後寛政年中迄と、右子孫相續任、伊太郎と申、當所南側自分地面と住居いと得共、同人病死後、退轉任。
- 一、反別五町貳反歩。

一、野方領。

一、麟祥院領之内と、町御奉行御支配に御座い。

一、高三拾壹石貳斗。

但、柏木村高三百拾貳石九斗三升三合三夕之内と御座い。

一、御檢地之儀と、寶永三戌年中寺社御奉行、本多彈正少弼様と奉願、御勘定御奉行戸田日向守様と御代官雨宮勘兵衛様、清野與右衛門様と被仰付、勘兵衛様御手代小原兵内殿・與衛門様、同橋本儀兵衛殿被成御越、當寺領御檢地被仰付、本高并出高共、御水帳と結、麟祥院と被下置い。

一、表田合間九間。裏行同貳拾五間。  
此坪貳百貳拾五坪。反別七畝五歩。

右文化十酉年中御抱入に相成、年貢地と町並町役相勤申い。

是頃○徳川秀忠治世山城國大山崎八幡宮司河原崎某其製スル所ノ燈油ヲ江戸ニ輸送販賣シ、

尋テ支店ヲ設ケ、幕府用達トナル。○大日本産業事蹟。日本財政經濟史料。

山城國控製燈油江戸積濫觴

攝津大阪燈油賣買の沿革。

○上徳川氏二世○徳川秀忠の時に及び、江戸の地漸くに人烟稠密繁華の大都會となりしより、彼の山城大山崎八幡宮の社司河原崎某なる人其製油を江戸に回送するの業を創めしより販路廣まり、終に支店を設け、幕府の用達を命ぜらるゝに至れり。是れ製油江戸積の鼻祖なり。而して大阪に於ては製油の業、日を逐ふて盛な

山城國控製  
燈油江戸積  
濫觴事蹟

山城國控製  
燈油江戸積  
濫觴事蹟



るを以て、諸國より需要の人輻湊せり。中にも京都、大津より來るもの陸續として絶へず。殊更大内御料の燈油をも調進せり。而して京都より來販する者は、常に大阪京橋三丁目なる鹿島屋三郎右衛門と云ふ者の家を以て其宿とせり。是れ後來京に問屋の立ちし根由なりと云ふ。斯の如く諸國より油需用者の集るに隨ひ、當國は勿論河内、和泉、大和等の近國より其製油を送り來るが故に、之が問屋を設けざるを得ざることに及びたれば、是に於て畿内豪富の輩協議同心して該地に十三軒の出店を開き、諸國より輸送する油の引受問屋を創立せり。是れ出油問屋の濫觴なり。寛文年中石丸石見守の市尹たりし時、頗る諸商業の振起整頓を欲せしかば、本業者は之を幸として出油荷受問屋、江戸積京口問屋、絞油賣仲買問屋の區別を立て、之を株仲間となし官許を得、前記の京橋三丁目に立會をなす根本と定め之を相場所とし、月々是に於て賣買をなせり。是れ油相場の初なり。明和七年七月に至り、大阪市中諸商業の方則を一般に改正するの官命ありしより、本業者の内出油問屋、江戸積問屋、京口問屋等は各株買加金として、一株毎に銀五十枚（二百五十目）を年々官に納むることゝなれり。就ては出油問屋、十三戸、江戸積問屋六戸、京口問屋三戸に其數を限り、新規の加入を許さず。斯くて天保三年十一月に至り、江戸勘定奉行組下直原健十郎なる吏員來阪し、更に寄場所を設け、盛んに賣買すべしとの諭達ありしを以て、爰に初て内本町橋詰町に油寄所を設立せり。其後寄所を舊の京橋三丁目に移轉し、明治維新に際し通商司に於て爲換會社の設立あり。其内に開商社を置かれ、此社に於て明治五年更に油相場所の免許を得、同六年三月に至りて廢止となり、繼ぎて米油會所を設立し延賣買の取引をなす。同七年十二月に廢止せらると云ふ。其後の沿革は種々ありと雖ども茲に之を略す。

——大日本産業事蹟

出油問屋  
出油荷受  
問屋  
江戸積京  
口問屋  
絞油賣仲  
買問屋  
京橋三丁  
目(大坂)  
相場所

〔参考一〕  
荏胡麻搾  
油濫觴及  
沿革

〔参考一〕 荏胡麻搾油濫觴及沿革

山城山崎燈油(荏胡麻搾油)の濫觴及沿革

山城國荏胡麻油の沿革は第一章に記する衛重兵衛所記の搾油濫觴要畧に詳なるを以て、其全文を茲に記して、之が濫觴沿革を明にすべし。清和帝の貞觀元年和州大安寺の僧に行教和尚と云ふ人あり。此の人は武内宿禰の後胤なるが、豊前國宇佐八幡宮の神靈を城州大山崎に遷し奉り、其の後又男山に遷し奉れり。此の時山崎の社司等初めて長木と云ふ搾具を以て、荏胡麻の油を製し、禁裏を始め奉り男山、大山崎兩宮の燈明の料に献じ奉る。是則草種油の濫觴なり。時に朝廷より其の功を賞し給ひて、社司等に油司の口宣を賜ふ。之に由りて所々神社佛閣の燈明油は皆大山崎より納め奉れり。されば元亨釋書に寛平帝の御時七箇所の神社佛閣へ燈明油を納めたる事を記せるも、此の大山崎の油なり。然りしより此の方諸州に傳はり、荏胡麻の油を製すと言へども、未だ天下に普かざる故に、猶昔の菓實の油を用ふる處も多かりけり。其事の延喜帝の御時、諸州より貢調せし地産油の間、荏胡麻油の外に、多く菓實の油を擧げたるにて知られたり。又一條院の正暦の頃大和國椿市は海柘榴うまきの油を繫ぎし所にて、長谷寺の燈明油も此の所より調へし事は、小右記の長谷寺詣の所に見へたり。去れば其の頃紫式部が作れる源氏物語に、椿市にて御明みあかりの事認むる由書きたるも、直に其時の様を寫せしなり。又後堀河院の御時梅尾の明慧上人の作られたる暮露々々草子の發端に、都に油賣る女有りて、其名を暮と云ふ由記されたれば、其頃には山崎より油賣に出でる女ども有りたるなるべし。其後諸州に於ても大山崎長木の製に基き、専ら荏胡麻の油を製し出だせしより大に國益をなせり。之に由りて朝廷より繪旨院宣を賜はり、大山崎の社司をし



て天下荏胡麻製油の長とならしめ給ひ、禁中の燈油男山、大山崎祭奠の料とせられ、諸州荏胡麻製油家の税租を大山崎へ下し給はり、諸關津の進退を自由ならしめ、公事課役等を免除せらる。職人盡し歌合に山崎の油賣を詠みたるも此の時の事にして、諸州の神社佛閣の燈明油を持運び、或は所々へ出づる油賣も皆大山崎の許状を受け、印券を帯びて往來するに諸關津渡を守る士も之を妨ぐる事なし。歴代の御教書鎌倉右大將家より足利將軍家に至るまで其儀同かりけるが、天正年中豊臣太閤の時忽ち先規の例を變ぜられ、京都大佛殿開扉の砌、大佛殿門前に於て長木を立てさせ、大山崎へ油座を許され油本と定められ、大佛殿の燈明油を献ぜられしが、慶長年中太閤薨じて後ち秀頼公豊國の祠を洛東に建てられしに、諸侯より献ぜらるゝ所の石燈籠五十六基の燈明油を山崎油座に命じて納めしめられ、地を大佛殿の傍に賜はりしかば、支配の下司を置きて燈明油を献じ來れり。即今の燈明院是なり。元和の頃豊國の祠毀破せし後、彼の石燈籠も漸々に散失して三十六基のみ存せり。之を大佛殿の傍に残して今に至るまで燈明を點す、今猶毎年十二月十三日大山崎の祠職等神廟に謁し社庫を開き、諸國油賣の輩へ許状印券を與ふるに、舊式に倣ふの神秘あり。俗に之を判紙の會合と云ふ。實に古代の遺例なり。以上所記に於て元和年度迄の景況を知るに足るべし。而して爾後徳川氏二世將軍の時に及び、江戸の地漸く人烟稠密の都會となりしより、彼山崎八幡宮の社司河原崎某製油を江戸に回送するの業を創め、先試みに荷擔にて一二荷を輸送せしに、思の外販路廣り其得益も少からざるを以て、終に支店を設け、覇府の用達を命ぜらるゝに至る。是江戸積の鼻祖なりと云ふ。

〔参考二〕  
白油搾製  
濫觴

〔参考二〕

白油(綿實油)搾製濫觴是頃ニ在ルガ如シ。

——大日本産業事蹟

綿實油

攝津大阪白油(綿實搾油)の濫觴附茶種油の事。

黒油赤油

白油

茶種油

茶種油  
商ノ妨  
碍

綿實を搾り油を製することは其因て來ること久し。其顛末は大阪の白油商家の所藏に係る。元祿二巳年五月の記録に詳なるを以て、其全文を掲げて之が濫觴を明にせんと欲す。夫綿實を以て油を製する事は後水尾院の帝の御宇台徳院殿下○徳川秀忠の御治世元和年中難波にて製しぬ。これ綿實油の基元なり。就中道頓堀大和町松屋彌惣右衛門、尾張坂町、木津屋三右衛門なる人絞り始め、それより數軒其業をなし來れり。是を黒油、赤油と號く。されども燈光すくれに捌けかねしに、彼の木津屋三右衛門、ある時藏の修理ありしに、調へ置し石灰、油壺の中へこぼれ入り、翌の日壺中を見ればたゞへし油澄て色も白く恰も水晶の如し。汲出して少し濁れるを紙袋をもつて漉ぬるに益々清潔なり。嗚呼天の斯民に幸する悦ばしからずや。是よりをひくゝ一晝夜づゝ石灰を以て油を澄しすくれたりとて、それより白油と號く。三右衛門其の術を隠して一己の利を計る事をなさずして、油家の黨に其の法を語り傳ふ。三右衛門は善者なりと謂ふべし。諸油家今に至りて其法を用ひ、世用を廣むる事は全く三右衛門が忠恕の餘澤なり。夫より綿實油は光よろしく、茶種油よりまされりと世もてはやしぬる故に、綿實絞油の業ますます盛になりぬ。然るに茶種油家の黨白油の盛になりしを嫉み、私憤の情を懷き、白油の交易を塞がんとて産業の妨をなせし故、白油屋の黨これを官に訴へしは寛文三年卯の春の事なり。東府の大尹石丸石州君明叡の智をもつて彼が私憤を察し給ひ、公斷明なるによりて白油家の交易元の如くし、其後茶種油家の黨中にて又數軒黨を立て事を司り、白油家は他の油を絞るまじき由を定む。よりて同○寛文八年中の九月、白油家止む事を得ず再び官府に訴へ公斷を仰ぎしに、石州君油を交る事を禁ぜられ、且彼の私に黨を立つ

産業篇第三 覇都時代



る事を堅く戒めらる。其の頃又油粕を買ひ、問屋より油粕に交りものありて肥土の益少きよし訴を構へし事あり。然るに菜種の黨其の節に交へて又訴を構ふ。其言に曰く、綿實油多く絞るが故に油粕あしくなり肥土の益なし。故に農民これを思ふ。其の故は綿實性寒冷にして毒あり、油となしては焼火人の眼目を傷ふ。是石灰を用ふるによりてなり。近世の新規油にて世上の爲によろしからず、願はくば自今禁止して用ふる事なからしめんと。石州君白油家を召して問給ふに、白油家の中松屋彌惣右衛門すゝみ出て申す様、白油家の徒は無學にて事に暗けれども、綿實の毒なる事いぶかし、三年前午の年近國飢饉にて人民饑になやむ時、綿實の粉を蒸して製したる團子を賣りしに、人皆是を以て饑をしのぎ、又是を「こくだんご」と號く、既に饑を救へば毒なき事明けし。且石灰にて澄すが故に眼目を傷ふといふも又いぶかし。尊貴のかたがたにも膳部に用ひ給ふ蒟蒻といへるものは、石灰にてかためたるものなれども、人其の毒に中りし事未だ聞侍らず、白壁は石灰をまじへて塗れども、それゆゑ眼疾を患ふるといふ人未だ是なし。況や綿實油を新規といへども既に四十年來を経たり。農民の其の粕悪くして肥土の益なしと言へるは實事にあらず。何粕にても他物を交合す事を嫌へるは農民の常にして其の理あり、彼の黨の訴へとて信すべき事にあらずといへり。石州君則許容ありて彼の訴平ぎぬ。かくて油粕に他物を交ふる事元より制禁なれば、今より年行司を定め檢察を加ふべしと命ぜらる。同文〇寛翌九年酉の春初めて年行司を相勤む。白油家の黨に二人、菜種油家の黨に七人なり。同年〇寛翌四月二十一日白油家は、胡麻油、菜種油など絞る事、年行司の檢察を受けて絞り商ふ事を許さる。是は彼の黨非義をもつて白油家を訴へし故なり。石州君の明斷尊むべき哉。されば白油家の徒菜種油家にならんと思へば、白油の業絞りにて檢察をう

年行司

け菜種油を製する事なく、此所意味不明ナレバ元ハマ、又菜種油家の徒白油家とならんとおもへば新に白油家の黨に入らざれば綿實を絞る事を許さず。石州君諭書にも綿實油を本油屋の宿へ取入るべからずと命ぜられ、又此の事永世疑論を立つべき事にあらずと。抑石州君の仁慈明斷、木津屋三右衛門の温厚忠恕、松屋彌惣右衛門の秀智直辯によりて國益の道をひらき、白油家の業を永く傳へしむ事なれば、白油家の徒は石州君の鴻恩を仰ぎ、三右衛門、彌惣右衛門兩人のいさおしを思ひて、各子孫不朽に傳へて忘るべからざるものなり。因て其の梗概を記し畢りぬ。

——大日本産業事蹟

〔附記一〕硝子玉、硝子器ノ製造復是頃ニ在ル歟。

硝子玉

(附記一)  
硝子玉、  
硝子器製

元龜元年二十二年肥前の長崎の地頭大村理專おほむらり せん南蠻人の乞ふ所に從て貿易場を其の港内に開く。此の際南蠻の玉工來りて硝子を造り、且其の法を傳ふ。本邦に於て硝子を製すること復此に起る。是より後長崎の工人硝子を以て玉及諸器物を作て以て業と爲す。寛永年間支那の工人長崎に來りて、支那の硝子の巧を傳ふ。是に於て長崎の工人或は南蠻法に従ふ者あり、或は支那法に従ふ者あり、或は南蠻法と支那法とを混淆して傳ふる者あり。既にして京師及大坂、江戸方今東京といふの玉工も亦硝子玉を造る。長崎の巧を傳ふるなり。而して後京師、大坂、江戸の工人並に彫を構へて之を覆ぐに至る。是を多磨たまや也といふ。而して後巧業歲月に進み、琉瑠玉、碧琉瑠玉、ガンギ玉、トンボウ玉、筋玉、印花玉、絲屑玉、金水精玉、七寶玉等の舶來の者を様と爲し、以てこれを模造するに至る。但ガンギ玉及トンボウ玉を模造することは、其の始め大坂の工人某の發明する所に出づる



なり。長崎、京師、大坂、東京の工人並に業を傳へて今に至る。

硝子器

增補 工藝志料卷二 訂正

元龜元年二十二年肥前の長崎の地頭大村理專おほむらり せん南蠻人の乞ふ所に從て貿易場を其の港内に開く。此の際南蠻の工人來りて硝子を製し以て諸器物を造り、且法を所在の者に傳ふ。本邦に於て硝子器を造ることは是に於て復起る。

元和年間肥前の長崎の人濱田彌兵衛はまた ぢやうべゑといふ者あり、南蠻に航し眼鏡を造るの法を習ひ、還り來て、巧を長崎の人生島藤七いしくしやうしちに傳ふ。藤七乃硝子を以て之を造る藤七は眼鏡を造るに或は水精を以て造る事は玉の部に掲載す。其の製作する所の者は圓眼鏡、日眼鏡、月眼鏡日月を觀て眩か、遠眼鏡、蟲眼鏡、數眼鏡、近視眼鏡等なり。既にして京師及大坂、江戸の工人も亦之を造る。長崎の巧を傳ふるなり。而して後長崎及京師、大坂、江戸の工人並に鄺を開て之を鬻ぐ。又硝子を以て念珠、卷軸、鎖子、及燈籠、簾、皿、酒杯、瓶、簪、鏡等の諸器物を造ること盛に起り、工人各鄺を開くに至る。之を多麻也たまたといふ。業を傳へて今に至る。

〔附記二〕 米金ノ事

〔附記二〕 米金ノ事

增補 工藝志料卷二 訂正

或日、今ノ世ホドスリ切ノハヤル事ナシ、金銀ノ不足ハイカ様ノ事ソト云ケレバ、友人云、今ノ世ホド金銀ノ澤山下ニアル事前代未聞ナリ。衣類居宅食物祝言ノ美々昔ニ百倍セリ。諸事ニ心ヲ付テ見玉ヘ。サテ元和比越前福井ノ城下松本ト云所ニテ町人氏名主所へ寄合、元服名ヲ改トテ其中ニ金子所持ノ者有

トテ何モ所望シテ拜見セント云ケレバ、金主巾着ヨリ八重ニ包ヲキタルヲホゴシ金一步ヲ取出見セケレバ上下イタゞキ手渡ニスルトテトリ落ケルニヤ何方ニテ失ヒタル氏知ラズ失タルト也。其比不慮ニ物ノ見ヘザルヲハ戴失タルカト章句ニ云ケリ。サホドニ金子ト云物ヲ凡人ノ見ルコトヲダモナカリシニ、今ノ世ハ乞食非人モ金銀澤山ニ所持セリ。又寛永ノ末迄ハ八木ノ直段北國ノ米五斗ノ俵銀六匁ニ賣シテ予モ覺ケル也。其昔午歳大飢饉ノ時天下一統飢死ノ者多、予若年ノ時父ト連、賀州ヨリ越前ヘユキケル時小松ノ串塾ト云所ヲ通シニ、松原ノ内ニ石瓦ノ如白ク見エケリ。朝霧深シテ慥ナル貌見分ガタシ。依之馬形ニ尋ケレバ、アレコソ午歳ノ大飢饉ノトキ飢死ノ者ノ首ニ繩ヲ付テ此所ヘ在々ヨリ捨タル其骸骨氏ナリトソ申ケル。サナガラ石川ノ水ノ干タルガ如也。又馬形予ガ親ニ語ケルハ、御奉公人ホト結構ナル事ハ御座ナク候。其節トテモ八木ノ高直ヲ御悅也。扱モ一五斗ノ俵二十目ニ買ヒハへバ、我等氏ノ命ノ只今マテナガラヘ申ハ不思儀也トゾ語リケレ。然ラハ其以後明曆酉年五斗六十目ノ直段ナレ氏五斗二十目ノ時程飢死ノ者モ少ナカリキ。サアレバ金銀ハ下ニ多渡有之ト見ヘタリ。然故ニ人々奢有ト知ベシ。

— 碧海探磯丁

寛永元年甲子〇紀元二二八四年幕府西丸殿舎ヲ改造シ、譜第大名ヲ初メ總大名ニ助役ヲ命ズ。

工ニ從フ所ノ諸侯或ハ千石夫ヲ出シ、或ハ資材ヲ献ズ。皇城篇第一參照。

寛永元年西丸殿舎改造 三世將軍家光〇紀元二二八四年ノ代ニ入り、最初ニ爲シタル城普請ハ、寛永元年甲子〇紀元二二八四年ニ於ケル西丸殿舎ノ改造也。以テ前將軍秀忠〇紀元二二八三年ノ退老所ニ充ツ。元和九年癸亥〇紀元二二九三年老中稻葉正勝〇丹後命ヲ受

寛永元年西丸殿舎改造事蹟

諸侯助役

寛永元年西丸殿舎改造



ケテ之ヲ經營ス。寛永元年甲子〇紀元二二八四年。三四月工ヲ起ス。上田〇信濃國城主仙石忠政〇兵部大輔・飯田〇信濃國城主脇坂安元〇淡路守・松本〇信濃國城主松平〇戸田守・康長〇丹波守・高遠〇信濃國城主保科正光〇肥後守・高島〇信濃國城主諏訪頼水〇因幡守ヲ除キ、譜第大名ヲ初メ諸大名皆役ヲ助ク。五月〇寛永元年西丸大手ノ橋ヲ修理シ、七月〇寛永元年ニ至テ成ル。川勝廣綱〇丹波守多賀常長〇左衛門奉行タリ。六月上旬〇寛永元年將軍家光〇徳川假ニ水戸〇常陸國城主徳川頼房〇參謀ノ第〇今ノ吹上ニ徙ル。下旬〇寛永元年柱立式有リ、九月十六日丁卯〇寛永元年名古屋〇尾張國城主徳川義直〇中納言和歌山〇紀伊國城主徳川頼宣〇中納言建築用品ヲ献ジテ内書ヲ賜フ。斯クテ工事ハ是月〇寛永元年ヲ以テ竣成シ、廿二日癸酉〇寛永元年前將軍秀忠〇徳川之ニ徙ル。廿六日丁丑〇寛永元年萬石以上太刀馬代ヲ献ジテ之ヲ賀シ、在國大名ハ使ヲ以テ進献ス。而シテ將軍家光〇徳川ハ、十一月三日甲寅〇寛永元年水戸第〇吹上ヨリ移テ本丸ニ入ル。五日丙辰〇寛永元年諸士參賀シ、三千石以上太刀折紙ヲ献ジ、京都ヨリハ勅使中御門尙長〇中納言阿野實顯〇中納言中宮使岩倉具堯〇木工來リ賀シ、攝家亦使ヲ遣ハシテ之ヲ賀ス。皇城篇参照。

諸侯助役

諸侯助役 是時助役ヲ命ゼラレタルハ、譜第大名ヲ初メトシテ殆ト總テノ大名皆命ゼラレ、唯仙石忠政〇兵部大輔脇坂安正〇淡路守松平康長〇丹波守保科正光〇肥後守諏訪頼水〇因幡守與ラズ。事新撰御家譜ニ見ユ。而シテ助役諸侯中千石夫ニ付キ記事アルモノハ、

大膳大夫利胤〇相模國御代

寛永元子年〇紀元二二八四年千石夫被指出。御場所不明、或は御門塀ト云フ。

——子爵相馬家回答

等アリ。又尾紀兩家ノ建築用品ヲ献ジテ、内書ヲ賜ハリタルコトハ、東武實錄左ノ如ク記ス。

是日〇寛永元年九月十八日尾張中納言義直〇徳川御作事ニ付テ、品々目錄ヲ以テ献上アリ。コレニ依テ御内書ヲ賜フ。

千石夫

資材献上

是日〇寛永元年九月十八日紀伊中納言頼宣〇徳川大坂ノ城〇攝津國經營ノ爲、槻材及ビ江戸御作夏ノ材木ヲ献ズルニ依テ御内書ヲ賜ル。

——東武實錄

〔附記〕 城内藏普請

是年〇寛永元年城内藏普請有リシ者歟、寛政重修諸家譜左ノ如ク見ユ。

元義〇柳原寛永元年〇紀元二二八四年城内御藏の普請奉行をつとめ云々。——寛政重修諸家譜

伊須波國之通商拒斥

三月〇寛永元年甲子廿四日戊寅〇戊寅三伊須波國ノ信使來朝、江府ニ朝シ通商ヲ請ハントス、天主教國ノ故ヲ以テ聘禮ヲ受ケズ通商ヲ斥ク。〇大猷院殿御實紀

伊須波國之通商拒斥

廿四日〇寛永元年三月こたび伊須波國より使を奉る。其船薩州に着岸し、長崎の代官長谷川權六某病養ふため京に寓居せしと聞て、かの國人〇伊須波國人三百人の内七八十人京に來り、權六某に對話し、江府に朝し拜禮を行ひ、その國王が書簡を捧ん事を望請しよし注進す。よて土井大炊頭利勝、井上主計頭正就、永井信濃守尙政等の執政及び金地院崇傳を御前にめして、かの國は天主教を崇尊する事しきりなるよし聞ゆれば、こたび聘禮をおさめん事をのぞむといへども、もしかの邪教を本邦に傳ふべしとの本意あるまじともいふべからず。吾國家邪教嚴制たるうへは、こたびの使人を拒てその聘禮をうけず、速に追歸さるべき旨議定りぬ。よて其旨を崇傳草して、右筆建部傳内直昌に書せしめ長崎代官へ下さる。——大猷院殿御實紀卷二

〔附記〕 松平下野守忠郷邸宅ノ美人目ヲ歎シム。

産業篇第三 覇都時代

〔附記〕 城内藏普請

伊須波國之通商拒斥事蹟

〔附記〕 松平下野守邸善美



御成門

日暮し  
の門

四月五日○寛永元年松平下野守忠卿の邸に初て臨駕あり、水戸宰相頼房郷、藤堂和泉守高虎御先にまかりむかへ奉る。兼るこの設として御成門を經營す。柱には金を以て藤花をちりばめ、扉には仙人羅漢の像を鏤る。精微描繪のごとし、當時の宏麗壯觀その右に出る者なかりければ、年へて後までも衆人此門を見に來るもの日々多し、字して日暮しの門とはいへりしとぞ。此日快晴なりしに、堂室便座簾幙閣帳羅衆人の眼を驚かさずといふ事なし。ことに宋徽宗辰翰、鷹の掛幅、達摩の墨蹟をはじめ、書畫文房茶具古今の奇珍を雜陳せり、實にや忠郷が祖父宰相氏郷は、織田殿の掣にて封地百萬石にあまり、殊更和歌茶道の數奇者にて、賞鑑の名高かりしかば、和漢の奇貨珍寶を蓄積する所理りなりとて、皆人感賞す。床には柴船といふ名香を大麒麟の銅爐にくゆらせたり、御饗の酒肴山海の珍味をつくし、配膳はてゝ庭上におり給へば、櫻花猶咲のこり、色香のどかなる木陰に、蕙席をしきてわたらせ給ひ、池には樋をもつて玉川の水をせきいれしかば、波廣くして大河かとうたがふ。山路には樵徑をつくり、鹿の足あとなどありて、其幽邃のさま深山の如し、深林の下にかりの茶店をかまへ、杉皮をも葺き竹を柱とし、獅子香爐に時鳥の初音といふ名香をたきしめたり。しばしこの店頭に御やすらひませしかば、店主とおぼしき小童編綴を着し窓によりて居眠たり。その形状ながら山店にひとしければ、御心にかなひ、あるじ茶やあると宣ひしかば、小童驚起て柱にかけたる瓢を取りおろし、谷の湯をくみて瓢中の焦椒をたてて奉れば、淡味を賞し給ひながら、其所を立せ給はんとし給ひしに、小童御袖をひかへて、茶の價を乞てやまず、ますく御興に入せ給ひ、御腰の巾著を取て小童に賜はりける。時に忠郷露地口よりいで迎へ敬屈し、先導し數寄屋に請じ奉り御茶を獻す、頼房卿高虎も伴食す。石砌及水盤燈籠等、苔滑に薛蘿

はひまつはりしを以て、いつの間にかく古色をたくはへしとてことに御感あり、御茶はてゝ猿樂御覽ぜらる。供奉の輩にも供給のさま供御に減ぜず。御遊夕に及びければ、御道には篝火をたきて白晝のごとくなりしとぞ。還御の後忠郷兩城にまうのぼり、兩御所に拜謁して謝し奉る。頼房卿高虎もまうのぼる。

——大猷院殿御實紀卷二

賓客饗應制

寛永元年甲子○紀元三三〇四年五月廿五日戊寅○戊寅、三正綜覽旗下ノ士ノ賓客饗應ノ制ヲ定ム。○徳川禁令考

教令類纂。御制法。大猷院殿御實紀。

賓客饗應制  
事蹟

賓客饗應制 幕府禁奢ノ趣旨ヲ窺フト共ニ、武士日常生活ノ一斑ヲ知ルベシ。

寛永元年甲子五月廿五日

一、仰出さる。

覺

一、二汁五菜。

一、酒三獻。

一、肴二色。

一、木具之振舞可爲無用、但、珍客并祝言之座敷々格別也。

一、數寄屋之事。

寛永元子年五月廿五日

産業篇第三 覇都時代

——寛永日記増補一〇。日本財政經濟史料同

二汁五菜  
酒三獻  
肴二色



振廻之事。

覺

一、二汁五菜。

酒一献御觸書ニハ三  
献ニ作る。

一、肴二色。

一、木具振廻可爲無用、但珍客并祝言座敷ハ格別也。

一、敷寄屋之事。

寛永元子年五月廿五日。

廿五日寛永元年甲子五月賓客饗應の制を令せらる。二汁五菜、酒三献、肴二種に限るべし。木具を用ゆべからず。

然といへども珍客并に婚禮等はこの限りにあらずとなり。

——徳川禁令考敬令類纂  
御制法同。

——大猷院殿御實紀卷二

諸侯妻子在  
府之制

十一月寛永元年甲子、  
紀元二二八四年。十三日甲子甲子、  
正綜覽。諸侯妻子ヲ江戸ニ置ク事定マリ、是日薩摩宰

相家久島津卒先其妻子ヲ江戸邸ニ移ス。大猷院殿御實紀  
寛政重修諸家譜。

諸侯妻子在府之制

諸侯妻子在  
府之制事蹟  
島津家久

十三日寛永元年甲子、  
十一月○中略。是よりさき薩摩宰相家久島津は家臣伊勢兵部を使用して、土井大炊頭利勝に申けるは、神祖深川家歴統御ましましてより此方殆三十年、たれか三朝の國恩を仰がざる者あらんや、世のため國のためをはかるに、諸大名の妻子を府にめされ、各邸に住居せしめば、諸大名江戸にある事、封地にあるよりも安

心すべし。よろしく議定あらんにやとぞ申ける。其建議を然るべき旨仰下されしかば、家久まづをのが妻

——大猷院殿御實紀卷三

寛永元年十一月十三日家久島津妻子を携へ江戸におもむく。これさきに家臣伊勢兵部貞昌をして、土井利勝に就て、諸大名の妻子を江戸の邸宅にうつしをらしめむ事を言上せしめ、御許容ありしによりてなり。

——寛政重修諸家譜

薩摩國鹿兒島城主中納言家久卿寛永元年十一月十三日家眷をたづさへ江戸に移る。是鎮西の大名妻子を關東にうつせし始とぞ聞えける。

——大猷院殿御實紀卷世八

〔附記〕 町奉行米津勘兵衛卒去ス。

同寛永元年十一月二十六日、米津勘兵衛田政卒ス。六十二歳。慶長九年ヨリ江戸町奉行ヲ勤ム。是ヨリ先  
キ大御番組頭ヲ勤メ、其後御使番ヲ役ス。

——東武實錄

田政勘兵衛。  
米津。

米津小太夫政信の四男。母は某氏。

天正五年より東照宮につあへたてまつる。時に十  
五歳。はち小牧をよび小田原役に供奉す。そのうち仰によりて台徳院殿に奉仕し、御使番をつとむ。慶長五年上杉景勝御征伐のとき、したがひたてまつり、下野國宇都宮まいたり、それより中山道を御進發ありて信濃國上田城を攻めたまふのとた、れほせをうけて御先手を巡見し、その身も戦功ありしかば、御感ありて黄金をたまふ。九年町奉行となり、武藏國都筑、下總國印旛・相馬、上總國埴生・香取五郡のうちをいて、采地五千石を知行す。寛永元年十一月二十二日産業篇第三 覇都時代

〔附記〕  
町奉行米  
津卒去



死す。年六十二。法名圓海。深川の本誓寺に葬る。

——寛政重修家譜

田政ノ死寛永元年十一月廿二日ニ在ルコト、寛永諸家系圖傳ニモ見ユ。

廿二日○寛永元年十一月廿二日町奉行米津勘兵衛田政子内藏助日盛家をつぐ。(藩翰譜)

——大猷院殿御實紀

水戸家藏屋

是月○寛永元年甲子(紀元二二八四年)十一月

水戸○常陸

城主徳川頼房○左近衛權中將

ニ倉廩ノ地ヲ

谷島○市内日本橋區

ニ與フ。○威公年

譜。源流綜貫。水戸年譜。水戸紀年。

水戸家藏屋

鋪事蹟

頼房○徳川

水戸家藏屋鋪 往古江戸繪圖谷藏ニ「水戸様所藏やしき」ト有リ。稻葉丹後守藏屋鋪ニ隣ル。

○上。寛永元年甲子十一月賜別荘矢島。以置倉廩。稱矢倉屋敷。元禄六年癸酉八月五日常憲公賜西葛西小梅地。換之。

——源流綜貫

寛永元年甲子、公○徳川頼房二十二歳。冬十一月台徳公賜矢島地。置倉廩。

源流綜貫按御代記作「淺草藏屋敷。大全見開録作「矢倉藏屋敷。古本綜貫曰、賜別荘于淺草川上。置倉廩。註稱「矢倉屋敷。元禄六年癸酉西葛西小梅一也。今稱「小梅藏屋敷」是也。

——威公年譜

一、同年○寛永元年十一月御藏屋敷御拜領。翌年寅ノ年ノ御普請有。

——水戸年譜

十月○寛永元年浅草矢島ニテ米廩ノ地ヲ賜フ。○明年倉廩ヲ造ル。

——水戸紀年

水戸紀年元和九年癸亥ノ條「補十二月別荘ヲ浅草川上ニ賜フ」。ト記スモ同ク此ノ藏屋敷ヲ指ス者ナル可シ。

(附記)

本所竹倉

往古江戸繪圖、濱町附近ニ材木藏、竹藏ヲ圖ス。本所竹倉ハ、之ヲ移シタル者歟否歟。東京通志左ノ如ク記ス。

本所倉址。

本所區横綱町壹丁目ニアリ。東西凡四町貳拾壹間三尺、南北凡拾町四拾六間。寛永ノ頃幕府倉庫ヲ置、

竹木ヲ儲藏ス。故ニ俗竹倉ト云。本所委町舊名主某藏文書寛永元年御藏屋敷云々ト記、漸ク近地ヲ併合ス。凡四萬六百拾壹坪餘アリ。享保十八年癸丑

材木ヲ猿江ニ移シ米廩トナシ、倉廩凡三拾七宇貳百七拾アリ。弘化ノ頃、又増築スト云。明治ノ初之ヲ收メ、後陸軍省倉

廩トナス。

十二月○寛永元年甲子、(紀元二二八四年)

十二日壬辰○壬辰、三正綜覽。

朝鮮信使着府、

十九日己亥○己亥、三正綜覽。

登營シテ

貢物ヲ俸グ。大猷院殿御實紀。

朝鮮信使貢物

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

物奉獻事蹟

十二日○寛永元年十二月朝鮮信使着府す。町奉行島田次兵衛利正品川驛にまかり郊迎す。例により芝浦本誓寺を旅館とし、阿部備中守正次。安藤右京進重長饗應使たり。坂上池院日記

十九日○寛永元年十二月韓使登營す。出仕の輩五位以上衣冠せり。正使鄭岬。副使姜弘重。從事官辛啓榮大手門より玄關にいたり殿上に伺公す。此時御衣冠にて大廣間にいたらせ給ひ、上段につかせ給ふ。重疊の上に御褥

を置御簾をかかぐ、左に御刀掛を設く。御太刀は吉良上野介義彌、御刀は有馬長門守信堅是を役す。貢物

は鷹五十連、虎皮廿張、豹皮二十張、人參百斤、紬五十疋、青皮十紙、紙五十帖、花席廿枚、花絲絹五十

産業篇第三 霸都時代



反、金襴十卷、襪十卷、白苧布五十疋、使臣獻物は虎皮廿枚、照布三十疋、花席廿枚あらかじめ西南縁上に陳列す。宗對馬守義成は朝鮮國王李佺が書簡を持出、御前の縁にて丹羽宰相長重にさづく。長重捧て酒井雅樂頭忠世にわたし、忠世とりて御覽に備ふ。時に三使御前にいで、中段まですゝみ拜し奉る。上々官朴大根李彦瑞、二人も其後に従ひ拜し、三使退て下段に西面して着座す。通事二人縁上に出て拜す。次に武官廿人、文官十餘人みな縁上に出て拜し、下官は庭上にいで拜し、各西門外に退く。かくて布衣の侍いで、貢物を撒す。ときに宰相長重、雅樂頭忠世をもて、遠境より書簡を奉り所感淺からず、かつは三使等萬里の風濤をしのぎ、勞苦たるべしとの御旨を傳ふ。次に三使に御杯を給ふ。饗具は皆金銀をもてよそふ。御酌は永井信濃守尙政。御伽は青山大藏少輔幸成役し、三使の給使は小姓の輩也。三使給はりはて、興にいらせ給ふ。其時三使又中段に進み拜謝し奉る。次に駿河中納言忠長卿。水戸宰相頼房卿出られ、三使と互に一揖して座につかる。近習の諸大夫供給の役して饗膳を賜ふ。初献の盃忠長卿より鄭立、次に頼房卿より姜弘重、辛啓榮、二献は忠長卿より辛啓榮、次に頼房卿、鄭立、辛啓榮、三献は忠長卿より辛啓榮。次に頼房卿。鄭立。姜弘重にて盃を納む。朴大根李彦瑞は次の間にて饗せられ、文武官廿八人は殿上間にて饗せらる。事はて、茶菓賜はり三使退出す。酒井雅樂頭、土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝、内藤伊賀守忠重、稻葉丹後守正勝玄關迄送る。つぎに再び大廣間にわたらせ給ひて、諸大名拜謁して退く。韓使は竹橋門をいで、駿河、尾張、紀伊三邸の前を過て西城に登る。大手門よりいり大廣間にいたる。大御所出まして、三使以下拜謁のさま本城のごとし。たゞし武官の徒本城にては、弓箭を帶しながら出て拜しけるが、大御所の御前にては大不敬也とて、悉くに弓箭を脱して拜禮せしむ。大御所へは國王書簡並に聘

物なし。三使より虎皮十枚。白苧布卅匹。蜜蠟百斤。花席十枚。金襴十卷奉り畢て退く。此日大御臺所多門より、ひそかに韓使行装を御覽じ給ふ。異國日記。坂上池院日記。元和年錄

大猷院殿御實紀卷三

廿日○寛永元年十二月金地院崇傳をめし、朝鮮王李佺が書簡をよましめらる。別に彼國禮曹參判吳百齡より、執政のもとへ書簡を呈し、虎皮二張。金襴五疋。花襪五疋。照布三疋。白紙十卷をさゝげ、故豊臣太閤かしこを征せられし時、生擒の旄倪ぼうがひなを貴邦にとゞまる者ありときけば、こたび聘使のつゐでに、悉くかへし給はん事をこふ。又安南國よりも書簡を捧げしかば、ともに崇傳をして其返簡をつくらしむ。異國日記

大猷院殿御實紀卷三

廿二日○寛永元年十二月御返簡を御覽にそなふ。此日韓使に歸國のいとま給はる。本誓寺に酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝御使す。大紋を着せり。宗對馬守義成并に柳川豊前守調興是にそひたり。かくて御返簡を三使にさゞく。雅樂頭忠世、大炊頭利勝、酒井阿波守忠行、酒井讚岐守忠勝并に板倉周防守重宗よりの返簡をもさづけ、さきに生獲の韓人は皆歸國せしむ。たまゝのこり留まるものは、永く本邦の民たらん事を願ひ、歸國の事を思はざれば、あゝかへしがたき旨をのせけるとぞ。國王への御贈物の外、三使に鎧三領、金屏風五双、上々官へ銀二千兩づゝ、兩判事へ銀五百兩づゝ、上官三十人へ銀五千兩、下官へ青銅十萬疋、大御所よりは三使に劔一口、銀三千兩、金屏風一双づゝ、上々官へ銀千兩、劔一口づゝ、判事へ三百兩づゝ、上官へ三千兩、下官へ青銅五千匹給ふ。この日對馬守義成にも銀五百枚小袖廿領たまはり、豊前守調興にも銀五百枚、小袖十領下され、ともに歸封のいとま下さる。異國日記。坂上池院日記



○廿四日○寛永元年十二月この日朝鮮使府を發し歸國に赴く。東武實錄。異國日記

——大猷院殿御實紀卷三

——大猷院殿御實紀卷三

靈巖島埋築

是年○寛永元年甲子、(紀元二二八四年)淨土僧靈巖、江戸八町堀ノ海上ヲ埋築シテ靈巖島ヲ築ク。○東武實錄。大猷

院殿御實紀、御府内備考。東京府志料。

靈巖島埋築事蹟

靈巖島埋築

是年○寛永元年雄譽靈巖上人法力ヲ以テ江戸八町堀ノ海上ヲ諸檀那土石ヲ運ビ集メテ陸地ニ築ク。爰ニ於テ一字ヲ立テ靈巖寺ト號ス。

世ニ是ヲ靈巖島ト云フ。萬治二年八月三日靈巖寺ヲ以テ公用ノ地トナス。此地往昔靈巖和尚自カラ以テ築ク處ノ寺地ナリ、是ヲ召シ上ゲラル、ニ依テ此時寺領五十石ヲ始テ寄附セラレ、御朱印ヲ賜リ寺地ヲ西葛西ニ轉ジ移サル、是今ノ靈巖寺ノ地ナリ。——東武實錄

是冬○寛永元年又淨土僧靈巖精力をつくし、衆人を募縁し土石を運致せしめ、八町堀の海邊を新築して陸地となし、精舎をいとなみしかば、其地を靈巖島と號し、其寺を靈巖寺といふ。この後萬治二年に寺を西葛西にうつさる。——大猷院殿御實紀卷四

靈巖寺表門前町○深川

一、町内起立之儀を、向井將監様靈巖和尚御歸依之由ニ由、當時靈巖島と相唱い場所、東西一町餘南北二町斗之海沼御寄附有之、寛永元甲子年起立仕、同四丁卯年地面都合六町餘靈巖和尚拜領被仰付水地築立建

靈巖島埋築

立仕、其砌を建來い門前町屋之御座い。其後明曆三丁酉年正月十八日十九日兩日之大火ニ由り寺并門前町屋共類焼仕い之付、萬治元戊戌年三月十八日當所深川ニ由り替地被仰付以後建來い門前町屋之御座い。右門前坪敷起立之節何レハ御願申上い哉相知不申、尤寺社御奉行御支配ニ由り處、延享二丑年十二月申町御奉行能勢肥後守様、島長門守様御勤役之節々町方御支配ニ相成、古來々町人共所持地面ニ由り沽券地同様ニ取扱申い。表裏兩門前町相分ケ唱來い儀ハ、寛政三亥年御改正ニ由り町入用減方書上之節々書來申い。

——御府内備考卷百二十二

靈巖寺裏門前町○深川

- 一、町内起立之儀并表裏兩門前町と相唱い譯、都る表門前町を申上い通御座い。
- 一、町内東側町屋、南北間口四拾四間半餘、裏中同斷、東西裏行拾三間。
- 一、西側町屋、南北間口四十五間半餘、裏中同斷、東西裏行七間。但裏門道中間敷除之。

一、南側町屋、南北間口五間、裏中同斷、東西裏行三十壹間。

——御府内備考卷百二十二

深川靈巖寺表門前町

一、町内起立之儀を、向井將監様靈巖和尚御歸依之由ニ由、當時靈巖島と相唱い場所、東西壹丁餘、南北貳丁計り之海沼御寄附有之、寛永元甲子年起立仕、同四丁卯年地面都合六町餘、靈巖和尚拜領被仰付、水地築立建立仕、其砌を建來い門前町屋之御座い。○中略。



一、

名主 九 左 衛 門

右先祖九兵衛儀之、丹波國桑田郡之産之る、村名相知不申、桑田攝津より申職仕居り者之る、如何之譚  
ニハ哉、寛永之初メ御當地ハ罷出、茅場町邊ニ罷在、靈巖和尚兼る知人ニ付、其頃靈巖和尚拜領地築立之  
節世話仕、門前町屋出來之節、靈巖和尚見立之る名主役相勤由、其後代々役義相續仕。度々之類焼  
る書留焼失仕候間、委細之儀ハ相知不申、申傳ニ御座。右九兵衛ハ私迄十代ニ罷成。

深川靈巖寺裏門前町

一、町内起立之儀、并表裏兩門前町より相唱ハ譯、都る表門前町ニ申上ハ通ニ御座。

——文政町方書上

深川靈巖町、此町ハモト靈巖寺門前、表門前、裏門前ト二所ニ分ル。初メ靈巖寺ヲ靈巖島ニ創立セシ頃ヨ  
リ、其門前ニ商家ヲ開キシカ、萬治元年寺ヲ此地ニ移サレシトキ、商家モ共ニ移轉シ、市塵ヲ開キシナ  
リ。明治二年門前ノ二字ヲ省キ町名トス。同五年又近傍ノ土地并靈巖寺・淨心寺・法禪寺・雲光院ヲ此町  
ニ合併ス。

靈巖島町、此町ハ昔靈巖寺ノ門前ニテ、寛永ノ頃、此地草創ノ町家ナリト云。

——東京府志料

寛永二年乙丑二月二日辛巳

○紀元二二八五年  
辛巳。三正綜覽。

安南國ノ信書ニ對シ通商交通許可ノ返翰

ヲ老臣等ノ名ニ於テ作進セシム。

○大猷院殿  
御實紀。

安南國通商交通許可

是日、去歲安南國ヨリ捧ゲタル書翰ノ御返翰ヲ金地院崇傳ヲシテ作進セシメ、同國ト

安南國通商  
交通許可

安南國通商  
交通許可事  
蹟

ノ通商交通ヲ許可ス。

二月二日<sup>○寛永二年</sup>。安南國御返簡を大御所<sup>○德川秀忠</sup>御覽にそなふ。近例安南には老臣の返簡を贈れば、今度も御書を  
ば給はるべからず。酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝より、返簡せしむべしとの仰に  
て、金地院崇傳老臣の返簡を作進す。その趣は、彼國書并献する所の寶枕を御覽にそなへしに、御感淺か  
らず、よつて國王請所の刀劍若干をつかはさる。かつ兩國通交商船往來その望にまかせらるゝとなり。御  
賜物太刀十振、大腰刀十柄、小腰刀十柄なりとぞ。異國日記

——大猷院殿御實紀卷四

寛永二年乙丑<sup>○紀元二二八五年</sup>

三月、旗下萬石以下ノ士ノ府下宅地ノ制ヲ定ム。

○寛永日記增補。東  
武實錄。徳川禁令考。

旗下宅地制  
事蹟

日本財政經濟史料。  
大猷院殿御實紀。

旗下宅地制

寛永二年乙丑三月 日

此月、御旗本屋布の間敷を定らる。

——寛永日記增補

是月<sup>○寛永二年三月</sup>。江戸御城下諸侍屋敷ノ間敷ヲ定メラレ仰出サル、趣

覺

- 一、壹萬石ハ七千石迄
- 一、六千石ハ四千石迄
- 一、三千五百石ハ貳千六百石迄

- 五十間四方
- 四十間五十間
- 三十間四十間

産業篇第三 覇都時代



- 一、二千五百石より千六百石迄
- 一、千五百石より八百石迄
- 一、七百石より四百石迄
- 一、三百石より二百石迄

- 三十三間四方
- 三十間四方
- 二十五間三十間
- 二十間三十間

寛永二年三月 日

——東武實錄○徳川禁令考同。

寛永二年乙丑三月 日

江戸御城下諸侍屋敷の間敷を定めらる。

覺

- 一、壹萬石より七千石迄、
- 一、六千石より四千石迄、
- 一、三千五百石より貳千六百石迄、
- 一、貳千五百石より千六百石迄、
- 一、千五百石より千六百石迄、
- 一、七百石より四百石迄、
- 一、三百石より二百石迄、

- 五拾間四方
- 四拾間に五拾間
- 三拾間に四拾間
- 三拾三間四方
- 三拾間四方
- 貳拾五間に三拾間
- 貳拾間に三拾間

- (朱書) 貳千五百坪
- (朱書) 貳千坪
- (朱書) 千貳百坪
- (朱書) 千八拾九坪
- (朱書) 九百坪
- (朱書) 七百五拾坪
- (朱書) 六百坪

——日本財政經濟史料第四卷

府下宅地之制

此月○寛永二年三月府下宅地の制を令せらる。萬石より七千石迄は五十間四方、六千石より四千石迄五十間か四十間。三千石より二千六百石迄は三十間か四十間。二千五百石より千六百石までは三十三間四方。千五百石より八百石までは三十間四方。七百石より四百石迄二十五間か三十間。三百石より二百石までは二十間か三十間たるべしとなり。

屋鋪改任命

四月八日丙戌

○寛永二年乙丑(紀元二二八五年)○丙戌、三正綜覽。

先手頭阿倍正之

○四郎五郎

ニ命シテ府内武家宅地ヲ查檢セシム。

セシム。

○江城年錄。慶延略記。寛政重修諸家譜。大猷院殿御實紀。國字分類雜記。

屋鋪改任命

屋鋪改任命

一、四月八日○寛永二年江戸中屋鋪改被仰付、奉行阿倍四郎五郎。

——江城年錄

四月八日○寛永二年阿倍四郎五郎屋布改被仰付。

——慶延畧記

寛永諸家系圖傳阿部正之譜「寛永二年五月、正之旨をかうふり、江城下宅あらため、諸士まじりさつく」。寛政重修諸家譜同譜、「寛永二年五月仰をうけて、御城下諸士の宅地を分ち定め、ト記シ、大猷院殿御實紀ハ、「八日○寛永二年四月先手頭阿倍四郎五郎正之、府内宅地查檢命せらる」。ト傳フ。尙、國字分類雜記、屋鋪改ニ付キ記ス處左ノ如シ。

屋鋪改

寛永二乙丑年四月、屋敷改を阿部四郎五郎ニ命せらる。是屋鋪改の始宛なるを慶延略記。

寛文十辛亥年二月十九日、金貳枚時服貳、羽織壹宛、奥津内記、渡邊久藏、川田六郎右衛門右三人屋鋪改被爲召、被下之、但内記ハ御役御免之旨、老中傳之、藤堂權兵衛石尾長之助右兩人屋鋪改被仰付老

産業篇 第三 覇都時代